

# 第7期中原区地域福祉計画

福祉のこころ、人と人との橋わたしで  
支え合える地域づくり

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



川崎市 中原区



市民一人ひとりが共に支え合い  
安心して暮らせる ふるさとづくり  
～川崎らしい都市型の  
地域包括ケアシステムの構築をめざして～



本市は、全国平均に比べると、比較的市民の平均年齢が若い都市ですが、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者(後期高齢者)となる令和7(2025)年には、高齢化率が21.3%に達し、本格的な超高齢社会が到来します。

同時に少子化も進行する中で、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まですべての市民の皆さまが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざして、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

今回、策定いたしました「第7期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても、地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、行政をはじめ、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、住民、民間企業など、地域で活動されている皆様の御理解・御協力が必要と考えております。また、今後、令和7(2025)年以降を見据え、デジタル化などの社会の変化も視野に入れ、予防的な視点を重視した取組を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、様々な工夫をしながら地域における「顔の見える関係づくり」を進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

川崎市長 福田 紀歩



## 目 次

<b>序 章 川崎市地域福祉計画について .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨・期間 .....	3
(1)計画の趣旨.....	3
(2)計画の期間.....	3
2 地域福祉計画と関連計画等の関係性.....	4
3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進.....	5
(1)社会環境の変化 .....	5
(2)策定の背景 .....	5
(3)推進ビジョンの概要.....	6
(4)地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ .....	7
4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制 .....	8
(1)地域みまもり支援センターによる取組.....	8
(2)取組の推進イメージ .....	8
5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題 .....	9
6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿.....	10
(1)地域福祉とは.....	10
(2)地域福祉の対象者と担い手 .....	11
(3)令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿 .....	11
7 第7期計画期間における施策の方向性.....	14
(1)計画の基本理念・目標 .....	14
(2)地域福祉計画推進における圏域の考え方 .....	16
8 第7期計画の実施状況の点検・見直し .....	18
<b>第1章 中原区地域福祉計画について .....</b>	<b>21</b>
1 中原区地域福祉計画とは .....	23
(1)中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨 .....	23
(2)計画策定の流れ .....	24
(3)中原区社会福祉協議会との連携 .....	24
2 中原区の地域の特色 .....	25
(1)区の概況 .....	25
(2)地区(地域包括ケア圏域)の概況 .....	26
3 数値や現況などから見える中原区 .....	38
(1)第6回川崎市地域福祉実態調査から見える中原区 .....	46
(2)「中原区地域福祉計画推進検討会議」の意見等から見える中原区 .....	52
4 第6期計画の振り返り .....	53

5 第7期計画に向けて .....	54
<b>第2章 中原区地域福祉計画の取組 .....</b>	<b>55</b>
1 中原区がめざす地域福祉 .....	57
(1)基本理念「福祉のこころ、人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり」.....	57
(2)基本目標 .....	58
2 計画の体系 .....	59
3 取組一覧 .....	60
4 重点的に取り組む施策 .....	64
5 具体的な取組 .....	67
基本目標1 一人ひとりが主役の地域づくり .....	67
基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり .....	70
基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進 .....	75
基本目標4 地域参加の仕組みづくり .....	81
6 地域福祉計画の進め方 .....	93
7 計画の進捗管理 .....	94
<b>資料編 .....</b>	<b>95</b>
(1)第7期中原区地域福祉計画策定の経過 .....	97
(2)中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱 .....	98
(3)中原区地域福祉計画推進検討会議（任期：R3.4～R6.3） .....	99

川崎市地域福祉計画について

# 序 章



# 1 計画策定の趣旨・期間

## (1) 計画の趣旨

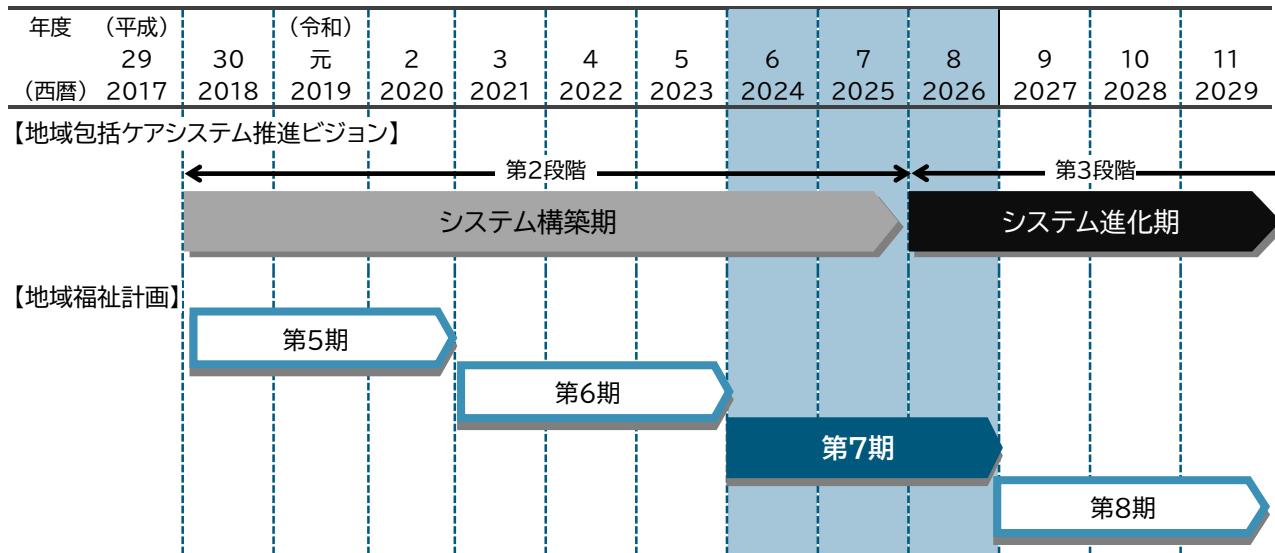
「地域福祉計画(以下、「計画」という。)」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業(同法第106条の3第1項各号)の実施に関する事項

本市では、平成16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。また、第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

## (2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



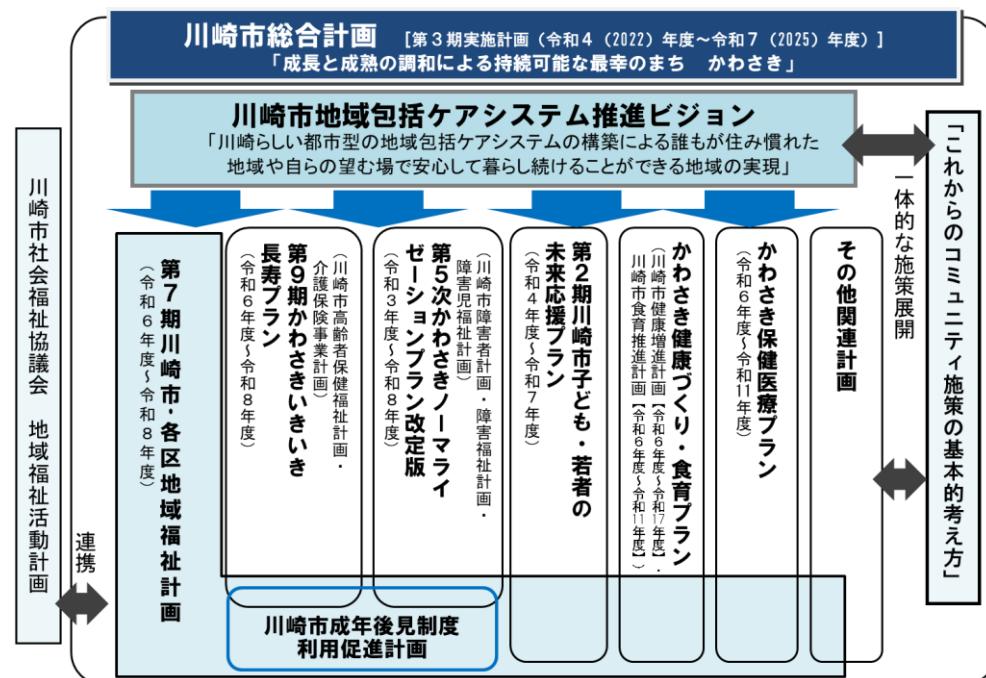
## 2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下、「推進ビジョン」という。)を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般(令和5(2023)年度)の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け(社会福祉法第107条第1項第1号)に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

### 【推進ビジョンと関連個別計画の関連性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元(2019)年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源(本人資源)に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### 3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26(2014)年度に「推進ビジョン」を策定しました。

#### (1)社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

#### (2)策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

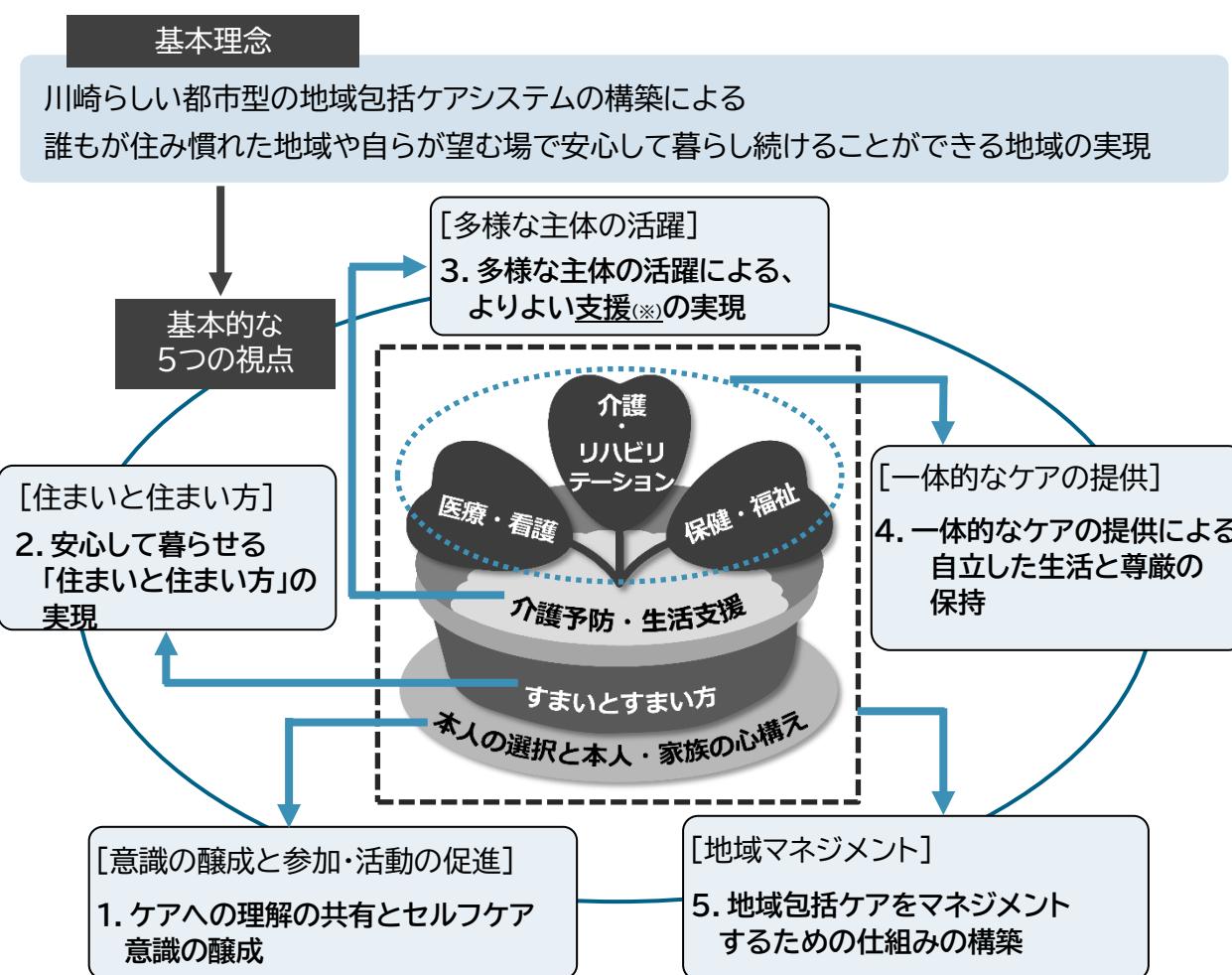
さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

### (3)推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方(地域コミュニティ等との関わり方)」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを發揮し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】  
～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典:三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」  
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

\*「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

## (4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

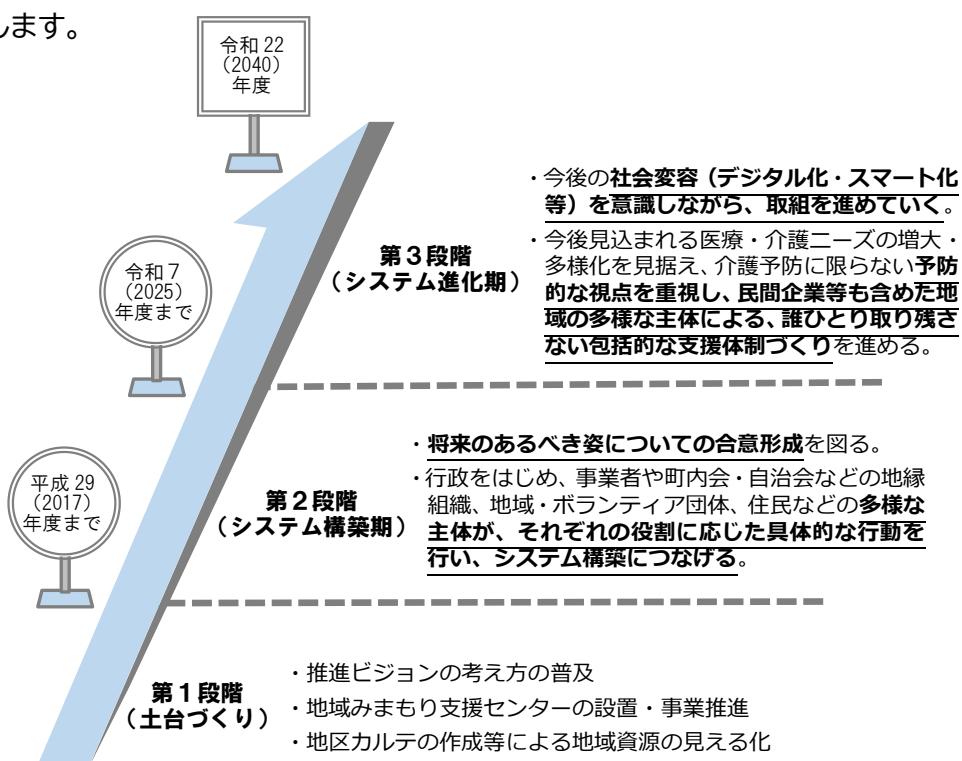
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27(2015)年度から 29(2017)年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成 30(2018)年度から令和7(2025)年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8(2026)年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年\*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる8050問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和7(2025)年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX(デジタルトランスフォーメーション)等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和 22(2040)年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



\*令和22(2040)年:いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上高齢者(前期高齢者)となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

## 4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

### (1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28(2016)年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

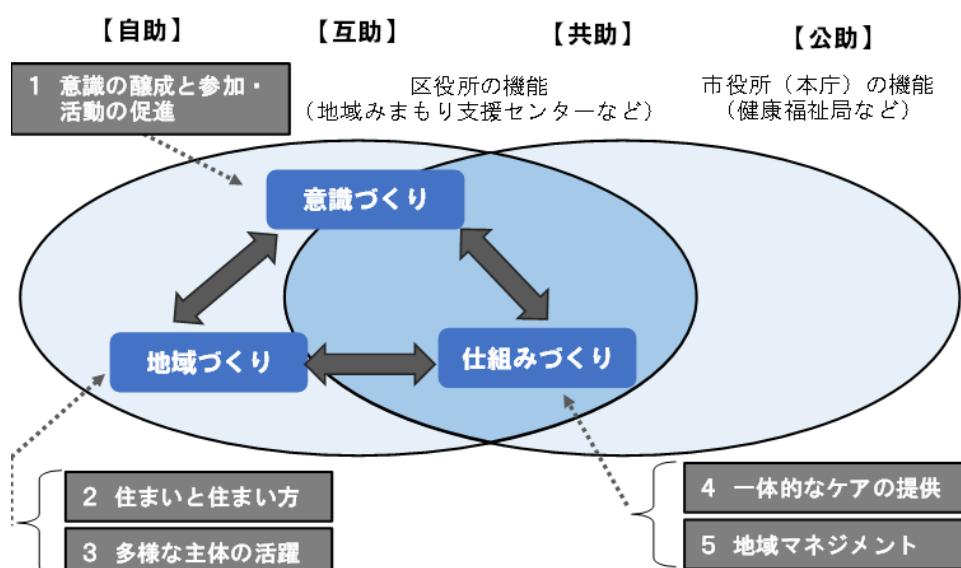
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内の個々人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31(2019)年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」(以下、「地域みまもり支援センター」という。)と改称しました。

### (2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所(本庁)が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

#### 【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



## 5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間:令和3(2021)~5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

### 第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」

～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

#### 【基本目標】

- (1)住民が主役の地域づくり
- (2)住民本位の福祉サービスの提供
- (3)支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4)連携のとれた施策・活動の推進



### 第7期計画への課題

#### 【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

#### 【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を踏まえた取組を進めること

#### 【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつなげられる連動した仕組みづくりを一層進めること

#### 【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種の連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

## 6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿

### (1) 地域福祉とは

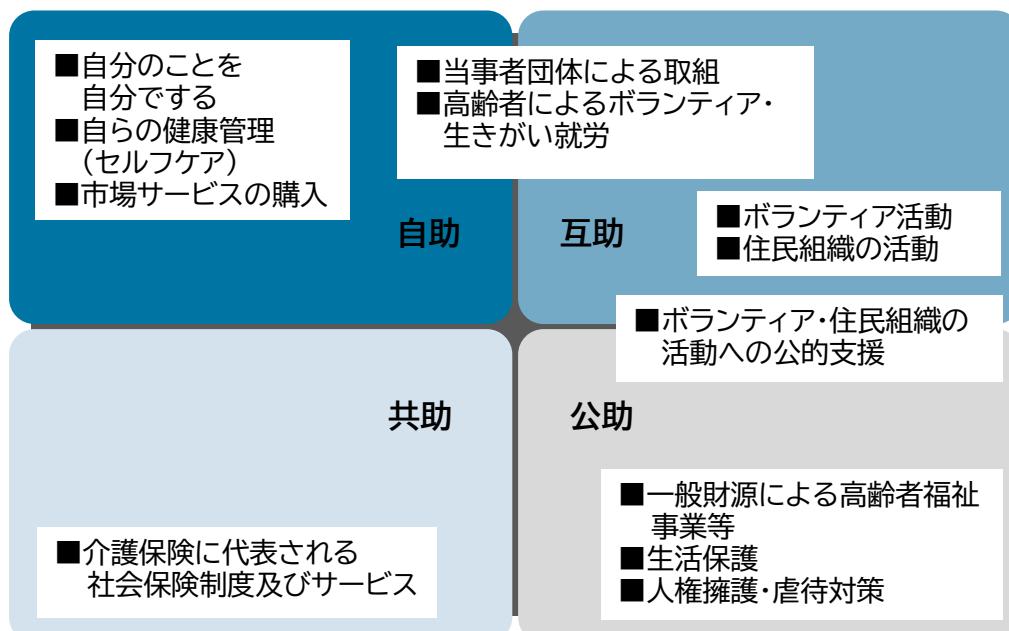
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

#### 【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典:厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

## (2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

## (3) 令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約 31.5 万人(令和4(2022)年10月1日現在)ですが、令和7(2025)年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、16.8 万人から、令和7(2025)年には 20.5 万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和 12(2030)年頃の人口のピークを経て、令和 27(2045)年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることが見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7(2025)年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7(2025)年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7(2025)年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

**【令和7(2025)年以降の当面想定される課題とめざす姿】**

	現状の課題と令和7(2025)年以降の 当面想定される課題	令和7(2025)年以降の 地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。</li> <li>○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。</li> <li>○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。</li> <li>○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。</li> <li>○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。</li> </ul>
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。</li> <li>○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときに声を挙げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。</li> <li>○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。</li> </ul>
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。</li> </ul>
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。</li> </ul>
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていく環境づくりが必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。</li> </ul>
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。</li> </ul>

	現状の課題と令和7(2025)年以降の 当面想定される課題	令和7(2025)年以降の 地域福祉のめざす姿
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

## 7 第7期計画期間における施策の方向性

### (1) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるより良い支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

#### 基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり  
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

#### 基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

**1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成**

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

**2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現**

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

**3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現**

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

**4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現**

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種の連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

**5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築**

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

## (2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきが得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

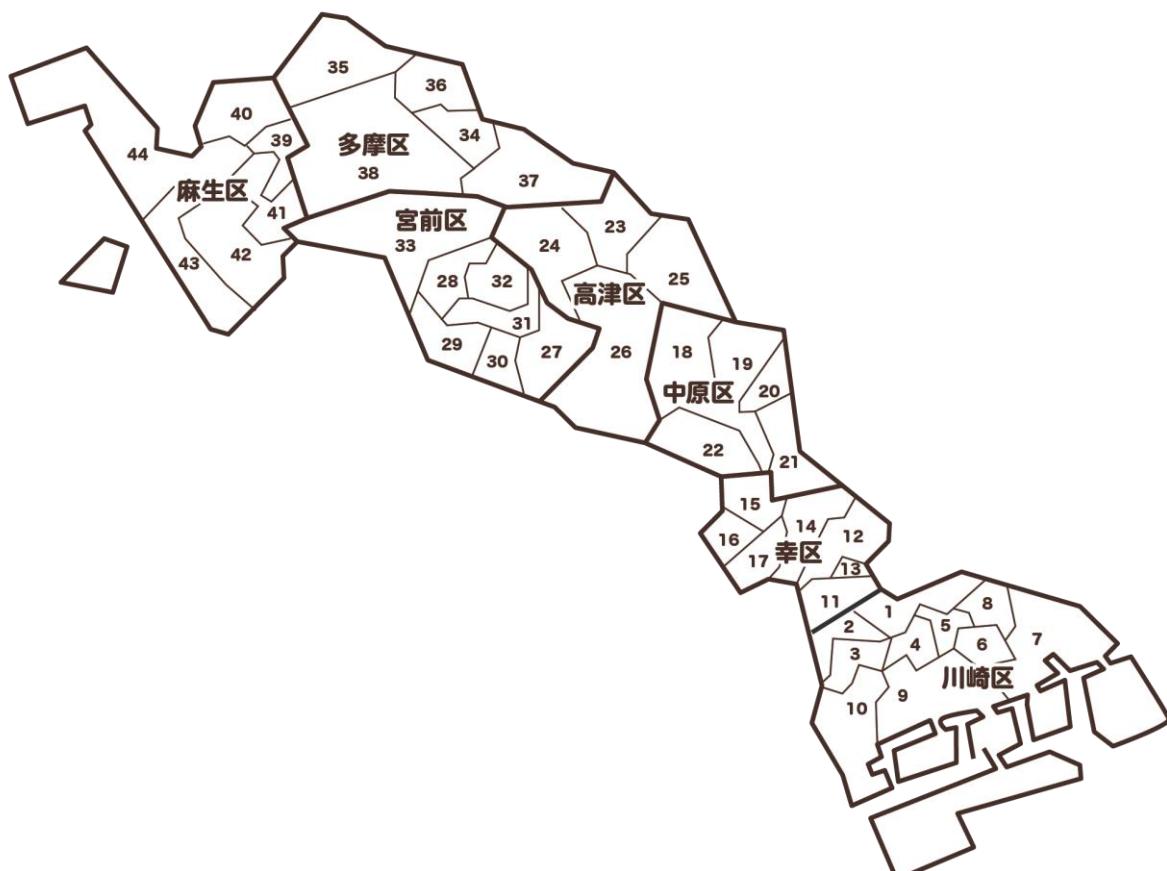
今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

### 【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】(令和5(2023)年4月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 ※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域 町内会・自治会(650) 小学校区(114 校区) など	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。</li> <li>・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。</li> <li>・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している など</li> </ul>

第2層	<p>(中地域) 地域ケア圏域(44 圏域) ※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域  人口平均 約 3.5 万人 中学校区(52 校区) 地区社会福祉協議会(40 地区) 地区民生委員児童委員協議会(56 地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。</li> <li>・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。</li> <li>・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。</li> </ul>
第1層	<p>(行政区域) 人口 約 17 万人～26 万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。</li> </ul>
第0層	<p>市域 人口 約 154 万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。</li> </ul>

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。



## 8 第7期計画の実施状況の点検・見直し

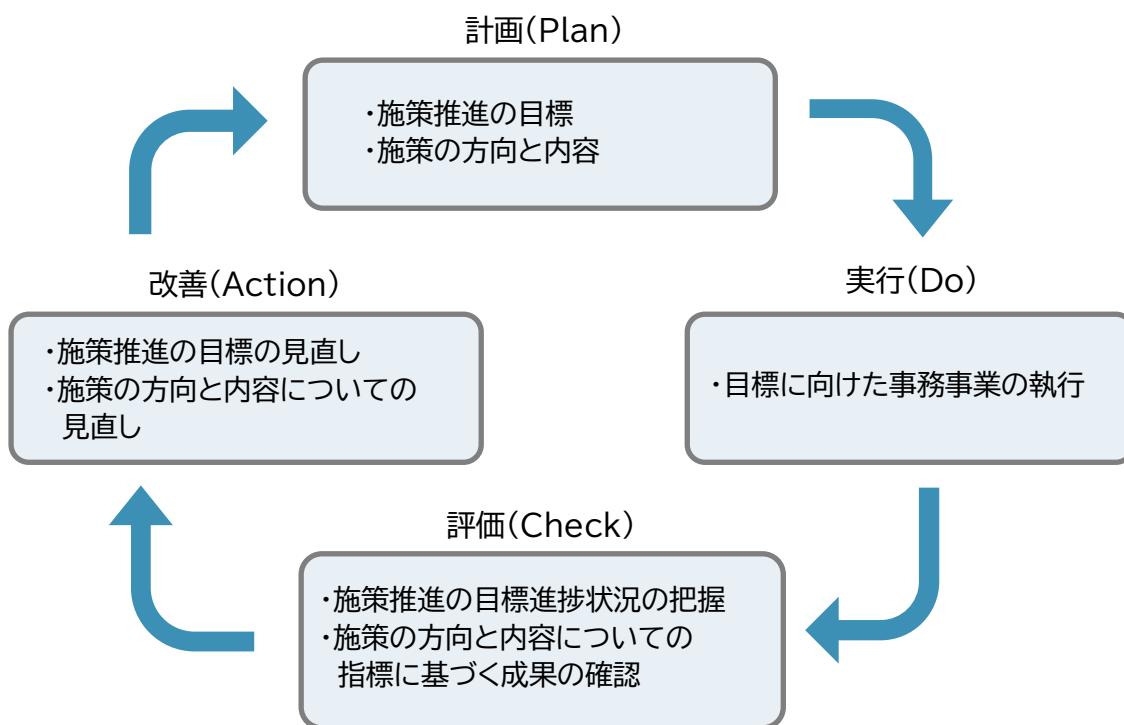
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～11（2029）年度）につなげます。

### 【PDCAサイクル】



## 第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

### 【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり  
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

### 【基本目標】

#### 1

#### ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

##### (1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

##### (3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

##### (2) 誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

##### (4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
  - ・あんしんセンターの運営支援
  - ・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

#### 2

#### 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

##### (1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

##### (3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
  - (総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

##### (2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

##### (4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

### 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

#### (1)市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸寿プロジェクト

#### (2)ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

#### (3)地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

#### (4)災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

### 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

#### (1)包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

#### (2)保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

#### (3)保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

#### (4)虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

#### (5)様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

#### (6)ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

### 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

#### (1)誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

#### (2)社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

#### (3)総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内  
推進本部会議

# **中原区地域福祉計画について**

# **第1章**



# 1 中原区地域福祉計画とは

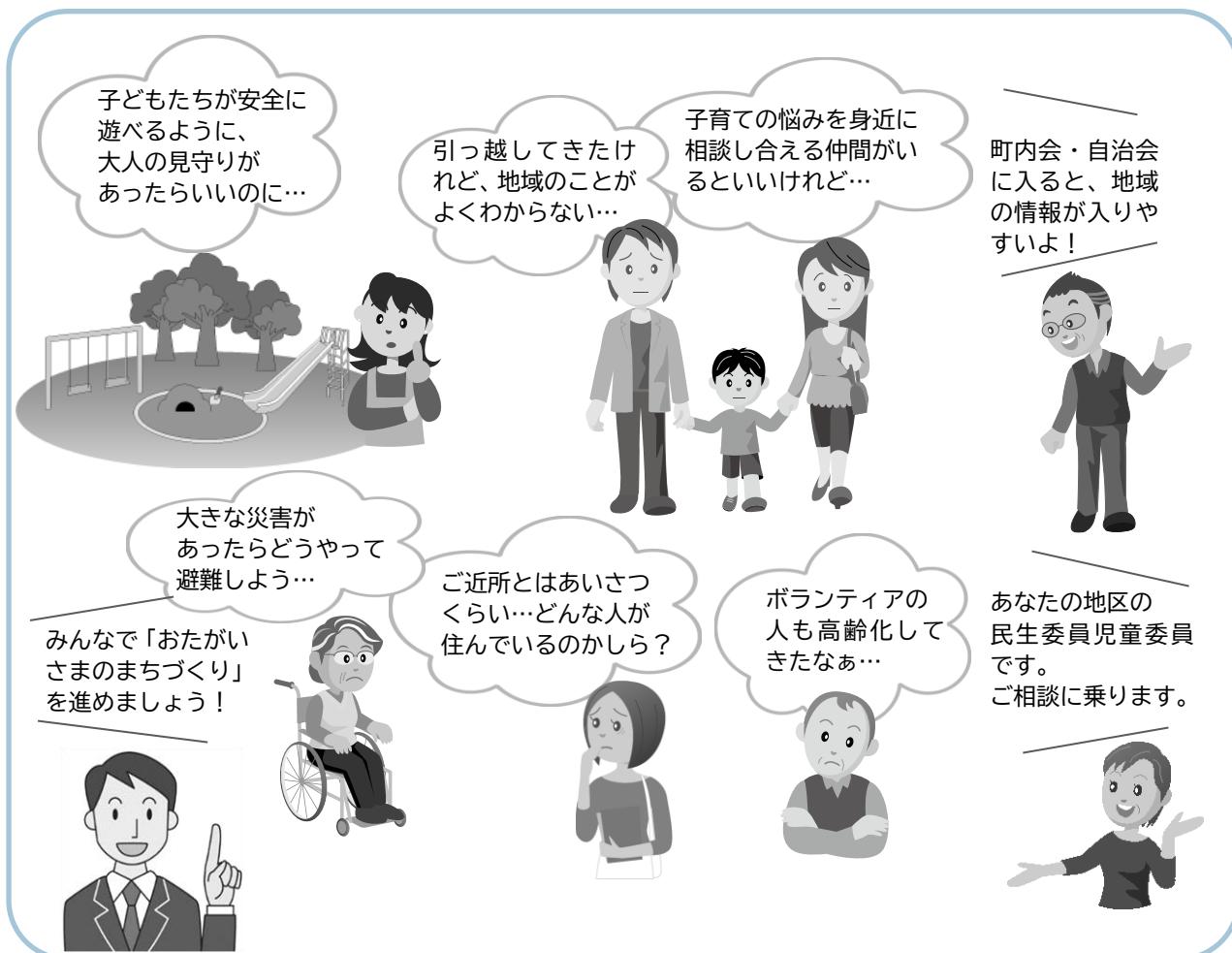
## (1) 中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

中原区は7区で最も人口が多い区であり、大規模マンション等の集合住宅に住む人の割合が高くなっています。若い年代が多く、子どもの数も増えている一方、ひとり暮らし高齢者も増加傾向であり、障害のある方や外国人住民の数も増えています。さまざまな人が、それぞれの課題を抱え、いくつもの課題を抱えている人もいます。

「中原区地域福祉計画」は、区民が抱える生活課題に区民自らが主体となって取り組み、さらに地域全体で支援するための計画です。市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、より身近な課題に向き合うことが求められます。

地域のつながりによる支え合いを進め、区民と区民を取り巻くさまざまな人や関係機関、行政などが協力し合って、みんなで暮らしやすい中原区をつくりましょう。

◎あなたの身近にこんなことはありませんか？

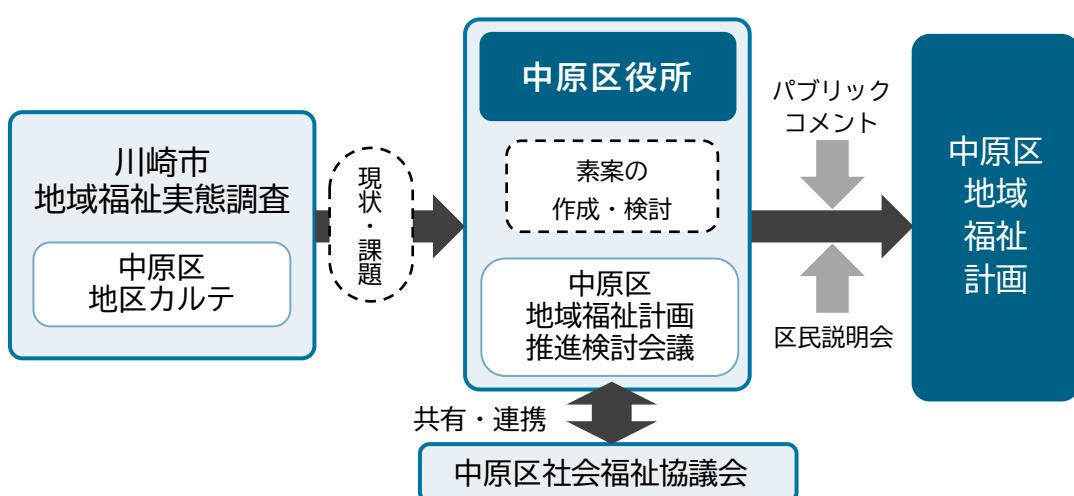


## (2) 計画策定の流れ

「中原区地域福祉計画」を策定するにあたり、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などで、地域の現状や課題を把握しました。また、課題の共有、情報交換を図りながら情報を「中原区地区カルテ」としてまとめました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「中原区地域福祉計画推進検討会議」で、さまざまな視点から中原区の地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組のあり方などの意見をいただき、検討を重ねました。

計画案は公表し、パブリックコメントや区民説明会等でいただいた意見を踏まえてさらに検討し、この計画を策定しました。



## (3) 中原区社会福祉協議会との連携

中原区社会福祉協議会では「川崎市（中原区）地域福祉活動計画」を策定し、さまざまな立場の団体との間で調整役となり、各分野の力を合わせることで安心して暮らせる中原区の実現をめざしています。本計画の推進にあたっては、区社会福祉協議会と地域の課題を共有し、連携して取り組むことにより、それぞれの理念に基づきながらも、支え合いの地域づくりで安心して暮らせる中原区をめざしていきます。



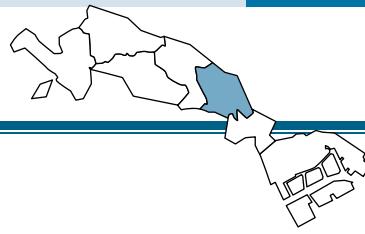
<基本理念>

福祉のこころ、人と人との橋わたして  
支え合える地域づくり

<基本理念>

『みんなが主役』で『みんなにわかる』、  
そして『みんなでつくる』  
おたがいさまの心で満ちあふれる  
なかはらの福祉

## 2 中原区の地域の特色



### (1) 区の概況

中原区は川崎市のはば中央に位置し、多摩川沿いの縁やニヶ領用水の水辺、井田山などの自然に恵まれた平地の多い地域です。



東京・横浜・川崎のいずれの方向にも交通の便がよく、都心のベッドタウンとして宅地化が進み、近年では武蔵小杉駅周辺のタワーマンションの建設などにより、特に若い世代の人口が急増し、市内で最も人口が多い区となっています。

また、企業の研究・開発部門などがJR南武線沿線に集積しているほか、さまざまな商業施設が武蔵小杉駅周辺に複数立地していることから、市内外からの来街者も多く、全国的にも注目されるまちとなっています。

北部の等々力緑地は、自然・文化・スポーツが楽しめる市を代表する緑地です。Jリーグの川崎フロンターレの本拠地等として利用されている等々力陸上競技場や、バスケットボールでは川崎ブレイブサンダース、富士通レッドウェーブ、バレーではNECレッドロケッツの試合も開催されるとどろきアリーナなど、各スポーツ施設のほか、ふるさとの森、釣池などがあり、区民の憩いの場となっています。



#### ● 区の花 パンジー

区制 25 周年を記念して、区民の投票により、平成 10 (1998)年1月に制定しました。下小田中のパンジーは、品質面でも高い評価を受けています。



#### ● 区の木 モモ

市制 90 周年を記念して、区民の投票により平成 27(2015)年3月に制定しました。かつては桃や梨などの果樹栽培が盛んで、現在もニヶ領用水沿いの桃並木が有名です。



## (2)地区(地域包括ケア圏域)の概況

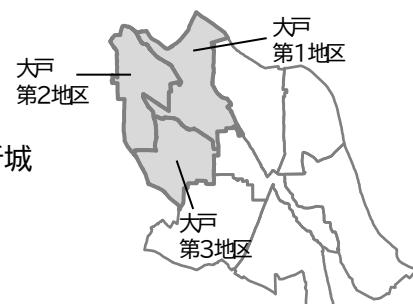
### ● 大戸地区

#### 地区内の町丁名

大戸第1地区:宮内1~4丁目、上小田中4~7丁目

大戸第2地区:上小田中1~3丁目、新城、新城中町、上新城、下新城

大戸第3地区:下小田中1~6丁目



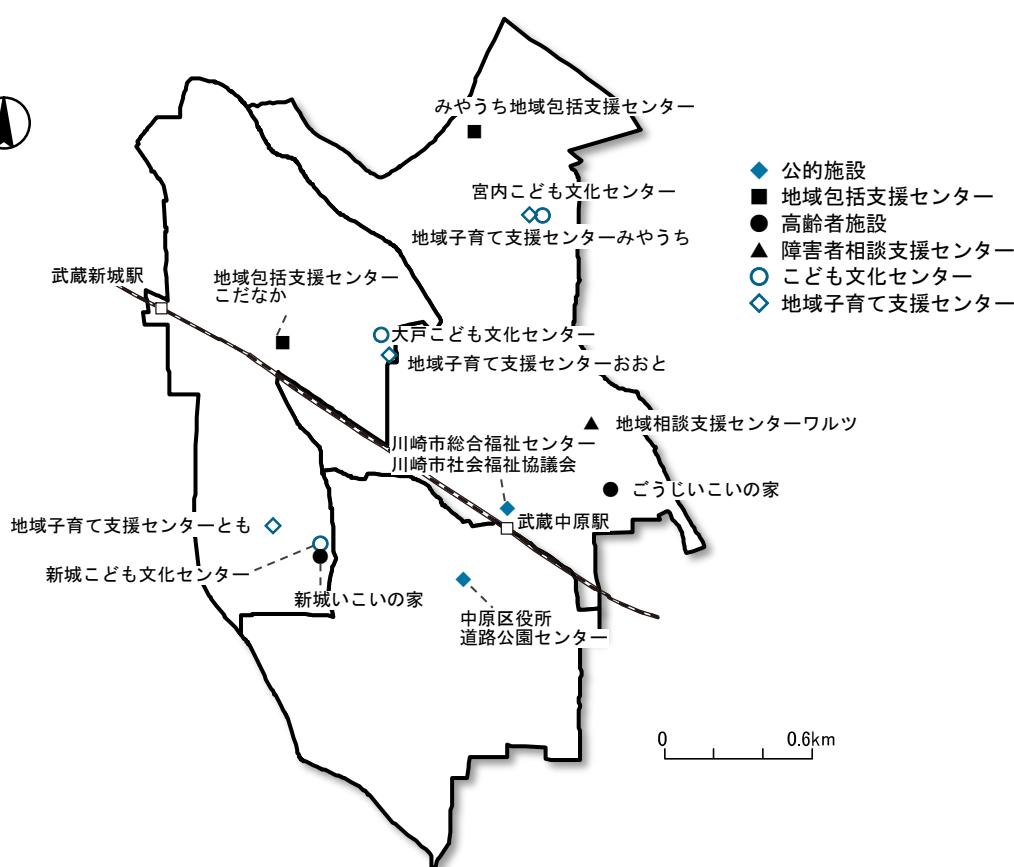
### ■ 地区の概況

- ・大戸地区は中原区の北西部に位置し、平坦地で各地にアクセスしやすいのが特徴です。
- ・エリア内の各駅周辺には、商店街やスーパー、飲食店が多数あるなど、利便性が高くなっています。
- ・また、町内会・自治会及び商店街の数が5地区で最も多いなど、地域活動等に関わる組織が活発であるほか、子どもや若い世代が多いエリアです。
- ・中原区の花・パンジーの産地であるなど、エリア内には農地もあります。

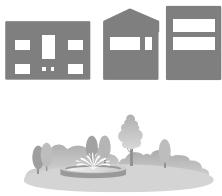
### ■ 地区データ

人口	82,761人	0~14歳人口	10,526人
世帯数	42,080世帯	15~64歳人口	59,328人
高齢化率(65歳以上)	15.6%	65歳以上人口	12,907人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年9月末日現在)



## ■ 地区の強み・特色（客観的事実だけでなく、地域の方の主観的な声も掲載しています）

<b>地域環境</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に、町工場が多いエリア、商店が多いエリア、農地が多いエリアなどの特徴があり、それぞれに住宅地もあるため、5地区の中で人口が一番多い。</li> <li>・武蔵中原、武蔵新城駅周辺はスーパーや商店街が多数あり、利便性が高い。</li> <li>・町内会・自治会の数と加入世带数が5地区の中で最多である。</li> <li>・長くある住宅や商店が見られる一方で、ファミリーマンションも増えしており、さまざまな年代が暮らしている。</li> </ul>
<b>施設</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵新城駅周辺には、コミュニティカフェや地産野菜販売＆カフェ、築100年の納屋をリノベーションしたコミュニティスペースなど、地域コミュニティの拠点が複数ある。</li> <li>・町内会館、いこいの家、公園などの施設が地域活動に活発に活用されている。</li> <li>・医療機関が多くあり、往診（訪問診療）を積極的に行っている医院もある。</li> <li>・かかりつけ医をもつ住民も多い（地域の声）。</li> </ul>
<b>地域活動</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の団結力が強く、婦人部を中心となった世代間交流などの取組もある。（地域の声）</li> <li>・地域の高齢者を対象にした脳トレや体操、レクリエーション、健康麻雀など、さまざまな活動が行われている。</li> <li>・自立と共生を合言葉に入居者と地域住民の交流の場となっているグループリビングがある。</li> <li>・拠点となる場所を提供してくれる地域の人がいて、高齢者の通いの場や親子向けの広場など、新たな活動の芽が出ている。</li> </ul>
<b>子育て・教育</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体となって開催している大戸地区の子育てサロンは、参加親子の交流に加えて、区の保健師からの話や外部講師によるプログラム、季節に応じた内容などで実施しており、多くの親子の居場所になっている。</li> <li>・下小田中保育園は貸出絵本の利用者が多く、子育て支援の拠点として地域からの要望も高い。</li> <li>・小中学生等と保育園児の交流や職場体験・体験学習等で子どもと地域との交流がある。</li> </ul>
<b>安全・安心・防災</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的かつ、自主的に交通安全キャンペーンを実施している地域がある。</li> <li>・地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。</li> </ul>

## ●小杉地区

### 地区内の町丁名

小杉第1地区:小杉町1~3丁目、小杉御殿町、小杉陣屋町、等々力

小杉第2地区:市ノ坪、今井西町、今井南町、今井仲町、今井上町



## ■ 地区の概況

- ・小杉地区は、中原区の中央及び南北に細長く区分されており、区役所や図書館などの公共施設があります。
- ・武蔵小杉駅周辺の高層マンションや商業施設などの新しい街並みと昔からの戸建てが混在しているエリアです。
- ・等々力エリアは等々力緑地など、豊かな自然を満喫できる公園や施設があるなど、区民の憩いの空間が広がっています。
- ・若い世代の転入により、高齢化率が低いエリアと、高いエリアが見られるのが特徴です。

## ■ 地区データ

人口	53,431人	0~14歳人口	7,398人
世帯数	27,452世帯	15~64歳人口	38,344人
高齢化率(65歳以上)	14.4%	65歳以上人口	7,689人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年9月末日現在)



## ■ 地区の強み・特色（客観的事実だけでなく、地域の方の主観的な声も掲載しています）

<b>地域環境</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵小杉駅周辺には大規模病院、大型商業施設、中原図書館等があり、利便性が高く、地区外・区外からの来訪者も多い。</li> <li>高層マンションの建設が続いているため、多数の転入があり生産年齢人口が増えている。</li> <li>小杉御殿町のように歴史ある街並みがある。</li> <li>地区内の二ヶ領用水や渋川沿いは、季節を感じられるウォーキングコースになっている（地域の声）。</li> </ul>
<b>施設</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵小杉駅前のこすぎコアパークでは、地域や地元商店街による地域のイベントが多数実施されている。</li> <li>等々力緑地には、陸上競技場、野球場、テニスコート、サッカー場、とどろきアリーナなど多数の運動施設がある。また、釣池、四季園、かるさとの森など自然とのふれあいを深める施設も充実している。</li> <li>ひとり親家庭が各種相談できる施設として、「母子・父子福祉センター サン・ライヴ」がある。</li> <li>川崎市総合自治会館や小杉こども文化センター等、駅近接の高層マンションの中に公的な施設が入っており、地域によらず利用しやすい立地の施設がある。</li> </ul>
<b>地域活動</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな資源が集約している地区的特性により、小杉地区・丸子地区で新しく地域活動を始める団体が多い。</li> <li>一般社団法人武蔵小杉エリアマネジメントが高層マンションを中心とした地域コミュニティの形成のために、サークル活動を始めとしたさまざまな取組を行っている。</li> <li>地域の交流の場となるコミュニティカフェの再開や新たなカフェの活動が始まっている。</li> </ul>
<b>子育て・教育</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が主体となって開催している小杉地区の子育てサロンは、参加親子の交流に加えて、近隣保育園の保育士による手遊びや季節に応じた内容などで実施しており、多くの親子の居場所になっている。</li> <li>地域の商業施設でも、親子が楽しめるさまざまなイベントを企画しており、子育て支援の取組が活発である。</li> <li>中原区保育・子育て支援センターが民間保育施設や地域の子育て世帯に活用されている。</li> </ul>
<b>安全・安心・防災</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>武蔵小杉駅周辺で、区民と鉄道事業者、行政等が連携して帰宅困難者対策訓練を実施している。</li> <li>地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。</li> </ul>

## ●丸子地区

地区内の町丁名

丸子地区:新丸子東1~3丁目、上丸子山王町、丸子通、  
新丸子町、上丸子天神町、上丸子八幡町



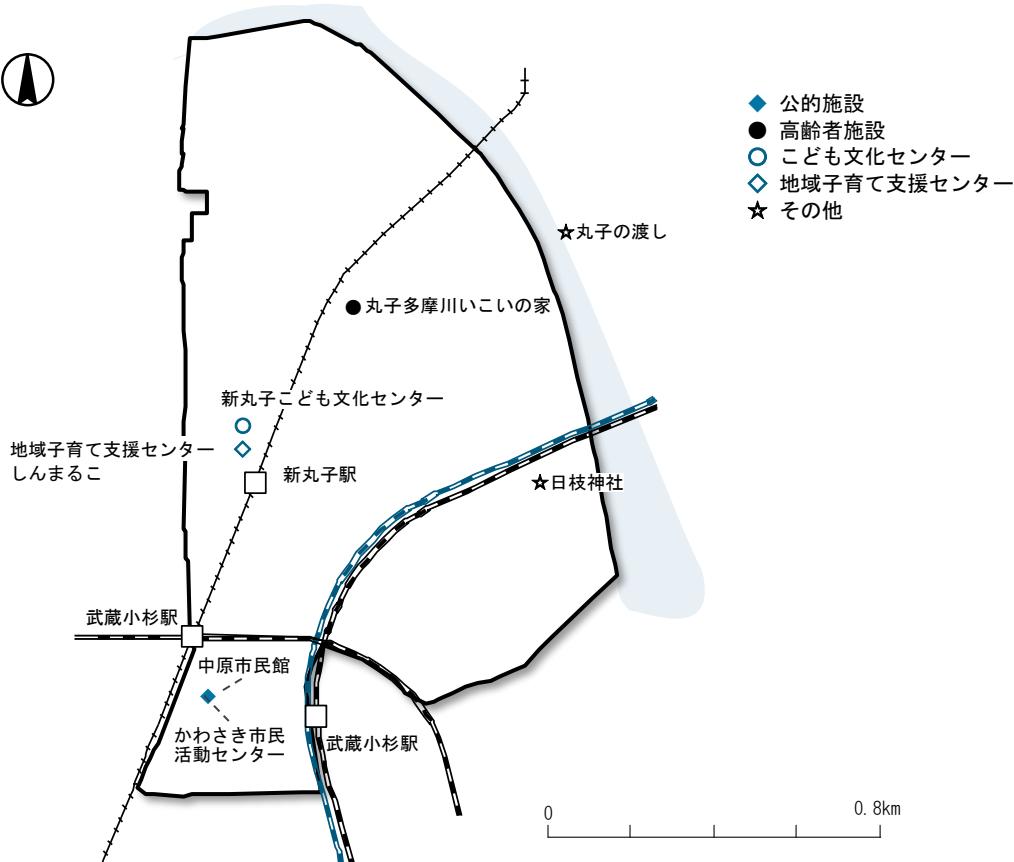
## ■ 地区の概況

- ・丸子地区は中原区の北東部に位置し、商業と住宅地が広がるエリアです。
- ・小杉地区に隣接しており、こちらも高層マンションと昔ながらの住宅が混在しています。
- ・多摩川に面したエリアで、「丸子の渡し」や「日枝神社」のお祭りなど、歴史的な文化に触れられる取組も行われています。

## ■ 地区データ

人口	29,553人	0~14歳人口	2,937人
世帯数	18,029世帯	15~64歳人口	22,277人
高齢化率(65歳以上)	14.7%	65歳以上人口	4,339人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年9月末日現在)



## ■ 地区の強み・特色（客観的事実だけでなく、地域の方の主観的なお声も掲載しています）

<b>地域環境</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵小杉駅周辺の整備が進み、利便性が高い影響か、丸子地区においても高層マンションやファミリーマンションの建設により、転入が増えている。</li> <li>・等々力緑地と多摩川が近いため、自然や緑に親しみやすく、散歩等に良い環境である。</li> <li>・新丸子駅周辺に商店街が広がっており、さまざまなイベントが実施されている。</li> <li>・「丸子の渡し」、多摩川での「どんど焼き」など、地域の文化を感じられる催しがある。</li> </ul>
<b>施設</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平安時代に創建された歴史ある日枝神社がある。</li> <li>・社会教育・生涯学習の拠点となる中原市民館や、市民活動の活性化を促進するかわさき市民活動活動センターがある。</li> <li>・新丸子駅周辺の商店街は、地域密着型の店舗が多い。</li> <li>・丸子多摩川いこいの家を拠点とした地域活動が活発に行われている。</li> <li>・丸子橋周辺の多摩川河川敷は地域のいこいの場となっている（地域の声）。</li> </ul>
<b>地域活動</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会ごとの「すこやか会」や「お茶会」などの取組が活発で閉じこもりや認知症予防、多世代交流の場となっている。</li> <li>・民生委員児童委員、地区社協会員のほか福祉協力員、有志ボランティア等が積極的に関わり、ひとり暮らし高齢者への見守りを行っている。</li> <li>・「丸子多摩川観光協会」を中心に、「丸子の渡し」祭りや多摩川水神祭など地域に存在する郷土芸能及び文化の発展に寄与する取組が活発に行われている。</li> </ul>
<b>子育て・教育</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体となって開催している丸子地区の子育てサロンでは、参加親子の交流に加えて、季節に応じた内容やサロンスタッフの読み聞かせなどを実施しており、多くの親子の居場所になっている。</li> <li>・多摩川を題材とした自然に親しむ学習に力を入れている小学校がある。</li> <li>・民生委員児童委員、地区社協会員のほか福祉協力員、有志ボランティア等が、乳幼児の虐待予防、支援を要する母子・父子への見守りのために、積極的に関わっている。</li> </ul>
<b>安全・安心・防災</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。</li> <li>・みやうち地域包括支援センターが災害時に使用するSNSグループを作成している（丸子地区に限らず、みやうち地域包括支援センターが担当している地域で実施している）。</li> </ul>

## ●玉川地区

地区内の町丁名

玉川地区:中丸子、下沼部、上平間、北谷町、田尻町、上丸子



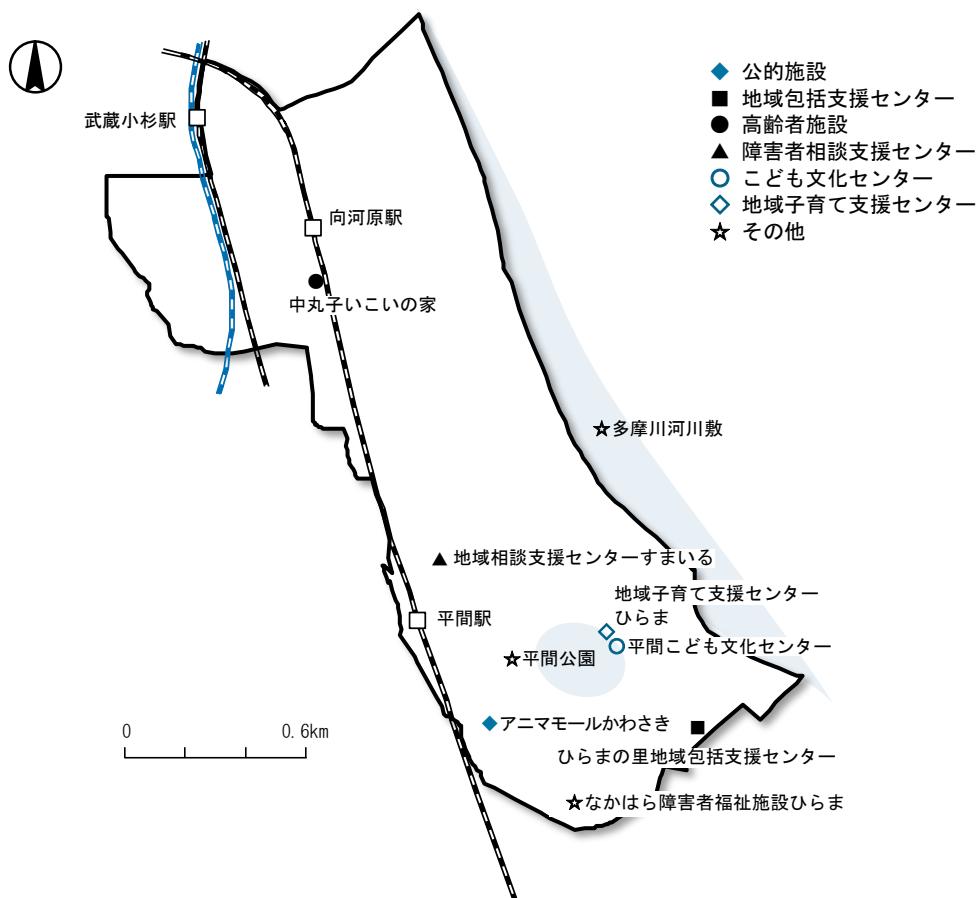
## ■ 地区の概況

- ・玉川地区は中原区の南東部に位置し、多摩川に面している細長いエリアです。
- ・5地区の中では最も高齢化率が高くなっています。
- ・エリア内には、平間公園や多摩川河川敷など規模の大きい公園や散歩ができる場所があります。また、上平間にある動物愛護施設「アニマモールかわさき」は、施設の一部を地域に貸し出すなど、地域活動にも活用できる施設もあります。

## ■ 地区データ

人口	35,598人	0～14歳人口	4,512人
世帯数	18,591世帯	15～64歳人口	24,730人
高齢化率(65歳以上)	17.9%	65歳以上人口	6,356人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年9月末日現在)



## ■ 地区の強み・特色（客観的事実だけでなく、地域の方の主観的なお声も掲載しています）

<b>地域環境</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川や緑道、公園が地域の方の散歩や運動の場、いこいの場となっている。</li> <li>坂が少なく平坦な道が多いため、自転車で移動しやすい。</li> <li>日本電気株式会社(NEC)の玉川事業場が立地し、NEC玉川吹奏楽団が区役所コンサートに参加するなど、地域に向けた取組を行っている。</li> <li>玉川地区は向こう三軒両隣といった、地縁が深い住民が多い。マンションや集合住宅に居住している住民同士でも、交流がある。</li> </ul>
<b>施設</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>大正5(1916)年に、当時の神奈川県知事・有吉忠一が「郡道改修」の名目でつくった、有吉堤(上平間～下沼部)がある。</li> <li>中丸子緑道等では地域住民により花壇活動などが行われている。活動には保育園の園児がスポット的に参加し、地域交流が生まれている。</li> <li>かわさきゆめホールは、協同組合川崎中小業者綜合センターにあり、ホールや会議室が地域に貸し出されている。</li> </ul>
<b>地域活動</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会ごとに高齢者の見守りネットワーク、防犯パトロール、下校時の見守りなどを独自に実施している。</li> <li>献血活動や福祉祭り等の地域活動に熱心な地元企業がある。</li> <li>地域の自主活動や祭事を通じて、同世代だけでなく、多世代の交流がある。</li> <li>町会や地域で色々な催しががあるので、色々な行事に参加できる(地域の声)。</li> </ul>
<b>子育て・教育</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が主体となって開催している玉川地区の子育てサロンは、参加親子の交流に加えて、地域のリトミック講師によるリズム遊びや季節に応じた内容で開催しており、多くの親子の居場所になっているとともに、地域人材との交流がある。</li> <li>平間公園内には児童プールがあるほか、公園に隣接しているこども文化センター・地域子育て支援センターでも親子がのびのびと遊べる(地域の声)。</li> </ul>
<b>安全・安心・防災</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>上平間地区では春と秋に交通安全街頭監視を実施している。</li> <li>地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。</li> <li>町内会の防災意識が高く、自主防災活動がある。</li> </ul>

## ●住吉地区

### 地区内の町丁名

- 住吉第1地区:井田1~3丁目、井田中ノ町、井田杉山町、  
井田三舞町、木月大町、木月伊勢町、木月祇園町、  
木月1・3丁目  
住吉第2地区:木月2・4丁目、木月住吉町、苅宿、西加瀬、大倉町



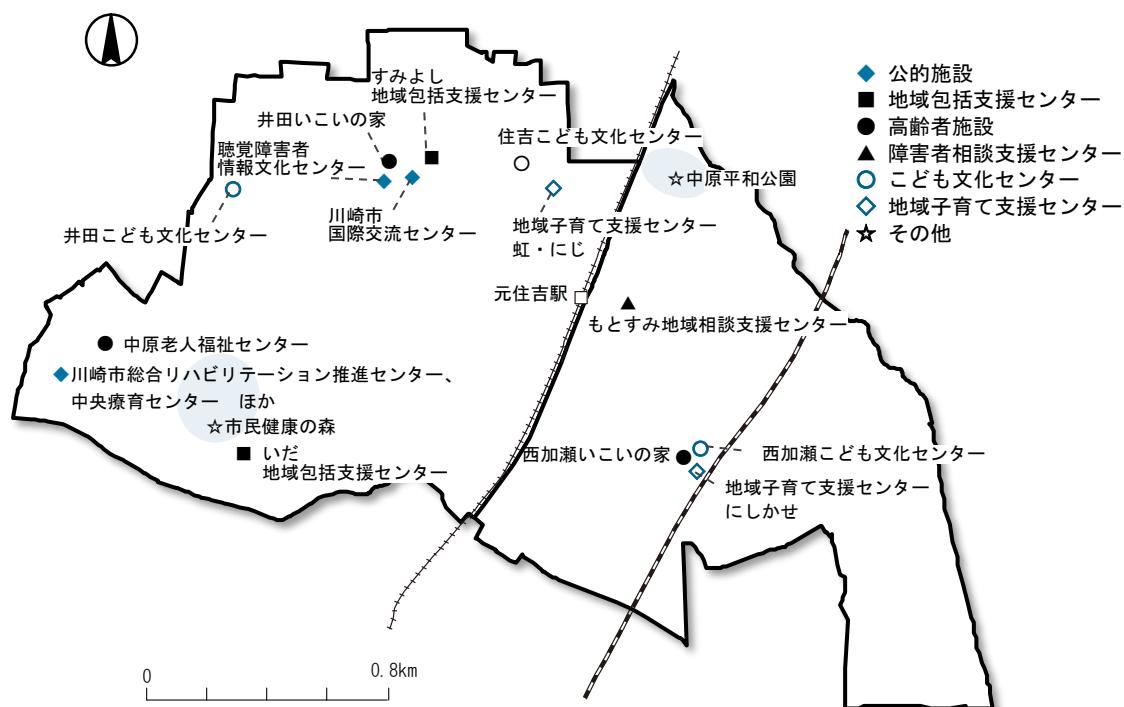
## ■ 地区の概況

- ・住吉地区は中原区の南部に位置し、地区内を走る東急東横線の線路に沿って、エリアが分かれています。
- ・元住吉駅周辺には、「モトスミ・ブレーメン通り」、「オズ通り」といった商店街があります。
- ・エリア内には「川崎市国際交流センター」や「中原平和公園」などの施設がある他、春の渋川や矢上川沿いは桜の名所となっています。
- ・平坦な道のりが広がっていますが、区内唯一の丘陵地帯の井田山があるのも特徴です。

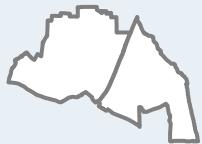
## ■ 地区データ

人口	61,233人	0~14歳人口	7,466人
世帯数	33,360世帯	15~64歳人口	43,609人
高齢化率(65歳以上)	16.6%	65歳以上人口	10,158人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年9月末日現在)



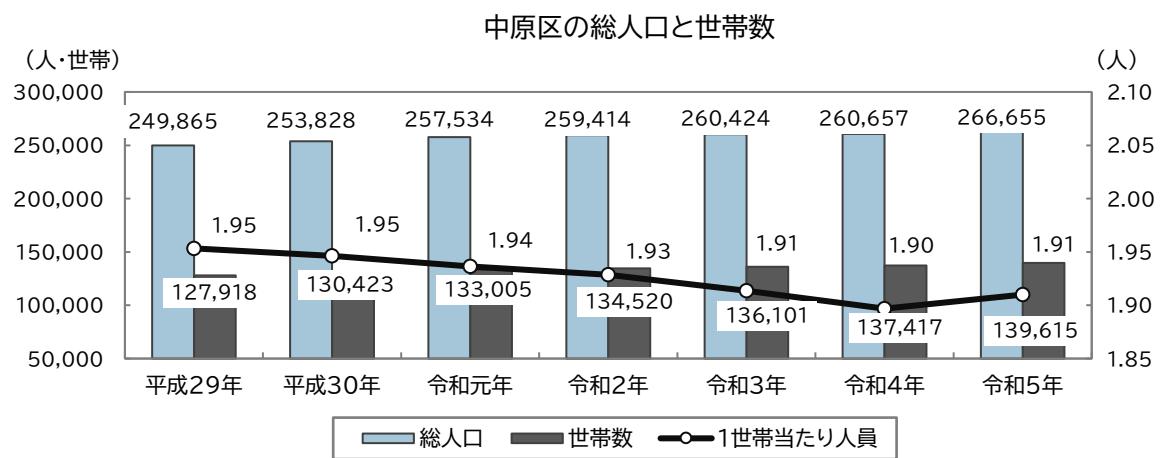
## ■ 地区の強み・特色 (客観的事実だけでなく、地域の方の主観的なお声も掲載しています)

<b>地域環境</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>二ヶ領用水・渋川・せせらぎ遊歩道など、季節の花見を楽しめる散歩道や公園がある。</li> <li>元住吉駅の東西には県下でも有数の活気ある商店街があり、さまざまなイベントを活発に行っている。</li> <li>近隣の公園や商店街施設等の魅力、都心へのアクセスの良さ、若い世代が購入しやすい戸建てやマンションが増加している(地域の声)。</li> </ul>
<b>施設</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>市国際交流センター前の芝生広場は、地域の憩いの場になっている(地域の声)。</li> <li>地区内に、聴覚障害者情報文化センター・リハビリテーション推進センター、中央療育センターなどの専門性を持った福祉施設がある。</li> <li>市民健康の森(井田山緑地)では、市民団体による里山管理活動が行われている。</li> </ul>
<b>地域活動</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>住吉地区の町内会や商店街などにより構成される「住吉観光協会」が渋川沿いの桜の植樹や手入れなどを行っており、例年、中原平和公園にて「住吉ざくら」さくら祭を開催している。</li> <li>井田神社内の井田共和会館を拠点とした活動が盛んに行われている。</li> <li>自宅開放型の地域活動がある。</li> <li>誰でも集まれるおしゃべり場「よりあい処みすぎ」、高齢者へ向けた「よりあい処美知」がある。</li> </ul>
<b>子育て・教育</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が主体となって開催している住吉地区の子育てサロンは、参加親子の交流に加えて、小児の救急救命法や、近隣保育園の保育士による手遊び、季節に応じた内容で開催しており、多くの親子の居場所になっている。</li> <li>こども文化センター併設型の地域子育て支援センターにしかせが令和4年度に新設され、地域の親子支援を活発に行っている。</li> </ul>
<b>安全・安心・防災</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会同士が連携した防災の取組が盛んで、地域のつながりを重視している住民が多い(地域の声)。</li> <li>川崎市国際交流センターで外国人市民と地域住民などが連携して防災訓練を行っている。</li> <li>地区内の学校を避難所とする自主防災組織が、合同で避難所訓練を実施している。</li> </ul>

### 3 数値や現況などから見える中原区

#### ① 総人口と世帯数

中原区の人口は増加を続けており、令和5(2023)年10月1日現在で266,655人と、7区で最も人口の多い区となっています。人口増加に対し、1世帯当たりの人員は1.91人となっており、平成28年から減少傾向が続いています。

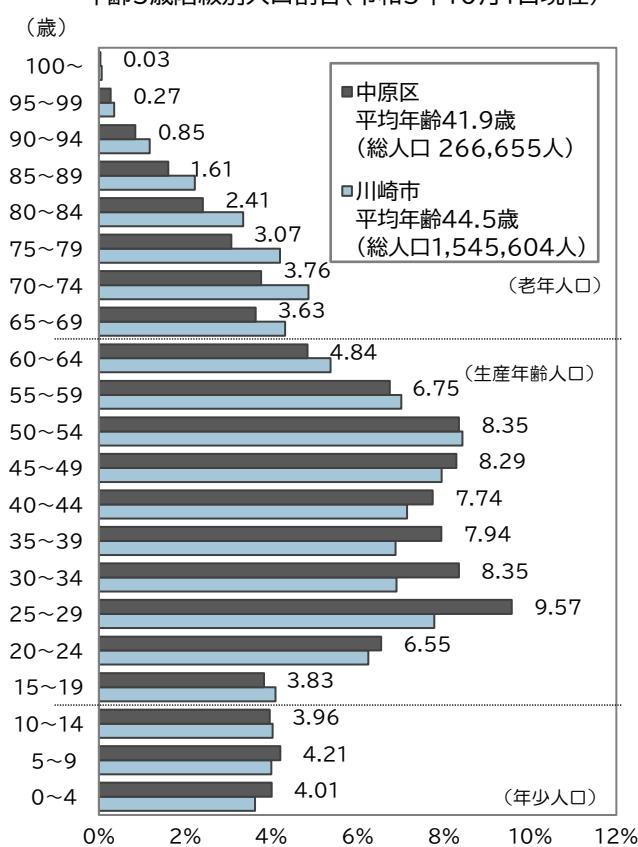


#### ② 人口構成

##### ●年齢5歳階級別人口割合

年齢5歳階級別人口割合を市と比較すると、年少人口(0~14歳)では0~9歳の割合が市より高く、生産年齢人口(15~64歳)では20~49歳の割合が市より高くなっています。また、平均年齢は7区で最も低く、41.9歳となっています。

年齢5歳階級別人口割合(令和5年10月1日現在)



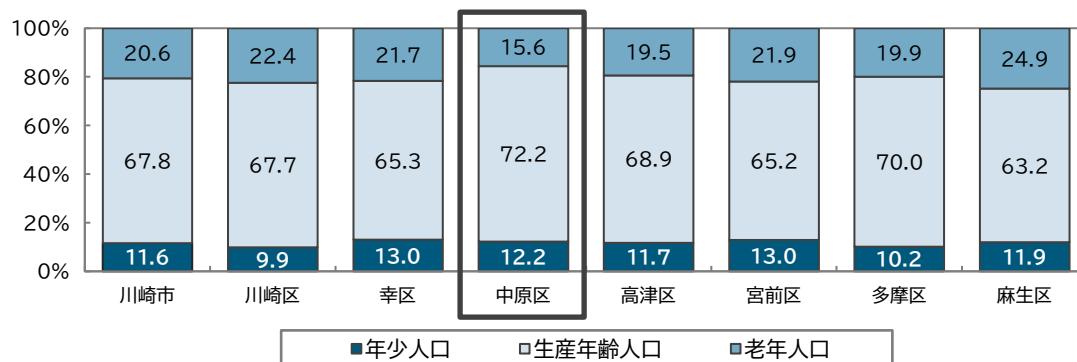
資料:川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(令和5年10月1日現在)

## ●年齢3区分別人口割合

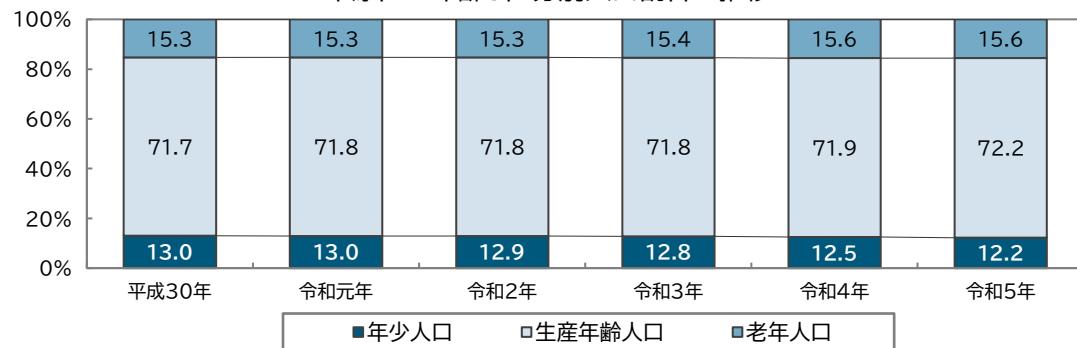
年齢3区分別にみると、生産年齢人口(15～64歳)が72.2%と7区で最も高く、また、老人人口(65歳以上)は15.6%と最も低くなっています。

老人人口の割合は低いものの、区の推移をみると年々増加傾向にあります。

区別年齢3区分別人口割合(令和5年10月1日現在)



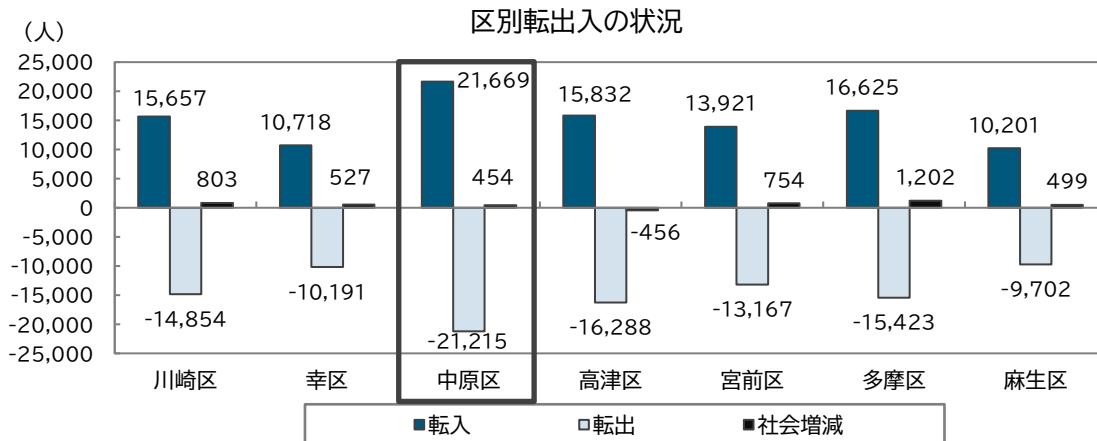
中原区の年齢3区分別人口割合の推移



資料:川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(各年10月1日現在)

## ③ 転出入の状況

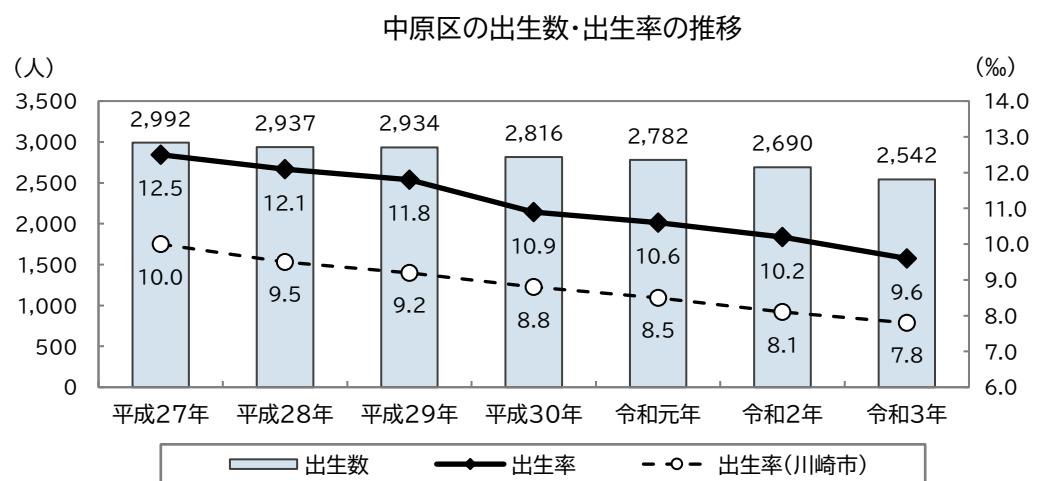
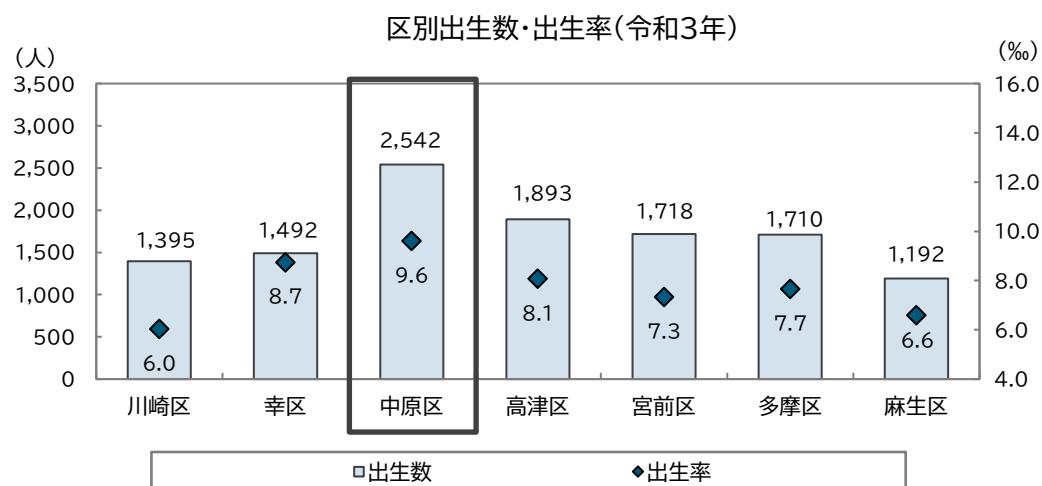
令和4(2022)年の転出入の状況をみると、1年間で21,669人の転入、21,215人の転出があり、ともに7区で最も多く、転入が転出を454人上回っています。



資料:川崎市統計情報「区別月別人口動態」(令和4年1月～令和4年12月の合計)  
※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数

#### ④ 出生数・出生率の推移

中原区の出生数・出生率は平成27(2015)年まで増加していましたが、平成28(2016)年以降は減少に転じ、令和3(2021)年は出生数2,542人、出生率9.6%となっています。



資料：川崎市健康福祉年報  
※‰(パーセント) = 千分率(人口千対)

#### ○ 転入者の増加による人口増加(社会増)

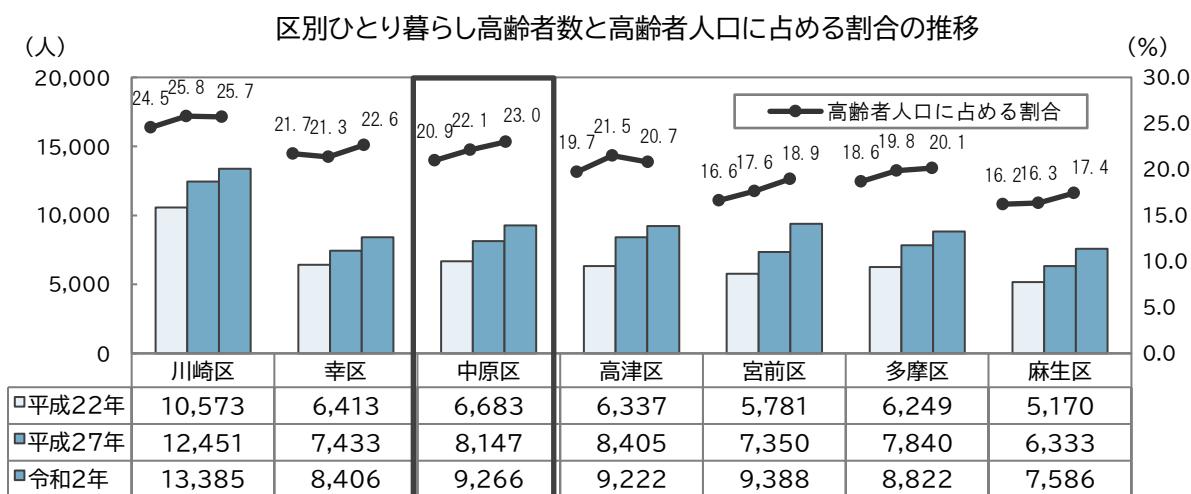
令和4(2022)年の1年間で約2万2千人の転入者があり、社会増が続いています。今後も令和22(2040)年頃までは人口が増加すると推計されています。転入者に対する情報提供を充実し、地域に关心を持つもらうことで、地域参加の裾野を広げていく工夫が必要です。

## ⑤ 高齢者の状況

### ●ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

令和2(2020)年の国勢調査では、中原区は7区で3番目にひとり暮らし高齢者が多く、平成27(2015)年から1,119人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は23.0%となっており、7区で2番目に高くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成27(2015)年から0.9ポイント上昇しています。

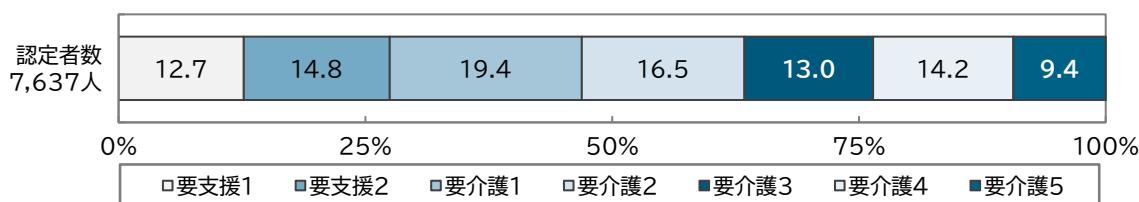


資料：国勢調査

### ●要介護認定者の要介護度割合

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち、要介護・要支援認定者数は令和4(2022)年3月31日時点で7,637人となっています。要介護・要支援認定者の中、約3割が要支援1と要支援2です。

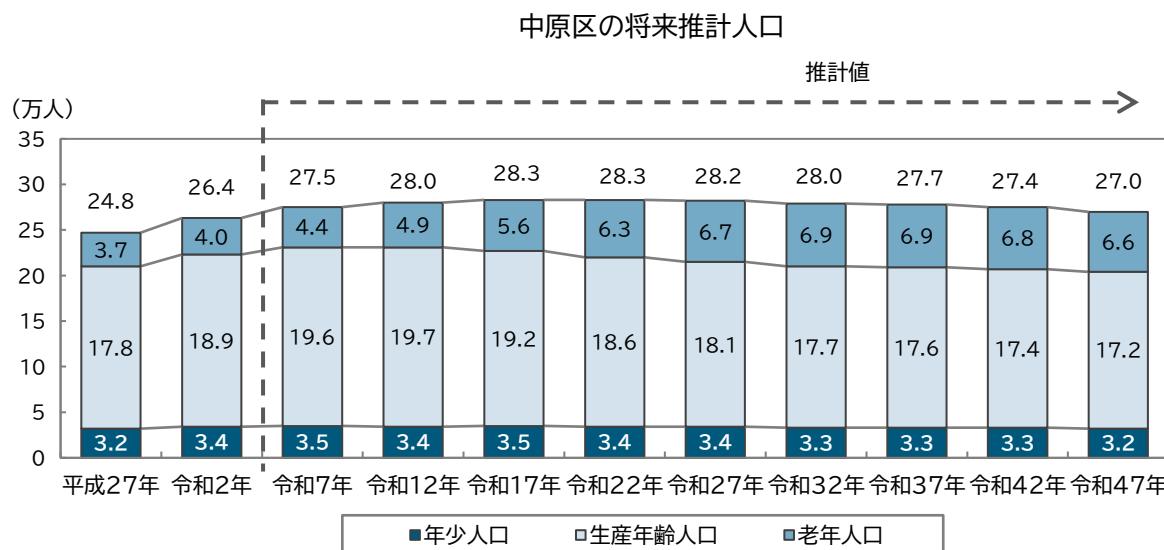
中原区の要介護認定者の要介護度割合(令和3年度末)



資料：川崎市統計書

### ●将来の高齢者の推計

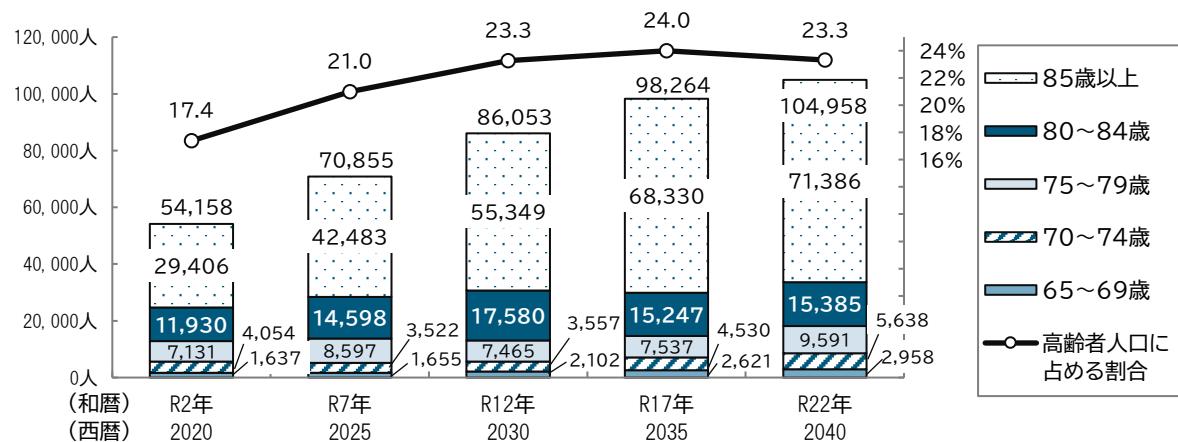
令和4(2022)年の将来人口推計によると、中原区の人口は令和22(2040)年にピークを迎えると推計されています。15~64歳の生産年齢人口は令和12(2030)年にピークを迎えますが、高齢者的人数(老人人口)はその後も増加を続け、令和32(2050)年頃にピークを迎えると推計されています。



資料:「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」  
(各年10月1日現在)  
令和4年2月 川崎市総務企画局

### ●認知症高齢者数の推計(川崎市全体)

川崎市の全体の認知症高齢者数は今後増加を続け、令和22(2040)年には約105,000人まで増加すると想定されています。



※資料:「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)から作成。

※この推計は、令和2年国勢調査をベースに、本市総務企画局が令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したもの。  
認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれない。

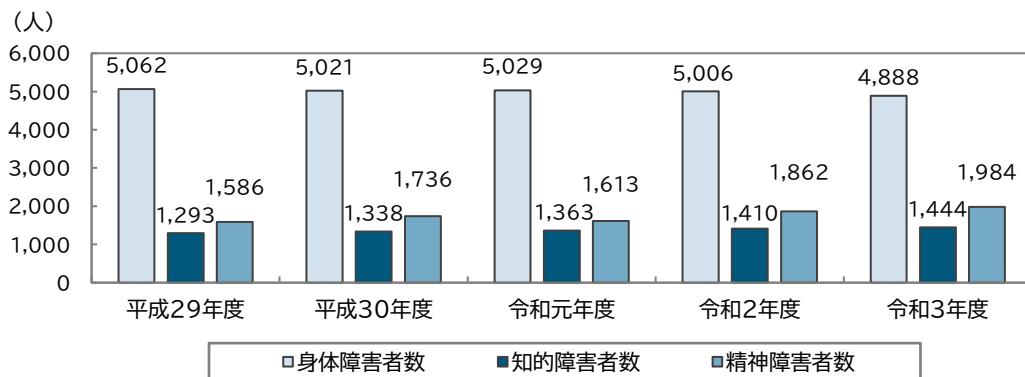
## ⑥ 高齢者人口の増加は続き、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加傾向

高齢化率は高くないものの、人口増加に伴い高齢者人口も増加しており、5人に1人以上はひとり暮らしという状況です。今後は一層高齢化が進み、元気な高齢者だけでなく、認知症等による介護を必要とする高齢者も増加すると考えられます。声かけや見守り、病気の正しい知識など、本人とその家族への地域での支援が求められています。

### ⑥ 障害者数の推移

障害者数は、令和3(2021)年度末で身体障害者手帳所持者数が4,888人、知的障害者数<sup>\*</sup>が1,444人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1,984人となっており、身体障害者を除いて増加傾向にあります。

中原区の障害者数の推移



資料:川崎市健康福祉年報(各年度末)  
※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

### ⑦ 児童虐待相談・通告の状況

中原区の児童虐待相談・通告件数は、平成27(2015)年度から増加傾向が続いている、令和4(2022)年度は778件となっています。

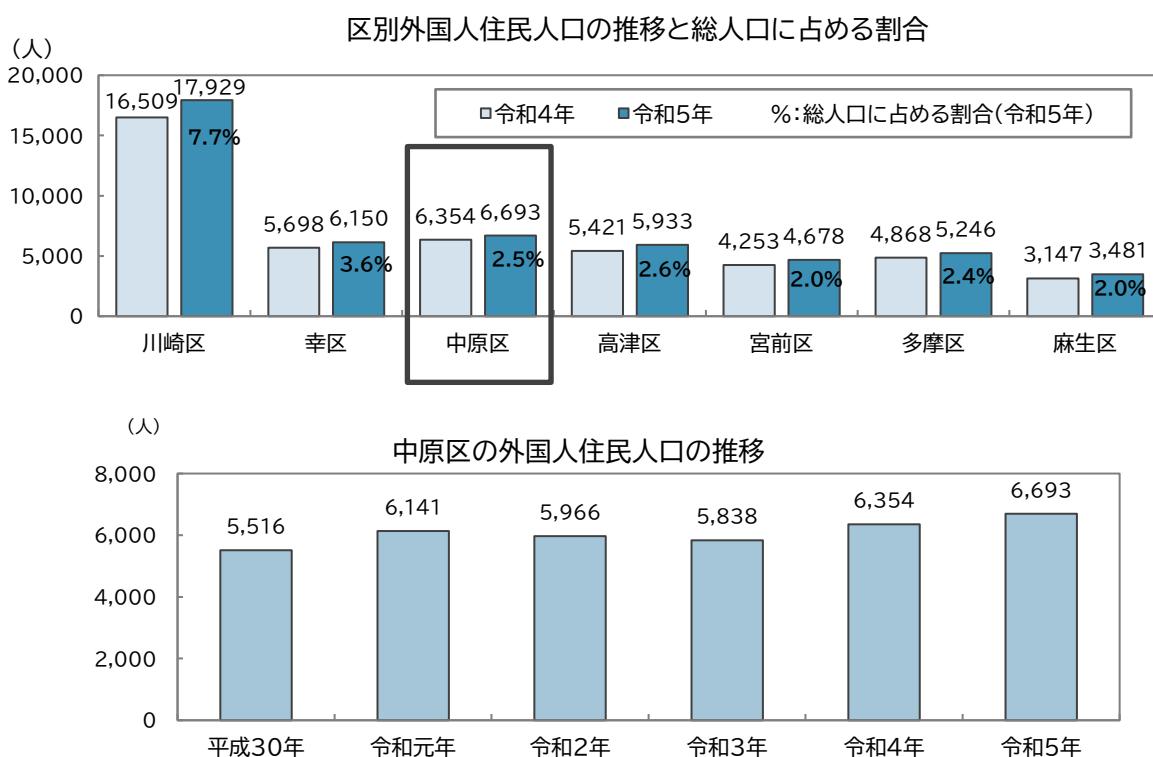
児童虐待相談・通告件数受付状況(区役所・児童相談所合計)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	市全体
平成28年度	781	382	429	383	323	288	282	7	2,875
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134
令和元年度	1,031	525	524	670	700	513	515	28	4,506
令和2年度	1,179	619	706	703	940	637	705	68	5,557
令和3年度	1,243	566	732	902	1,001	653	674	61	5,832
令和4年度	1,270	636	778	789	822	646	582	75	5,598

資料:報道発表資料「令和4年度 川崎市における児童虐待相談・通告件数について」

## ⑧ 外国人住民人口の状況

外国人住民人口は、平成30(2018)年9月末の5,516人から令和5(2023)年9月末には6,693人となり、市内で2番目となっています。



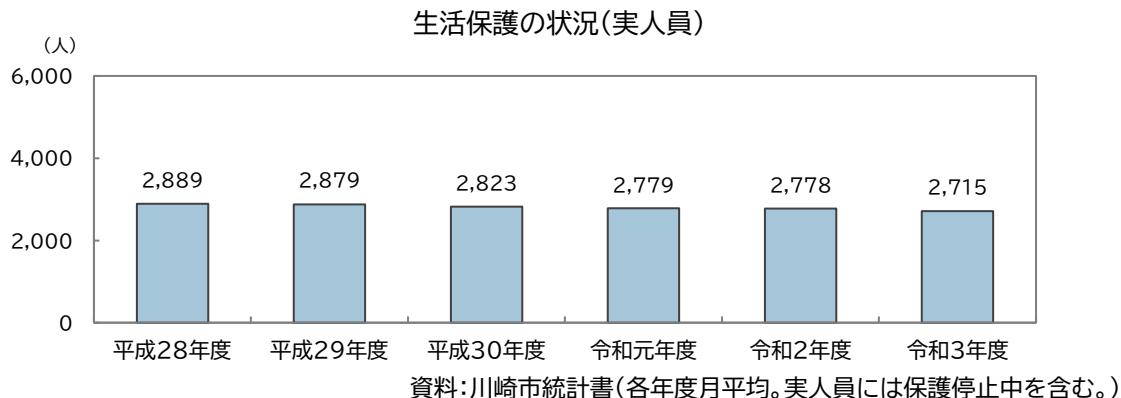
資料:川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」(各年9月末日現在)

## ⑨ 外国人住民の増加

外国人住民人口は、令和5(2023)年9月末には6,693人となっており、情報提供の多言語化とともに、「やさしいにほんご」による周知や一層の多文化理解の促進が必要です。

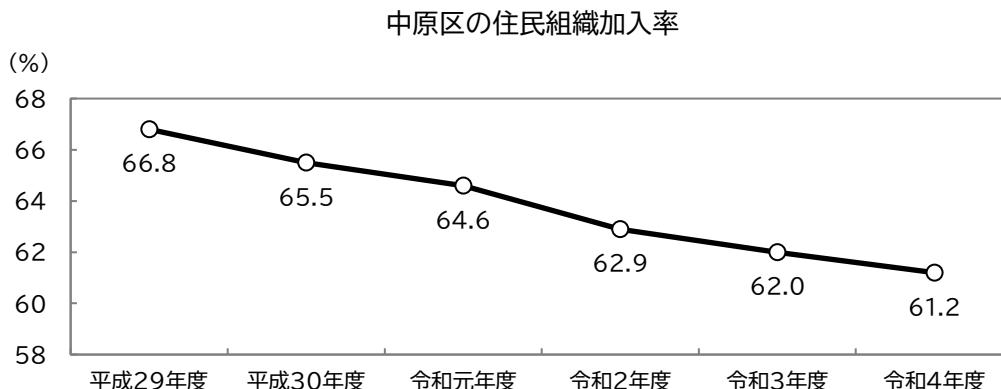
## ⑨ 生活保護の状況

令和3(2021)年度の生活保護を受けた人の月平均人数は 2,715 人で、緩やかな減少傾向が見られます。



## ⑩ 住民組織加入率の推移

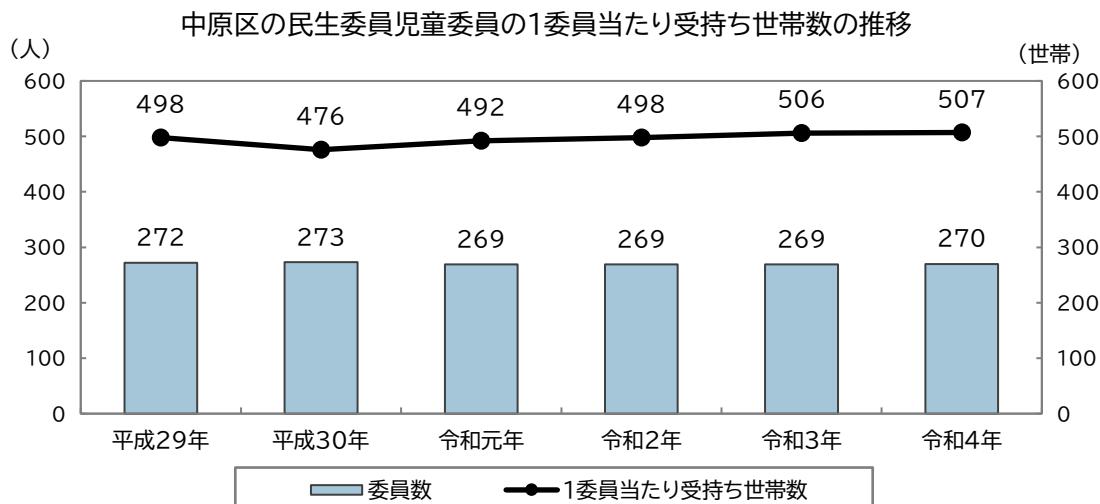
町内会・自治会等の住民組織加入率は令和4(2022)年度で61.2%となっており、平成29(2017)年度から減少傾向が続いています。



資料：川崎市統計書(各年度4月1日現在)

## ⑪ 民生委員児童委員の状況

民生委員児童委員数は横ばい傾向にあり、1委員当たり受持ち世帯数が増加しています。



資料：川崎市統計書(各年度4月1日現在)

## 町内会・自治会等の住民組織への加入率低下

人口は増加していますが、町内会・自治会等の住民組織加入率は低下しています。若い年代や転入者も多いことから、町内会・自治会等の活動内容を周知し、入会のきっかけをつくるとともに、住民同士の支え合いを促進することが必要です。

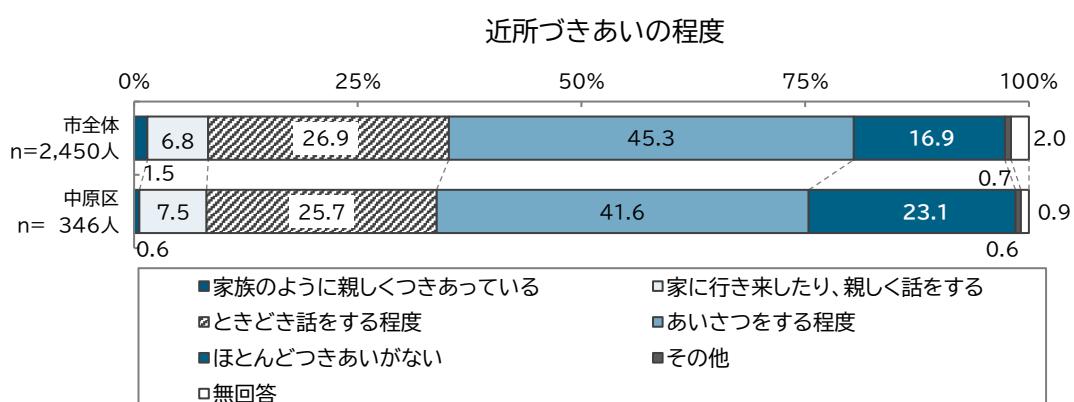
## (1) 第6回川崎市地域福祉実態調査から見える中原区

川崎市では地域福祉の実態把握を目的として、令和4(2022)年度に、市民を対象とした「地域の生活課題に関する調査」と、市内で活動する地域福祉活動団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」を実施しました。そのうち、中原区の調査結果から、次のような課題がみられます。

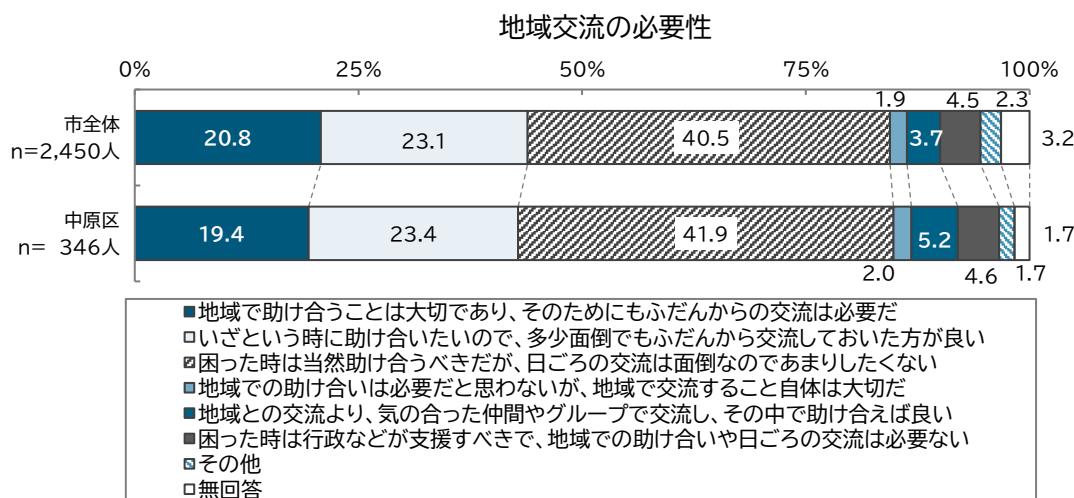
**ポイント1**：地域に関心や愛着が少ない転入者や若年層に対して、どのように地域活動に参加するきっかけをつくれるか？

### ➡近所づきあいが少ない、意識として普段の交流をあまりしたくない

近所づきあいの程度は、「ほとんどつきあいがない」が 23.1%と、市全体の 16.9%より 6.2 ポイント高く、7区の中で最も高くなっています。



地域交流の必要性については、「困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」が 41.9%と最も高く、市全体の 40.5%より 1.4 ポイント高くなっています。

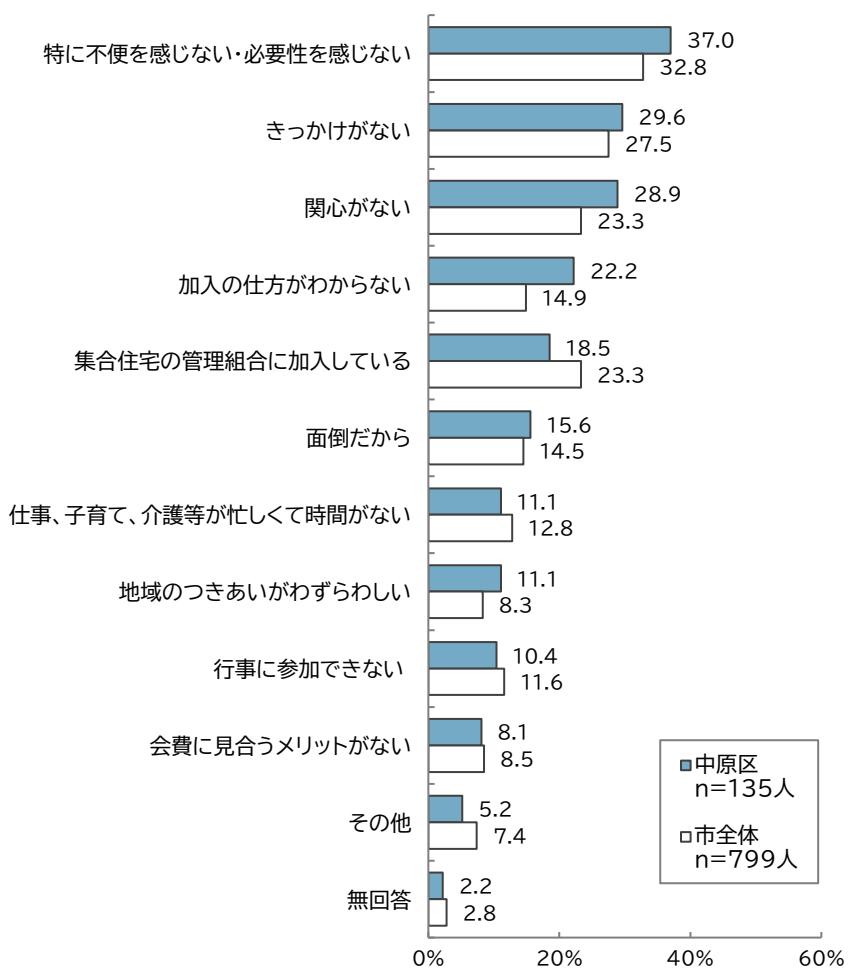


➡町内会・自治会に加入していない理由は、

「特に不便を感じない・必要性を感じない」から

町内会・自治会に加入していない理由については、「特に不便を感じない・必要性を感じない」が37.0%と、市全体の32.8%より4.2ポイント高く、「きっかけがない」が29.6%と、市全体の27.5%より2.1ポイント高くなっています。

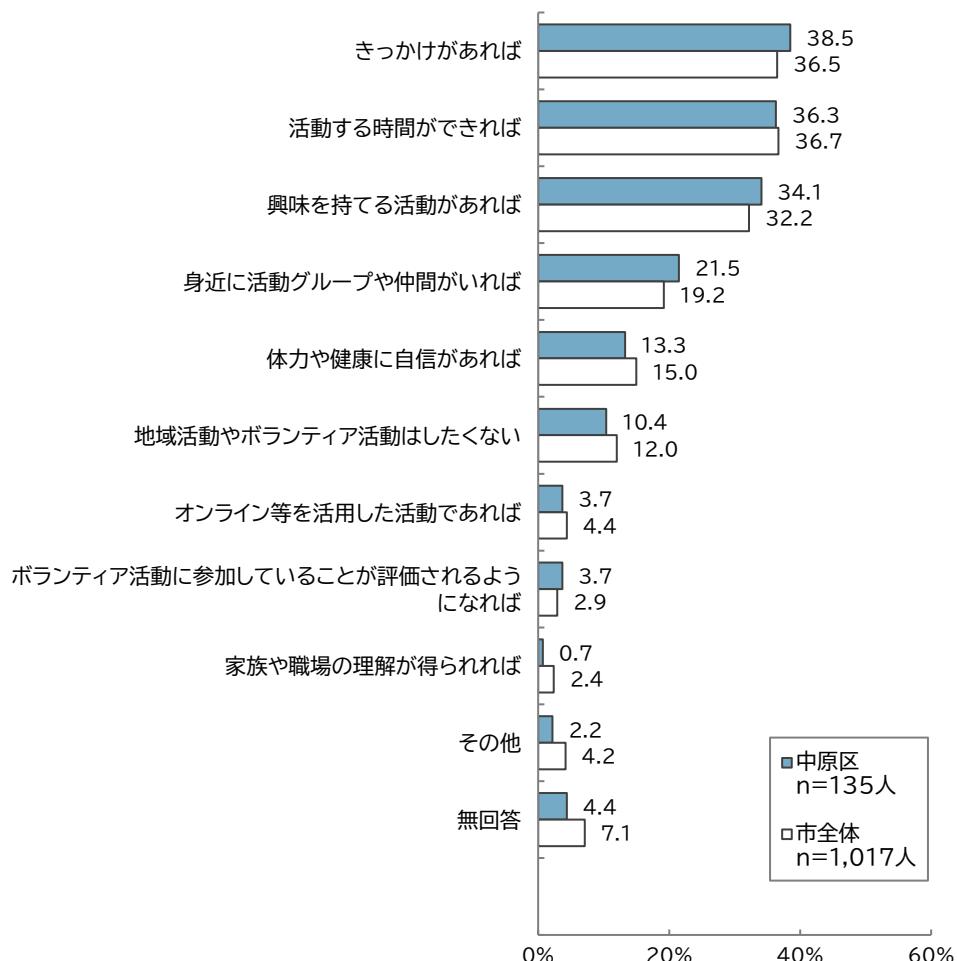
町内会・自治会へ加入していない理由



### ➡ 「きっかけ」と「興味」が地域活動への参加を促す要素となっている

どのような状況になれば、地域活動やボランティアに参加したいと思うかについては、「きっかけがあれば」が 38.5%と最も高く、次いで「活動する時間があれば」が 36.3%となっています。

地域活動への参加を促す要素

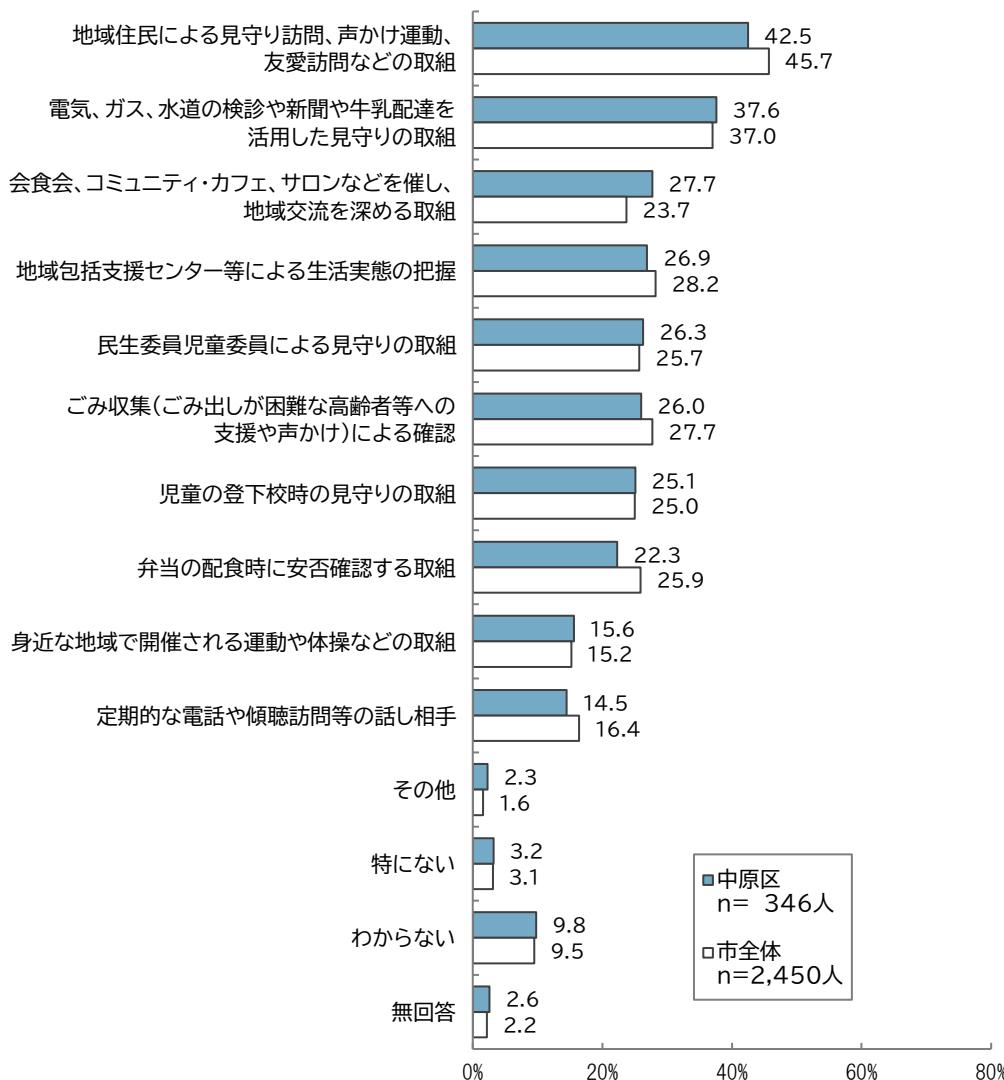


**ポイント2：人のつながりが希薄になる中で、  
地域の支え合いをどのように構築・維持していくか？**

② **地域による声かけ、見守りは有効であると認識されている**

社会的不安や孤独・孤立を防ぐためどのようなことが有効だと思うかについては、「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」が42.5%と最も高く、次いで「電気、ガス、水道の検診や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」が37.6%となっています。

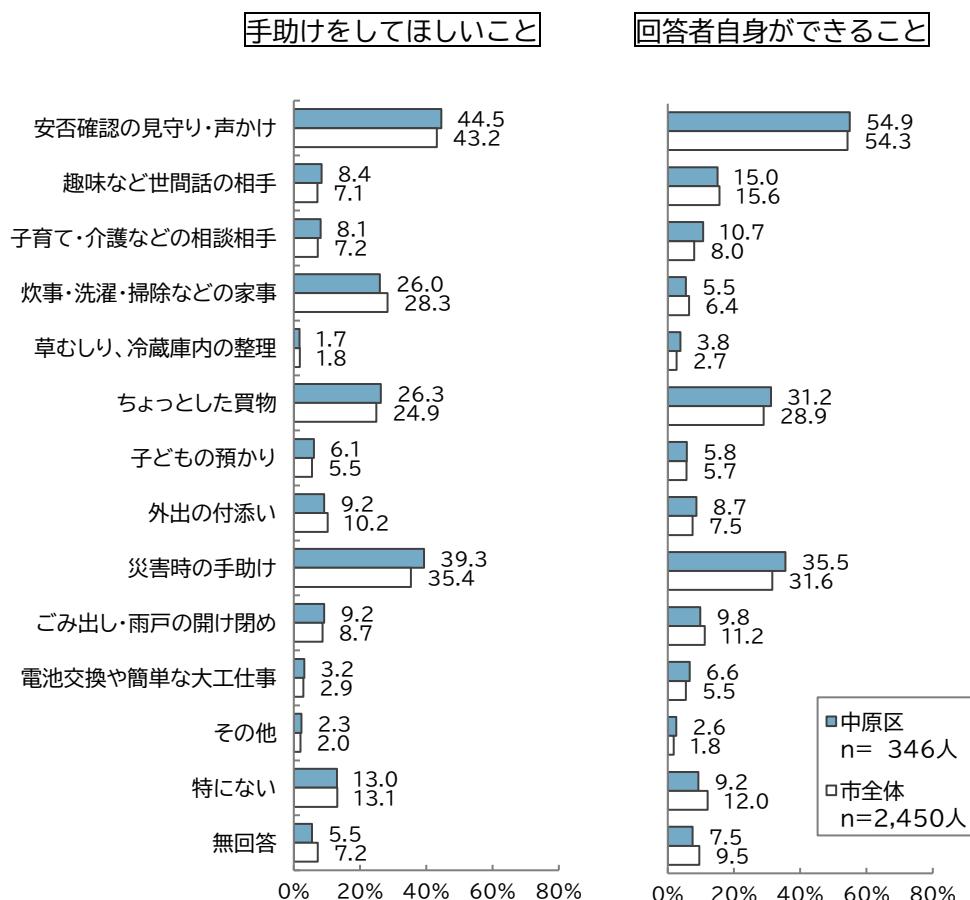
社会的不安や孤独・孤立を防ぐために有効だと思うこと



## ➡求めている手助けと、提供できる手助けにはギャップがある

求めている手助けと、提供できる手助けについては、「安否確認の見守り・声かけ」「ちょっとした買い物」では、自身ができることの回答が、手助けをしてほしいことの回答より高くなっています。

一方、「炊事・洗濯・掃除などの家事」「災害時の手助け」については、自身ができることの回答が、手助けをしてほしいことの回答より低くなっています。

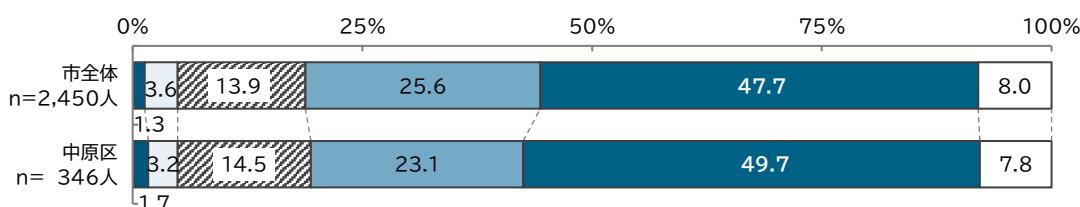


**ポイント3**：地域福祉に関する情報や制度をどのように発信し、  
区民に認識してもらえるか？

➡ 「地域包括ケアシステム」の普及はまだ道半ば

「聞いたことがない」が49.7%となっています。

地域包括ケアシステムの普及状況

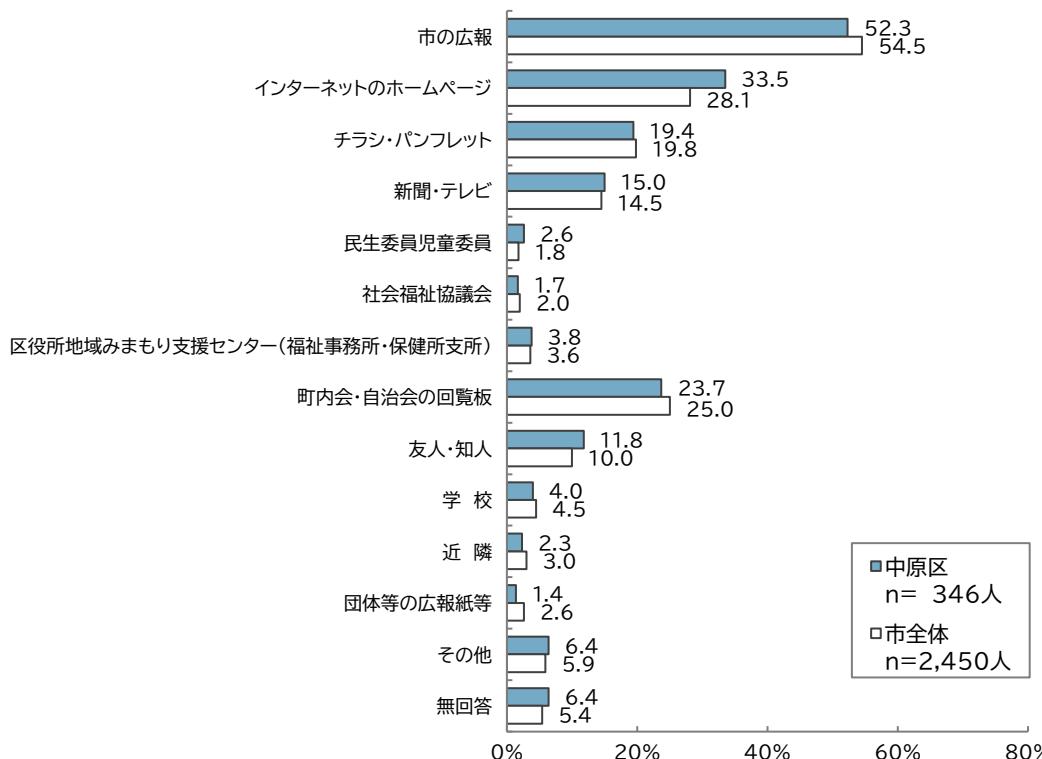


- 地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいかを知っていて、具体的に行動している
- 地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいかは知っているが、具体的に行動していない
- 地域包括ケアシステムの内容はおおむね知っているが、そのために自分が何をすればよいかわからない
- 地域包括ケアシステムは、名称を聞いたことがあるが内容は知らない
- 地域包括ケアシステムを聞いたことがない
- 無回答

➡ インターネット等による情報収集も進んでいる

保健や福祉に関する情報の入手方法については、「市の広報」が52.3%と最も高く、次いで「インターネットのホームページ」が33.5%となっています。

保健や福祉に関する情報の入手方法



## (2)「中原区地域福祉計画推進検討会議」の意見等から見える中原区

中原区地域福祉計画は、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「中原区地域福祉計画推進検討会議」から、意見をいただきながら検討や取組を進めています。

第6期の計画期間中(令和3～5年度)には、中原区の地域福祉について、次のようなご意見やご提案をいただきました。(一部抜粋。会議の構成や運営要綱は巻末の資料編を参照)

### ➡ 情報や仕組みにすること

- ・高齢者や障害者の方は情報が取りにくい課題がある。民生委員児童委員や地域で気付いてくれた方がいればいいが、正しい情報がなければ動けない。
- ・サービスを利用する人が本当に幸せな環境で過ごせるのかは、誰のせいでもなく仕組みによる。地域の中で人のつながりを先に考え、そこに仕組みを乗せた方が本当に幸せな仕組みが作れるのではないか。
- ・地域への愛着が生まれた人に担い手になってもらうためには段階があって、行政や地域の方も含め、どう背中を押していくか、知恵を絞っていく必要がある。
- ・本人にどうやって支援が必要と気づかせるのかという話と、地域の人は安心だねと言えるかどうか。この2本が施策の中から具体的に見えてくると、仕組みとしてやっていきましょうという議論になるのではないか。
- ・どうやって新しい人を巻き込むかというのをもう少し踏み込んだ方がいいのではないか。また、活動している人たちの納得感や達成感、やっていて良かったと思える仕組みがもっと見えてくるといい。

### ➡ 人のつながりにすること

- ・人の輪を作っていくためにも、一人ひとりをつなげていきたいが、昔と比べてつながりづらくなってしまっている。
- ・個人が自由に暮らしていく部分と、いざというときに地域で支え合う部分のバランスをどのようにとるか。
- ・子育て中のお母さんも子どものための人生だけではなく、自分の人生も考えるという時代。一人ひとりが人生の主役として個性を持ってつながっていくのが大事で、昔のようなつながり方ができないのであれば、行政も考えて仕掛けていくなど、ちょっとした積み重ねが社会を支えていくのではないか。

### ➡ その他

- ・自主防災組織でも、水害などに対しては対策を進めているが、要援護者への取組が薄くなっている。区だけでなく、市全体の危機管理の課題ではないか。
- ・気付いた人・動いた人の方が損だという社会、反対に何もしない方が得をする社会にしない、というのが多分、地域福祉で最も大事なことだと思う。
- ・「コミュニティの地域福祉を支える人」を“支える人”を意図的に増やしていくといけない。コミュニティを支える人をどう支えるか。

## 4 第6期計画の振り返り

第6期計画の期間中は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、外出を控え、感染症を拡大しないようにと自分や家族、周りの人を守るために活動を見合わせることが度々ありました。活動を止めざるを得ない中でも、地域で活動している多くの関係者が知恵を出し合ったことで、新たな工夫や取組も生まれました。

### ① 重点施策1 誰もが参加しやすい地域づくりの推進

- 新型コロナウイルスの影響により中止していた会場も含め、令和4年度までにほとんどの会場で子育てサロンを再開しました。定員を制限しながら、事前申し込み制で消毒や換気等を徹底するなどして、会場開催を行いました。その前段として、オンラインによる子育てサロンの実施や、過去に参加していた方にお手紙を出すなど、各地区で工夫しながら親子の支援に取り組みました。
- 子育て支援者養成講座では、区内の子育て事情や子育て支援の実態など、活動のきっかけになるようなテーマを中心に会場とオンライン併用で連続講座として開催しました。別途、実際の活動につなげるためのフォローアップ講座を実施し、その受講者が区内の団体等で新たに子育て支援活動を始めるなど、支援者の広がりがありました。
- 健康づくりや介護予防に係るボランティアの養成教室を実施し、養成教室終了後、実際の活動につなげるため、なかはらパンジー隊によるパンジーベビ操の講習を実施しました。また、動画やオンラインを活用した普及啓発を進めました。
- 「知る」、「集う」、「つながる」等の機能を実践する中原区SDCの取組を令和4年10月から開始したほか、「ご近所さんぽ」の取組やオンラインによる体操など、ゆるやかなつながりを創出するきっかけづくりを実施しました。

### ② 重点施策2 支援を必要とするすべての人を孤立させないための取組の充実

- 赤ちゃんを迎えた家庭に訪問して、地域や子育ての情報を提供する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では、訪問員の養成研修を実施し、地域で子育てを支援する人材を増やしながら、時機をとらえた情報提供と支援を行いました。
- 適切な支援につながっていない認知症が疑われる人等に早期に関わる「認知症訪問支援チーム」を設置し、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、府内外の専門多職種や関係機関等と連携して、アウトリーチ型の支援を実施しました。
- 包括的な相談・支援機能の充実として、子育て世帯や高齢者・障害者など、幅広い対象に向けた相談支援を実施したほか、区役所で実施している会議やイベント等の取組における手話通訳や要約筆記の派遣、外国籍の保護者に向けた新生児訪問時の通訳派遣などに取り組みました。

## 5 第7期計画に向けて

区の現況や実態調査等の結果、またこれまでの振り返り等を踏まえ、取り組むべき視点を整理しました。

- 中原区は転入者や若年層が多い中で、従来の近所づきあいが希薄になっている現状があります。地域福祉を区民と協働で進めていくためには、取組を知ってもらい、参加してもらう中で地域づくりへの意識を持つもらうことが大切です。第7期計画の取組においても引き続き、区民と対話しながら、地域課題を意識し解決に取り組むきっかけを作る中で、まずは活動に参加する人や関わる人を増やし、そこから担い手となりうる人材を発掘・育成する視点が必要です。
- 子育て世帯や高齢者単身世帯など孤立しやすい層が増えています。また、自身では困りごととして認識していないため、状況が悪化するまで気づかないケースがあります。そのため、予防的観点により元気な時から地域で交流しながら、見守りにつながる機会を増やすとともに、困ったときに活用できる制度や取組を地域に周知・広報し、区民に認識してもらうことで、セーフティーネットを広げていく視点が引き続き求められています。
- 多様化する社会環境の中で地域福祉の取組を進めていく上では、行政だけでなく、区民、事業者、社会福祉協議会など、様々な主体と連携して課題に取り組んでいくことが必要です。そのためには、様々な主体を含むネットワークの中で、情報や課題を共有し、連携してそれぞれが課題に主体的に取り組むという視点が必要です。
- 従来の地域活動にハードルを感じている人にも、参加してもらいやすい入口や関心を持つきっかけをつくる必要があります。そのためには、楽しいことや興味のあることなどから関われる選択肢を示し、気軽に参加できる場や環境から、地域のことが自然に考えられる流れを作るという視点が求められています。

第7期計画に向けては、これらの視点から取組内容を整理するとともに、新たな取組や展開も加えて、区民・各種支援機関・事業者等皆さんとともに、中原区の地域福祉を推進してまいります。

**中原区地域福祉計画の取組**

## **第2章**



# 1 中原区がめざす地域福祉

統計データや、実態調査結果等からみられる区の課題、第6期計画の振り返り等を踏まえ、第7期中原区地域福祉計画は、第6期までの基本理念を踏襲し、4つの基本目標を設定します。

## (1) 基本理念 「福祉のこころ、人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり」

同じ地域に暮らす人と人との絆を深めることによって、互いの違いを認め合い、健やかで安心し自立した生活が送れるように、人と人との出会いを橋わたします。また、地域を拠点にしたさまざまな団体・個人の活動や行政情報を区民に橋わたしすることで、活力とうるおいがあり、区民が主体となったお互いに支え合える地域づくりをめざします。

一人ひとりができること 地域のみんなでできること

### 自助

パンジー体操に  
参加して  
健康を維持します！



町内会・自治会に  
加入します！

防災訓練に参加  
します！



困っている  
ことがあつたら  
伝えよう。

地域のみんなでできること

### 互助

あなたの地区の  
民生委員児童委員  
です。



ボランティア活動に  
参加します！

困っている人  
をみんなで  
支えよう。



近所の人を誘つ  
て子育てサロン  
に行きます。



ゴミ出しは  
私たちに  
任せて！

### 共助



医療サービスを  
提供します。

介護サービスを  
提供します。



ボランティアの養成や、  
活動を支援します。

福祉サービスなどの  
情報を発信します。



区民が気軽に相談  
できるようにします。

### 公助

必要な支援やサービスを提供します

## (2) 基本目標

第6期計画の振り返りや中原区の現況、地域課題等を踏まえ、基本理念「福祉のこころ、人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり」に向けて、今期も次の4つの基本目標を掲げて、引き続き取り組んでまいります。

### 基本目標1 一人ひとりが主役の地域づくり

地域福祉を区民と協働で進めるためには、地域で行われている取組を見たり知ったりする中で、地域への関心や地域づくりの意識を高めていくことが大切です。そのためにも、まずはご自身の健康や暮らし方を考えてもうきっかけとして、区民一人ひとりが身近で参加しやすい地域の健康づくりの場や交流の機会を提供します。

また、さまざまな地域活動の主体となっている人たちを支えるとともに、中原区で生活する多様な人たちが互いを認め合い、助け合える環境が次世代につながるよう、活動する仲間を増やす取組を推進します。

### 基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり

地域福祉に関する情報を区民に届けるために、転入時や赤ちゃんが生まれた時など、機会を捉えた適切な情報発信をより充実させます。また、困りごとを抱える人には、早い段階からの相談支援を充実しながら、高齢者や障害のある方、外国人住民の方たちが適切な支援を受けられるように取り組みます。

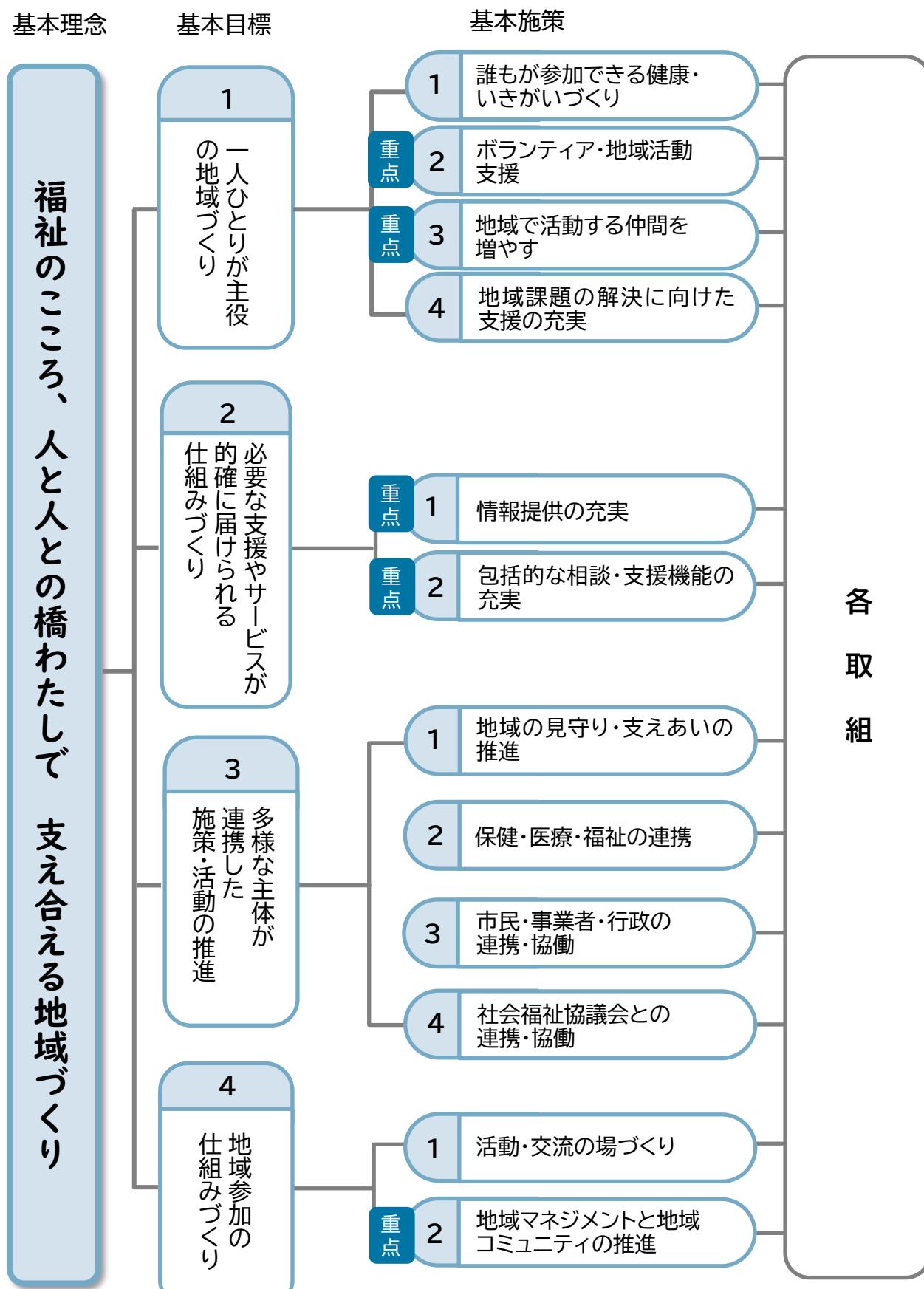
### 基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

さまざまな主体間のネットワークを充実させることで、情報共有や地域包括ケアへの理解を深めもらうとともに、連携して地域福祉活動を推進していくための仕組みづくりに取り組みます。

### 基本目標4 地域参加の仕組みづくり

区民の多様なニーズを受け止めながら、さまざまな地域資源をつなげることで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人も気軽に参加できるような取組を引き続き進めます。また、区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追求しながら日常生活を送れる地域の実現に向けて、関係機関と連携しながら地域活動の伴走支援を行います。

## 2 計画の体系



**重点**: 重点的に取り組む施策として位置付けるもの

### 3 取組一覧

★ = 第7期計画で新たに  
掲載した取組

#### 基本目標1 一人ひとりが主役の地域づくり

基本施策	No.	取組	所管課(担当)
①誰もが参加できる 健康・いきがいづくり	1	「なかはらパンジ一体操」で健康づくり・介護予防	地域支援課
	2	なかはら親子体操「ミミケロはっぴいダンス！」で 親子のふれあい促進	地域ケア推進課
	3	さまざまな「スポーツ活動」で地域交流の活性化	地域振興課
②ボランティア・地域 活動支援	4	「子育てグループ活動支援」で 地域の仲間と子育てを楽しむ	地域ケア推進課
	5	「子育てボランティア研修」で いきいきと活動を続ける	地域ケア推進課
	6	「子育てサロン」で地域コミュニティを支え、 広げる活動の推進	地域ケア推進課
	7	「すくすく子育てボランティア事業」で 安心して乳幼児の育児ができる環境をめざす	地域支援課
	8	「健康づくり・介護予防グループ支援」で 地域の集いの場を創出する	地域支援課
	9	「老人クラブ育成事業」で つながり・いきがいづくりの支援	高齢・障害課
	10	「配食ボランティアへの支援」で サービス利用者に安心の提供	衛生課
	11	「かわさき犬・猫愛護ボランティア等の支援」で 暮らしやすい地域へ	衛生課
	12	「小中学生の赤ちゃんふれあい体験」で 互いに支え合う心を育む	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域 連携担当
	13	「中原区子育て支援者の養成」で 地域の子育て力向上	地域ケア推進課
	14	「健康づくりや介護予防に係るボランティア支援」で 地域の健康状態の維持向上	地域支援課
③地域で活動する仲間 を増やす	15	「食生活改善推進員の養成」で セルフケア意識向上とつながりづくり	地域支援課
	16	「認知症サポーターの養成」で 認知症の方の安心できる生活を支援	地域支援課
	17	「地域包括ケアシステムの普及啓発」で 一人ひとりが主役の地域づくり	地域ケア推進課 地域支援課
	18	「家庭教育推進事業」で 子どもを豊かに育む地域社会の創造	生涯学習支援課
	19	「市民自主学級・市民自主企画事業」で 市民の主体的な学びの場の協働創設	生涯学習支援課
	20	★「社会参加・共生推進学習」で 外国人市民の暮らしを支援	生涯学習支援課
	21	「地域の防災活動の支援」で 災害を地域で乗り越える	危機管理担当
④地域課題の解決に 向けた支援の充実	22	災害時における健康的な避難所生活や ペットの防災対策の推進	衛生課
	23	地域団体等と連携した 「安全安心なまちづくりの推進」	危機管理担当

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり			
基本方針	No.	取組	所管課(担当)
①情報提供の充実  重点	24	シニアの健康づくりなど「ホームページで情報発信」	高齢・障害課 地域支援課 地域ケア推進課
	25	「シニアのためのおでかけマップ」で健康維持増進	地域支援課
	26	自ら望む場で暮らし続けられる 「高齢期の快適な暮らしに関する情報発信」	衛生課
	27	子育て世帯の孤立を防ぐ「子育て情報の発信」	地域ケア推進課
	28	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で 安心して子育てできる地域づくり	地域支援課
	29	安全で快適な 「赤ちゃんとの暮らしに関する情報発信」	衛生課
	30	「転入者への地域情報発信」で 幅広い層が参加する地域づくりへ	地域振興課 地域ケア推進課
	31	安心して新生活へ 「対象に応じた転入者への情報提供」	地域ケア推進課 区民課
	32	安心して出産・子育てできるように 「妊娠期からの相談支援」	地域支援課
②包括的な相談・支援機能の充実  重点	33	健やかな成長確認のために 「乳幼児健康診査・育児相談」	地域支援課
	34	子育てをしながら安心して働くために 「保育所入所相談の充実」	児童家庭課
	35	地域における子育て支援の輪を広げる 「地域の子ども・子育て支援の充実」	保育所等・地域 連携担当
	36	「多胎児育児支援」で 孤立不安を軽減し安心して子育てを	地域支援課
	37	「中原区子どもの発達支援事業」で 安心して生活できる地域へ	地域支援課
	38	「家族教室」で精神疾患者の家族が 将来も安心した生活を送る	高齢・障害課
	39	「中原区要保護児童対策地域協議会の取組」で 子どもを守る地域のネットワークの充実	地域支援課
	40	早期発見・早期対応と適切な支援活動を行う 「虐待に係る相談支援体制の充実」	地域支援課 高齢・障害課
	41	大切な権利や財産を守るために 「成年後見制度への対応の充実」	高齢・障害課
	42	地域で身近な「高齢者・障害者の 相談体制の充実」で安心した生活を送る	高齢・障害課 地域支援課
	43	本人の意思を尊重した暮らしをサポートする 「認知症訪問支援事業」	高齢・障害課
	44	「区の取組における必要な配慮の実施」で お互いが理解し支えあう地域をめざす	地域ケア推進課
	45	★各取組の包括的かつ効果的な周知と広報活動	企画課 地域ケア推進課

### 基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

基本方針	No.	取組	所管課(担当)
①地域の見守り・支え合いの推進	46	いつまでも生活が続けられるように連携した 「ひとり暮らし等高齢者見守り事業」	高齢・障害課
	47	地域の連携や協力体制づくりのための 「地域包括ケアに関する会議」の実施	高齢・障害課
	48	「川崎市地域見守りネットワーク」で 異変のある住民を緊急支援	地域ケア推進課ほか (地域みまもり 支援センター)
	49	「川崎市災害時要援護者避難支援制度」で 地域が助け合える信頼関係を構築	危機管理担当
②保健・医療・福祉の連携	50	「中原区在宅療養推進協議会との連携」による 在宅療養の普及啓発	高齢・障害課
	51	「中原区防災連携協議会 医療救護ネットワーク部会」で災害時の連携強化	地域ケア推進課
③市民・事業者・行政の連携・協働	52	「商店街と連携した地域のまちづくり推進事業」で 地域の活性化推進	地域振興課
	53	身近な相談相手として住民を支える 「民生委員児童委員の活動支援」	地域ケア推進課
	54	協働で地域課題の解決をめざす「市民提案型事業」	企画課
	55	安全・安心な地域社会を築く「保護司会の活動支援 と社会を明るくする運動の推進」	地域ケア推進課
	56	「健康づくりネットワーク」の構築と強化で 区民の健康づくりを推進	地域支援課
	57	「中原区総合子どもネットワーク事業」で ともに地域の子どもの成長を見守る	地域ケア推進課
	58	「幼稚園・保育園・小学校連携事業」で 連続性を踏まえた子どもの育ちを支援	保育所等・地域 連携担当
	59	「保育所等人材育成・連携事業」で めざす保育の質の向上	保育所等・地域 連携担当
	60	「中原区精神保健福祉連絡会」で 安定した地域生活を支援	高齢・障害課
	61	「中原区地域自立支援協議会」で障害の有無に 関わらず暮らしやすい地域をめざす	高齢・障害課
	62	「中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議」で 地ケアの取組と連携を推進	地域ケア推進課
	63	活気ある中原区へ 「区内事業者と連携した地域づくりの推進」	地域ケア推進課
	64	災害に強い中原区をめざす 「中原区防災連携協議会の取組推進」	危機管理担当
	65	安心できる避難所となるために 「二次避難所施設連絡会議の開催」	高齢・障害課
④社会福祉協議会との連携・協働	66	「中原区社会福祉協議会との連携」で おたがいさまのまちづくり	地域ケア推進課

#### 基本目標4 地域参加の仕組みづくり

基本方針	No.	取組	所管課(担当)
①活動・交流の場づくり	67	「なかはら子ども未来フェスタ」の開催を通した 地域で子育てを行う風土の醸成	地域ケア推進課
	68	「なかはら福祉健康まつり」の開催を通した 地域福祉の推進	地域ケア推進課
	69	ともに生きる地域社会へ 「障害者社会参加学習活動ヤングジャンプセミナー」	生涯学習支援課
	70	気軽に集い、つながりをつくる 「中原区民交流センターの運営」	地域振興課
	71	「中原市民活動の集い『なかはらっぽ祭り』の開催」 で市民活動の活性化	地域振興課
	72	★公園緑地の愛護活動を通した憩いの場づくり	道路公園センター
	73	★地域におけるゆるやかなつながりの場づくり	地域ケア推進課
②地域マネジメントと 地域コミュニティの 推進	74	地域包括ケアを推進する「地域マネジメントの推進」	地域ケア推進課
	75	「地域コミュニティの推進」で 自分らしく暮らせる中原区へ	企画課

## 4 重点的に取り組む施策

第7期計画で掲げられている基本理念の実現のために、次の基本施策を重点的に取り組む施策に位置付けることとし、課題の解決に向けて事業を推進します。

### (1) ボランティア・地域活動支援

基本目標1－基本施策2

- 区の事業に協力しているボランティアや団体等への支援だけではなく、自主的に活動している団体や個人が継続して活動できるような支援や活動に応じたゆるやかなつながりづくりが求められています。



- ✧ ボランティアや活動への理解を深める研修会等を通して団体の活動支援を進めます。また、活動している団体同士が、困ったときにつながれるようなゆるやかなつながりを築いて、活動の広がりを得ながら継続的に活動できるよう支援します。
- ✧ 活動支援により、個人としても自分らしく生きがいを持って暮らし続けることができる地域をめざします。

### (2) 地域で活動する仲間を増やす

基本目標1－基本施策3

- 地域活動に参加したことがある人は、町内会・自治会に関する活動、お祭りやイベントに関する活動、環境美化（ゴミ拾いなどを含む）に関する活動となっています。
- 地域で活動する団体の多くはメンバーを増やすことを望んでいる一方で、町内会・自治会や地域活動に参加していない理由として、きっかけがないとの声もあり、活動に関する情報提供やきっかけづくりが求められています。
- 特に、転入者や若い世代が多い中原区においては、地域とのつながりを持っていない・持ちにくい人へのつながりづくりが継続課題であり、子どもの頃から地域活動を体験してもらうなど、地域に関心を持つ人を増やしていくことが必要です。



- ✧ 活動に新たに関わる仲間を増やすきっかけとして、養成講座等を開催してスムーズに活動ができるように取り組みます。
- ✧ すぐに活動に関わらなくても、地域で困難を抱えている人たちを支える取組を知ってもらうとともに、興味のある活動や自身の生活の中に取り入れやすい活動から気軽に参加してもらうなど、地域に関心を持ってもらう働きかけを行います。
- ✧ 地域に関心を持つ人を増やしていくことで、地域力の底上げをめざします。

### (3) 情報提供の充実

基本目標2－基本施策1

- 保健や福祉の情報の入手先が、多い順に、市の広報、インターネットのホームページ、町内会・自治会の回覧板となっており、区民にとっては情報を得る方法がまだまだ受け身中心と言えます。また、日常生活で心配ごとや悩みごとがあるときの相談先として、同居している家族や友人・知人、離れて暮らしている家族に相談する人が多くいます。
- 転入者に対しては、中原区の地域福祉に関する普及啓発や地域情報の提供が求められていると同時に、中原区の魅力等を発信してもらう人材を地域に増やしていく啓発も必要です。

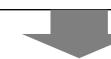


- ✧ 困った時に頼れる制度やサービスなどの正確な情報を対象に応じた手段により適切に発信し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐ取組を進めていきます。
- ✧ 転入者に向けては、転入の際に地域情報や福祉に関する情報の入手先などをまとめて提供し、地域をより身近に感じてもらえるように工夫します。

### (4) 包括的な相談・支援機能の充実

基本目標2－基本施策2

- 保健や福祉の団体の認知度は、多い順に児童相談所、こども文化センター、総合福祉センター（エポックなかはら）となっており、地域みまもり支援センターや地域包括支援センターなどはあまり知られていません。
- 虐待や引きこもりなど、区役所だけでは対応しきれない、専門性が必要とされる問題に対しては、活動団体や関係機関との連携により、要支援者の情報を把握していくとともに適切な支援へつなげていくことが必要です。一方で、そのような問題に至らないような予防的支援も求められています。



- ✧ 困りごとを抱える区民の中でも、自分はまだ支援が必要ではないと認識している人たちについて、日常生活の中で地域や専門機関との接点を増やしていくことで、相談しやすい環境を引き続き整備します。
- ✧ 区民と地域の支援者や行政とのゆるやかなつながりを創出する中で、適切な機会を捉えて問題が複雑化する前にきめ細やかな支援につなげます。

## (5) 地域マネジメントと地域コミュニティの推進

基本目標4－基本施策2

- 地域活動やボランティア活動に参加したきっかけは、自分たちのために必要な活動だから、人の役に立ちたいから、家族・友人・知人から誘われたからという理由が多く、反対に地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由としては、仕事や家事が忙しく時間がない、きっかけがつかめない、身近に活動グループや仲間がいない・知らないといった声が聞かれます。他方で、きっかけがあれば・活動する時間ができれば、興味を持てる活動があれば参加したいという人もいます。
- 区民のライフスタイルに合った関わり方の提示や提供が求められており、自らの興味関心や楽しみに感じることから、地域との接点が生み出せるような工夫が必要です。



- ✧ 区民の多様なニーズを受け止めながら、さまざまな地域資源をつなげることで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人にも気軽に参加を促せるような取組を引き続き進めます。
- ✧ 区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追求しながら日常生活を送れる地域の実現に向けて、関係機関と連携しながら地域活動の伴走支援を行います。

## 5 具体的な取組

【表の見方】

施策番号	(基本施策名)		
通し番号	事業・取組名	社協	※中原区社会福祉協議会と、特に連携を強化して推進する取組を示しています。
事業・取組の主な内容		関連する部署※	

※「関連する部署」欄には、区役所内において、個々の取組を主管する部署または関連する所管部署を掲載しています。

### 基本目標1 一人ひとりが主役の地域づくり

#### ■取組名

基本施策1	誰もが参加できる健康・いきがいづくり
<b>1 「なかはらパンジー体操」で健康づくり・介護予防 ⇒紹介コラム P.70</b>	
区民が集い交流するきっかけとして、ご当地体操「なかはらパンジー体操」をボランティアグループ「なかはらパンジー隊」とともに普及啓発します。区民に自身の健康を意識しながら運動習慣を身に付けてもらうとともに、相互に張りのある生活をめざせるよう支援します。また、関係機関と連携し身近に参加できる環境の整備や情報発信を図ります。	地域支援課
<b>2 なかはら親子体操「ミミケロはっぴいダンス！」で親子のふれあい促進</b>	
楽しみながら地域の愛着を醸成するため、なかはら親子体操『ミミケロはっぴいダンス！』を活用し、乳幼児を持つ親子のふれあいを促進します。	地域ケア推進課
<b>3 さまざまな「スポーツ活動」で地域交流の活性化</b>	
かわさきスポーツパートナー等と連携した各種教室や地域団体によるスポーツイベント等を通じて、区民の交流機会を創出するとともに地域のスポーツチームへの愛着を醸成し、地域の活性化を図ります。	地域振興課

基本施策2	ボランティア・地域活動支援	重点施策
<b>4 「子育てグループ活動支援」で地域の仲間と子育てを楽しむ</b>		
子育て世帯が孤立せずに子育てを楽しむ地域をめざし、区内を中心に活動している子育てグループを支援します。また、関心のある親子が子育てグループに効果的につながっていけるように中原区総合子どもネットワークをはじめとした関係機関と連携します。		地域ケア推進課
<b>5 「子育てボランティア研修」でいきいきと活動を続ける</b>		
区内で子育てボランティア活動をしている人が、ボランティア同士の交流や研修会等を通じて、様々な方と連携でき、子育て支援をする上で有用な情報や知識を獲得することで、活動が活性化できるように支援します。		地域ケア推進課
<b>6 「子育てサロン」で地域コミュニティを支え、広げる活動の推進 ⇒紹介コラム P.70</b>		
親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、親子支援活動をしている子育てサロンの運営を支援します。子育てサロンを通して、世代を超えた交流をさらに活発化させ、コミュニティづくりを推進します。		地域ケア推進課

<b>7 「すくすく子育てボランティア事業」で安心して乳幼児の育児ができる環境をめざす</b>	地域で安心して乳幼児の育児ができる環境をめざし、地域と行政が連携して地域の育児力の向上を図ります。地域で子育て支援活動を行うボランティアの養成とボランティア活動が継続できるよう引き続き支援します。	地域支援課
<b>8 「健康づくり・介護予防グループ支援」で地域の集いの場を創出する</b>	地域包括支援センター等の関係団体と連携し、健康づくり及び介護予防活動を行うきっかけづくりを行います。個人だけでなく地域の課題やニーズを共有し、さらなる活動が行えるよう支援を行い、地域の集いの場を創出します。	地域支援課
<b>9 「老人クラブ育成事業」でつながり・いきがいづくりの支援</b>	健康・友愛・奉仕を活動の方針とし、会員相互のつながりづくりや生きがいづくり、奉仕活動等を目的に各種スポーツ大会や演芸大会、清掃活動、研修会等を行う老人クラブの活動を支援します。	高齢・障害課
<b>10 「配食ボランティアへの支援」でサービス利用者に安心の提供</b>	高齢者等への配食ボランティアに対し、配食等ボランティア届の提出時等に、食品衛生に関する助言や情報提供を行います。食中毒等のリスクの低減を図り、利用者が安心してサービスを利用できるように、ボランティア活動を支援します。	衛生課
<b>11 「かわさき犬・猫愛護ボランティア等の支援」で暮らしやすい地域へ</b>	かわさき犬・猫愛護ボランティアと情報の共有を図り、活動を支援します。また、暮らしやすい地域づくりの一助として、野良猫による生活環境被害の軽減を図るため、川崎市地域猫活動サポーターによる地域猫活動を支援します。	衛生課

基本施策3	地域で活動する仲間を増やす	重点施策
<b>12 「小中学生の赤ちゃんふれあい体験」で互いに支え合う心を育む</b>	子どもたちが命を大切にし、地域で互いに支え合う心を育むことをめざし、小中学生と乳幼児の親子とのふれあい体験を行います。また、地域の親子との関わりを通して身近な地域福祉を学び、子どもの頃から地域活動を体験できる機会を提供します。	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域連携担当
<b>13 「中原区子育て支援者の養成」で地域の子育て力向上</b>	子育て支援活動に興味がある住民が地域の活動に参加しやすくなるよう、子育て支援者養成講座を開催します。さまざまな親子のニーズや支援の手法等を学び、支援者のパワーアップを図るとともに、地域の子育て支援活動団体等につないでいくことで地域の子育て力の底上げを図ります。	地域ケア推進課
<b>14 「健康づくりや介護予防に係るボランティアの支援」で地域での健康状態の維持向上</b>	健康づくりや介護予防を通じ「お互いさまのまちづくり」をめざし、住民同士が助け合いながら、地域での健康状態の維持向上をめざす地域の人材の発掘や育成を行い、ボランティア活動グループの支援を行います。	地域支援課
<b>15 「食生活改善推進員の養成」でセルフケア意識向上とつながりづくり</b>	全世代の地域住民のセルフケア意識向上と食を通じたつながりづくりに向け、食育の担い手を増やすため、食生活改善推進員養成教室を実施します。また、食生活改善推進員の活動に関する情報発信や主体的な取組を支援します。	地域支援課

**16 「認知症サポーターの養成」で認知症の方の安心できる生活を支援 ⇒紹介コラム P.73**

幅広い年齢層の地域住民に認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症の方やその家族を地域で支える支援者の増加をめざします。地域包括支援センターとともに、企業や区全域でのサポーター養成講座を開催し、認知症の方が安心して地域で生活できるように支援します。

地域支援課

**基本施策4 地域課題の解決に向けた支援の充実**
**17 「地域包括ケアシステムの普及啓発」で一人ひとりが主役の地域づくり**

地域包括ケアの考え方が地域に浸透することをめざし、住民や団体、企業など、様々な主体と連携を図りながら、地域包括ケアの構築に向けた普及啓発を推進します。地域住民が役割といきがいを持ち、自発的に支え合えるよう、各種広報媒体によるセルフケア意識の醸成や、地域活動への参加・交流を動機づけるための支援を進めていきます。

地域ケア推進課  
地域支援課
**18 「家庭教育推進事業」で子どもを豊かに育む地域社会の創造**

子どもを豊かに育む地域社会の創造をめざし、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し、幼児や学齢期の子育て中の親に向けた家庭地域教育学級のほか、親子交流の場である子育て支援啓発事業「くるるん広場」や子育ておしゃべり広場「なないろ」など多種多様な学びや交流の場を提供します(令和7年度からは指定管理者が事業を継続します。)。

生涯学習支援課

**19 「市民自主学級・市民自主企画事業」で市民の主体的な学びの場の協働創設**

地域や社会の課題解決に向けた市民の主体的な生涯学習の支援に資するため、市民との協働で学びの場を創設します(令和7年度からは指定管理者が事業を継続します。)。

生涯学習支援課

**20 「社会参加・共生推進学習」で外国人市民の暮らしを支援 ⇒紹介コラム P.88**

外国人市民が日本で安心して生活できるように、ボランティアの支援により日常生活に必要な基礎的日本語を身に付けながら交流を図る学びの場を支援します(令和7年度からは指定管理者が事業を継続します。)。

生涯学習支援課

**21 「地域の防災活動の支援」で災害を地域で乗り越える ⇒紹介コラム P.71**

自助・共助の考え方に基づき、住民同士が助け合って災害に備え、災害を地域で乗り越えることができるよう支援します。ぼうさい出前講座等での啓発、防災訓練の相談・実施、防災用資器材購入費用の一部助成のほか、災害に備える地域の一人ひとりが防災要員であるため、自主防災組織の結成・加入等を促進します。

危機管理担当

**22 災害時における健康的な避難所生活やペットの防災対策の推進**

災害時の避難所生活を健康により快適に過ごすため、環境衛生・食品衛生・感染症対策・ペットの防災の観点から情報提供を行うとともに、避難所の生活環境の改善や食中毒・感染症等の予防に取り組みます。

衛生課

**23 地域団体等と連携した「安全安心なまちづくりの推進」**

警察や地域団体等と連携し、各年代への交通安全教室の実施、街頭での啓発活動、防犯講座や防犯パトロール用品の貸与等の自主防犯組織への支援を通じて、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。

危機管理担当

新規

## このまちのどこが好き～こんなまち・なかはら～ 取組紹介コラム

### 「なかはらパンジーボランティア」をさあ、ごいっしょに！（施策番号1-1取組No.1）

中原区には、住み慣れた地域で支え合えるまちづくりとご自身の健康づくりを目的とした「なかはらパンジーボランティア（ご当地ボランティア）」があります。

明るく元気なボランティアグループ「なかはらパンジーボランティア」が、中原区内の各いこいの家で、明るく楽しい体操教室を開催しています。これから多くの方にパンジーボランティア（ボランティア）をいつでも募集しています。

いこいの家	住 所	電話番号	なかはらパンジーボランティア開催日
等々力	等々力1-1	733-3618	第2月曜日 10時～11時
新城	下新城1-2-4	754-0283	第1水曜日 10時～11時
ごうじ	上小田中7-6-18	733-3608	第1月曜日 10時～11時半
井田	井田三舞町14-16	798-8806	第4水曜日 10時～11時
西加瀬	西加瀬10-5	434-6418	第2火曜日 14時～15時
丸子多摩川	丸子通1-639-3	411-0551	第3水曜日 10時～11時
中丸子	中丸子378-4	433-3866	第1金曜日 10時～11時

※体操教室への参加には事前予約不要ですが、天候等によりお休みになることがあります。開催の有無は、各いこいの家へご確認ください。

（お問い合わせ）中原区役所 地域支援課  
電話：044-744-3380 FAX：044-744-3196

### 「子育てサロン」で親子と地域コミュニティを支えます（施策番号1-2取組No.6）

「子育てはみんなの力で」を合言葉に、7地区の子育て支援推進実行委員会（民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、地域ボランティアで構成）が親子の居場所や友達づくりを目的とした子育てサロンを開催しています。

区内12会場で0～3歳くらいまでの親子を対象に活動を続け、令和4年には活動20周年を迎えました。

この20年間で延べ18万人以上の方にご参加いただき、親御さん同士が出会う場であることはもちろん、地域の人や地域のことを知るきっかけの場にもなっています。これからも子育てサロンで生まれたつながりを支え、中原区での子育てを応援していきます。



「子育てサロン」スタッフによる読み聞かせ

（お問い合わせ）中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3304 FAX：044-744-3196

### 認知症サポーターの養成で安心して暮らせるまちへ（施策番号1－3取組No.16）

認知症の特性や症状の特徴を正しく理解できるように、認知症サポーター養成講座を開催しています。講座は、小・中学校の授業の一環としての実施や親子向け、企業・団体向け、また地域での集まりなど、さまざまな方を対象に色々な場所で開催しています。認知症の方や、そのご家族を地域の中で支えていく支援者を増やしていきます。

認知症と共生するまちをつくり、認知症の方の尊厳を損なわず、認知症になっても住み慣れた街や地域で、安心して暮らせるまちづくりを支援します。



中原区ホームページへのリンク  
(認知症サポーター養成講座)



親子向け認知症サポーター養成講座の様子

(お問い合わせ) 中原区役所 地域支援課  
電話：044-744-3380 FAX：044-744-3196

### 地域が行う自主防災活動を促進しています（施策番号1－4取組No.21）

災害時に地域で助け合える仕組みづくりを強化するため、町内会・自治会など地域住民を中心に結成した自主防災組織や避難所運営会議に対して、防災訓練の相談や調整、防災活動に関する情報共有を行い、地域による自主的な防災活動を支援しています。

また、区民一人ひとりの防災意識向上と備えの普及のため、自主防災組織や学校など区内のさまざまな団体に対する、ぼうさい出前講座や地域・行政・関係機関が連携し、避難所となる区内の市立学校を会場にした中原区総合防災訓練を実施するなど、災害時の助け合いを促進する取組を進めています。



今井中学校における総合防災訓練の様子

(お問い合わせ) 中原区役所 危機管理担当  
電話：044-744-3141 FAX：044-744-3346

## 基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり

### ■取組名

基本施策1	情報提供の充実	重点施策
<b>24 シニアの健康づくりなど「ホームページで情報発信」</b>	必要な人に必要な情報がタイムリーかつ、より分かりやすく伝わることをめざし、シニアが集える場や介護予防等健康づくりに関すること等をホームページにより情報発信します。	高齢・障害課 地域支援課 地域ケア推進課
<b>25 「シニアのためのおでかけマップ」で健康維持増進 ⇒紹介コラムP.75</b>	住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らすことをめざし、自身の健康を維持増進し、地域活動や公的サービスを積極的に活用できるように情報を取りまとめた「シニアのためのおでかけマップ」「おでかけマップ情報一覧」の充実を図ります。	地域支援課
<b>26 自ら望む場で暮らし続けられる「高齢期の快適な暮らしに関する情報発信」</b>	住み慣れた地域や自ら望む場でより快適に暮らし続けることができるよう、高齢者施設には、施設の維持管理について助言を行い、自宅で過ごされる方には、快適に暮らすための情報を提供します。	衛生課
<b>27 子育て世帯の孤立を防ぐ「子育て情報の発信」</b>	子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を見守る寛容と互助の地域をめざして、子育て期に適した情報を提供します。ガイドブック等を作成し、出生時や転入時に配布するほか、ホームページやアプリでも発信します。	地域ケア推進課
<b>28 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で安心して子育てできる地域づくり</b>	子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域とのつながりを持つようにすることで、安心して子育てできる地域づくりをめざし、訪問を希望する生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭へ訪問員が訪問します。地域の子育て情報を適切に届け、相談を希望する方を支援につなげるため、訪問員の養成及びスキルアップ研修等を開催します。	地域支援課
<b>29 安全で快適な「赤ちゃんとの暮らしに関する情報発信」</b>	赤ちゃんを含めた家族が安全で快適に暮らせる環境について助言します。室内空気環境、化学物質対策、ダニ・カビ対策、誤飲事故防止、食中毒予防、感染症予防などについてわかりやすく情報提供します。	衛生課
<b>30 「転入者への地域情報発信」で幅広い層が参加する地域づくりへ</b>	転入者が多い中原区において、地域や福祉を知るきっかけを作り、より幅広い層の参加による地域づくりを進めていくため、転入時の地域情報の発信を行うほか、武蔵小杉駅周辺地域においては、マンション管理組合等との連携を推進します。	地域振興課 地域ケア推進課
<b>31 安心して新生活へ「対象に応じた転入者への情報提供」</b>	転入者が安心して中原区で生活できるよう、対象に応じた行政情報を提供します。例として、子育て世帯の転入時には、月齢や年齢に応じた子育て支援施設や困った時に相談できる機関等の情報を提供するなど、暮らしを支援します。	地域ケア推進課 区民課

基本施策2	包括的な相談・支援機能の充実	重点施策
<b>32 安心して出産・子育てできるように「妊娠期からの相談支援」</b>		
安心して妊娠・出産、子育てができるよう、切れ目ない支援をめざし、妊娠中は妊娠届時や妊娠中の面談や両親学級等、産後は新生児訪問や医療機関との連携等で、子育て支援・地域情報等の提供を行います。		地域支援課
<b>33 健やかな成長確認のために「乳幼児健康診査・育児相談」</b>		
乳幼児の健やかな成長発達の確認と保護者の育児不安の軽減を目的として、乳幼児健康診査事業や育児相談を実施します。		地域支援課
<b>34 子育てをしながら安心して働くために「保育所入所相談の充実」</b>		
保育を必要とする家庭に適切な情報提供を行うことで、不安の解消を図りながら、児童福祉法に基づく、認可保育園の入所等にかかる一連の手続きを適正に実施します。また、入所保留者への認可保育園の最新空き状況の提供や、必要とする保育サービスのマッチングによる適切なアフターフォローを実施し、子育てをしながら安心して働くよう支援します。		児童家庭課
<b>35 地域における子育て支援の輪を広げる「地域の子ども・子育て支援の充実」</b>		
子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を見守る寛容と互助の地域をめざして、中原区保育・子育て総合支援センター、地域子育て支援センター、公立保育所等を中心に地域子育て支援事業を行います。地域の親子向けに子育て相談、交流の場の提供等とともに、区内の公民保育所や地域子育て支援センター等の子育て支援関係者を対象に研修や連携会を開催し、関係機関の連携を推進します。また、子育てにおける「互助」の人材発掘を行い、実際に活躍できる場を設け、地域における子育て支援の輪を広げます。		保育所等・地域連携担当
<b>36 「多胎児育児支援」で孤立不安を軽減し安心して子育てを</b>		
多胎児世帯の孤立や不安を軽減し、虐待予防や安心して子育てができる環境をめざして地域における多胎児育児支援の基盤づくりに取り組みます。地域における双子の会(ツインキッズ)を開催し、多胎児を育てる保護者の自助・互助力を強化するほか、ピーナッツ通信を発行し、情報発信を行います。		地域支援課
<b>37 「中原区子どもの発達支援事業」で安心して生活できる地域へ</b>		
発達に何らかの課題がある子どもとその保護者の孤立や不安を軽減し、安心して生活できる地域をめざし、発達支援活動の向上を図るために、関係機関や関係団体と協働して、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進に取り組みます。		地域支援課
<b>38 「家族教室」で精神疾患患者の家族が将来も安心した生活を送る</b>		
統合失調症等の精神疾患の患者を持つ家族が将来も安心して生活できるように、家族会と連携して、精神科医療を中心とした正しい知識の提供を目的とした講演会を開催します。市民の不安や疑問を解消出来るように、家族や対象者の高齢化等、状況の複雑化も踏まえて、必要な情報を提供できる企画調整を行い、ホームページを活用した広報等の情報発信を行います。		高齢・障害課
<b>39 「中原区要保護児童対策地域協議会」で子どもを守る地域のネットワークづくり</b>		
円滑で充実した「子どもを守る地域ネットワーク」づくりをめざし、虐待を受けている児童をはじめとする要保護・要支援児童の早期発見及び適切な保護や支援のため、関係機関が情報や考え方を共有し連携を図ります。協議会は代表者会議、実務者会議、個別支援会議の3層で構成され、行政、関係機関が構成員となり支援に必要な情報交換などを行います。		地域支援課

#### 40 早期発見・早期対応と適切な支援活動を行う「虐待に係る相談支援体制の充実」

児童虐待の早期発見・早期対応及び発生予防をめざし、乳幼児健診、新生児訪問や育児支援家庭訪問事業などにおいて、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭など養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行います。また、児童虐待の相談・通告について、疑い状態であっても多職種の多角的視点によるアセスメントを踏まえて、援助方針を組織的に決定します。中原区要保護児童対策地域協議会を設置し、多職種や児童相談所等と適切な連携の下で対応します。

高齢者や障害者に係る虐待については、地域包括支援センターや障害者相談支援センター及び関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。

地域支援課  
高齢・障害課

#### 41 大切な権利や財産を守るために「成年後見制度への対応の充実」

判断能力が不十分な人が社会で不利益や被害を受けることがないよう、大切な権利や財産を守るために、パンフレットを活用しながら成年後見人制度利用の説明を適切に行います。また、行政による申立が必要な状況でも、必要な人への現状把握をしながら適切な対応を行います。

高齢・障害課

#### 42 地域で身近な「高齢者・障害者の相談体制の充実」で安心した生活を送る

高齢者や障害のある方が地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援センターが地域の身近な相談窓口となり、生活や健康、医療・介護に関する相談、権利擁護業務、地域活動への支援等を行います。また、地域の連携・協力体制づくりへの取組のほか、個別課題の解決に向け、関係機関等とも連携を図ります。

高齢・障害課  
地域支援課

#### 43 本人の意思を尊重した暮らしをサポートする「認知症訪問支援事業」

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医師、看護師、社会福祉士等の複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の方及びその家族に対する初期の支援を行い、自立生活のサポートを行います。

高齢・障害課

#### 44 「区の取組における必要な配慮の実施」でお互いが理解し支えあう地域をめざす

障害を持つ方や外国籍の方など様々な背景を持った方が参加し、お互いに理解しながら支えあう地域をめざし、イベント等における聴覚的な支援者の配置や両親学級、乳幼児健診などにおける通訳派遣など、必要な配慮に取り組みます。

地域ケア推進課

#### 45 各取組の包括的かつ効果的な周知と広報活動 ⇒紹介コラムP.75

地域福祉に関わる取組を集約し、区役所として現在どのような取組を、どのように訴求することが効果的かというのを包括的に検討し、なかはらメディアネットワークや既存のリソース等(イベント、地域の方が参加する定例会議など)を用いて発信します。

企画課  
地域ケア推進課

新規

## このまちのどこが好き～こんなまち・なかはら～ 取組紹介コラム

### 通いの場を知り、おでかけするきっかけに！（施策番号2-1取組No.25）

高齢者の方がいきいきと暮らるために、住民が主体となって集う場所として「通いの場」があります。

中原区では、通いの場をご紹介する「おでかけマップ情報一覧」を作成し、中原区役所、地域包括支援センター、いこいの家などでお配りしています。

いつまでも住み慣れたまちで、いきいきと暮らるために、どうぞお気軽におでかけください。



令和5（2023）年度版の「おでかけマップ情報一覧」

（お問い合わせ）中原区役所 地域支援課  
電話：044-744-3261 FAX：044-744-3196

### 情報が必要な人に届くように区役所全体で取り組みます（施策番号2-2取組No.45）

近年、私たちはインターネットを通して多く情報を得ることができるようになり、区役所や市役所の情報だけでも数多くの情報があります。その中で、届けたい人、その取組のターゲットとなる人は多かれ少なかれ異なっています。

そのような取組を毎回同様の方法でお知らせするのではなく、届けたい人に合わせながら、区役所として、どのような情報をその時に積極的にお伝えするべきなのか、などを考える必要があります。

今後、ますます情報が多くなっていく中で、中原区役所では、相手の立場に立ちながら、メリハリをつけた周知、広報を区役所全体で取り組み、その情報が本当に必要な人に届くようにさらなる連携を図ります。

（お問い合わせ）中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196

## 基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

### ■取組名

基本施策1 保健・医療・福祉の連携	
<b>46 いつまでも生活が続けられるように連携した「ひとり暮らし等高齢者見守り事業」</b>	
高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活が続けられるようひとり暮らし等高齢者の見守りや声かけなどを行います。また地域全体で支援していく体制づくりを目的に行う実態調査を通じて、高齢者の生活実態を把握し、民生委員児童委員と連携しながら見守りにつなげます。	高齢・障害課
<b>47 地域の連携や協力体制づくりのための「地域包括ケアに関する会議」の実施</b>	
地域の中で高齢者が安心して暮らし続けるよう、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築をはじめ、個別課題の解決に向けた検討を通じて地域の連携・協力体制づくりを行うため、関係機関等とともに地域ケア会議を行います。	高齢・障害課
<b>48 「川崎市地域見守りネットワーク」で異変のある住民を緊急支援</b> ⇒紹介コラム P.79	
地域社会全体で支えるネットワークの構築をめざし、協力事業者などから連絡のあった、異変のある地域住民の情報を元に関係部署と連携し、訪問等の必要な支援を行います。また、協力事業者の拡充等、きめ細やかなネットワーク構築により効果的な事業を実施します。	地域ケア推進課 ほか (地域みまもり支援センター)
<b>49 「川崎市災害時要援護者避難支援制度」で地域が助け合える信頼関係を構築</b>	
自分ひとりでは災害時に避難が難しい高齢者や体の不自由な支援が必要な方に対して、地域が助け合って速やかに避難するよう自主防災組織への登録者の情報提供や避難支援の協力依頼を行う等、町内会長、町内会担当者や民生委員をはじめとする地域が一体となった定期的な訪問などを通じて、信頼し合える顔の見える関係を構築します。	危機管理担当

基本施策2 保健・医療・福祉の連携	
<b>50 「中原区在宅療養推進協議会との連携」による在宅療養の普及啓発</b> ⇒紹介コラム P.79	
誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、在宅療養を選択肢のひとつとして検討できるよう、中原区在宅療養推進協議会と連携して区民向けシンポジウムの開催、関係者との勉強会を行います。	高齢・障害課
<b>51 「中原区防災連携協議会医療救護ネットワーク部会」で災害時の連携強化</b>	
大規模災害の発生に備えて、区内の医療機関、医療関係者、学校、消防署等との連携強化に引き続き取り組むとともに、災害時の情報共有や連携など円滑な医療・救護活動実施のための体制づくり及び訓練を行います。	地域ケア推進課

基本施策3 市民・事業者・行政の連携・協働	
<b>52 「商店街と連携した地域のまちづくり推進事業」で地域の活性化推進</b>	
商店街を地域の情報交換や交流の場とすることをめざし、商店街と連携し各種教室や地域交流イベントを開催することで、世代や地域間の交流機会の提供及び地域の活性化を推進します。	地域振興課

<b>53 身近な相談相手として住民を支える「民生委員児童委員の活動支援」</b> ⇒紹介コラム P.80	
地域における身近な相談相手として住民の相談に応じ、地域住民の生活課題を解決する民生委員児童委員の活動を支援します。各地区的定例会等の場で「地域版活動強化方策」等を通じた地域情報の共有により、行政・民生委員児童委員・事業者等が一体となり地域課題を解決できるよう取り組みます。また、民生委員児童委員の活動について、住民の理解を得られるよう広く周知します。	地域ケア推進課
<b>54 協働で地域課題の解決をめざす「市民提案型事業」</b>	
地域の課題を区民との協働により解決するため、引き続き市民提案型事業を実施します。	企画課
<b>55 安全・安心な地域社会を築く「保護司会の活動支援と社会を明るくする運動の推進」</b>	
更生保護への理解を広め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、中原区保護司会の活動が円滑に行われるよう支援するとともに、区内の各種団体と連携して「社会を明るくする運動」を着実に進めます。	地域ケア推進課
<b>56 「健康づくりネットワーク」の構築と強化で区民の健康づくりを推進</b>	
「川崎市健康増進計画第2期かわさき健康づくり21」に基づき、中原区の健康課題の解決に向けて「健康づくり推進連絡会議」等で協議し、区の特性を生かしたネットワークを強化します。また、中原区食育推進分科会を設置し、関係団体等と連携して「第5期川崎市食育推進計画」を推進します。	地域支援課
<b>57 「中原区総合子どもネットワーク事業」でともに地域の子どもの成長を見守る</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(社協)</span>	
子育てに関する様々な団体や個人が共に地域の子どもの成長を見守る関係作りをめざし、子育て・子ども支援や関係団体による情報交換・相互協力を推進し、課題の把握や解決を図り、健やかな成長を促す環境の整備や仕組みづくりを行います。	地域ケア推進課
<b>58 「幼稚園・保育園・小学校連携事業」で連続性を踏まえた子どもの育ちを支援</b>	
区内の幼稚園・保育園・小学校の教職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。 園長・校長連絡会や連携担当者連絡会、小学校授業参観や保育園・幼稚園実習等を通じ、子どもに関する諸課題について情報共有を図りながら、連携・交流を進めます。	保育所等・地域連携担当
<b>59 「保育所等人材育成・連携事業」でめざす保育の質の向上</b>	
保育の質の向上、保育施設相互の連携や交流の促進をめざし、保育園が必要とする実践的な研修や連絡会を行うとともに、保育施設の職員が相互に意見交換を行い学び合える公開保育や実習研修を行います。 中原区保育・子育て総合支援センターにおいては、保育園という実践フィールドや研修機能を活用し、人材育成を行います。区全体での保育内容研修、公立保育園職員による実技研修等、職員体制上、研修参加が難しい保育施設には、オンラインを活用するなどニーズに合わせた支援を行います。	保育所等・地域連携担当
<b>60 「中原区精神保健福祉連絡会」で安定した地域生活を支援</b>	
誰もが安心した地域生活が送れるように、対応が困難な精神障害者の支援について、行政、医療、警察等の関係機関がそれぞれの取組内容や状況について意見・情報交換を行う会議を開催します。相互理解を深める事で、関係機関との連携体制をより円滑にし、精神障害者の安定した地域生活が継続できる様に、今後も各機関とのネットワークのもと障害者支援を行います。	高齢・障害課

**61 「中原区地域自立支援協議会」で障害の有無に関わらず暮らしやすい地域をめざす**

障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域をめざして、障害者支援に関わる地域の関係機関が集まり、課題の共有や解決に向けた協議を行います。相談支援の場における実例を題材とした事例検討を様々な立場の参加のもと実施することで、より実情に応じた多角的な議論を行います。

高齢・障害課

**62 「中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議」で地ケアの取組と連携を推進**

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく協議及び情報共有を図ることを目的に、中原区における住民、企業、団体と行政等で構成するネットワーク会議を開催し、地ケアの構築に関する取組及び連携を推進します。

地域ケア推進課

**63 活気ある中原区へ「区内事業者と連携した地域づくりの推進」**

地域に関わる区内事業者等の様々な主体が資源を持ち寄り、地域が抱える課題に連携して取り組むことで、活気ある地域づくりを推進します。

地域ケア推進課

**64 災害に強い中原区をめざす「中原区防災連携協議会の取組推進」**

区内の地域住民、関係団体、企業、学校等の約130の団体と行政機関で構成する中原区防災連携協議会を開催し、平時から顔の見える関係を築きながら、地域関係者が連携する災害に強いまちをめざし、5つの分野における防災上の課題検討や情報共有を図ります。

危機管理担当

**65 安心できる避難所となるために「二次避難所施設連絡会議の開催」**

災害発生時に、一般的な避難所において生活に支障を來す人がいる場合に、的確な二次避難所の設置・運営を行うことができるよう、中原区における二次避難所社会福祉施設と区役所が連携を図り、情報交換を行うとともに、課題の抽出や検討のための連絡会議を開催します。

高齢・障害課

**基本施策4 社会福祉協議会との連携****66 「中原区社会福祉協議会との連携」でおたがいさまのまちづくり**

⇒紹介コラム P.80

中原区社会福祉協議会と連携し、お互いの役割や機能を一層発揮しながら地域福祉を推進します。また、社会福祉協議会における中原区地域福祉活動計画の取組と連携しながら、おたがいさまのまちづくりを進めます。

地域ケア推進課

## このまちのどこが好き～こんなまち・なかはら～ 取組紹介コラム

### 「川崎市地域見守りネットワーク」で異変を発見！（施策番号3-1取組No.48）

川崎市では、さまざまな事業者の皆様と連携し、日常の業務の中で住民の異変に気づいた場合に市へ連絡していただく見守り活動を行っています。令和5年10月時点で市の協力事業者として登録されているのは、新聞や電気、ガス、水道をはじめとする事業活動で、地域住民と接することが多い87事業者（訪問型、店舗型あわせて）です。

事業者の方は、郵便物が溜まっているなどの異変に気付いたら、状況に応じて区役所や消防、警察への連絡を行います。区役所に連絡があった場合は、内容に応じて訪問等の対応を行うことになっており、令和4年度は中原区内で12件の事例がありました。

今後も地域社会全体で見守る体制を確保し、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していきます。



地域見守り活動のイメージ

(お問い合わせ) 中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196

### 「住み慣れた地域でいつまでも」在宅療養の普及啓発（施策番号3-2取組No.50）

中原区在宅療養推進協議会は、中原区の9職種（医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護師事業所連絡会、介護支援専門員連絡会、訪問介護士連絡会、地域包括支援センター連絡会、病院ソーシャルワーカー連絡会と行政等）の代表で構成された団体で、相互に連携して、「住み慣れた地域でいつまでも」をメインテーマに活動しています。

認知症になっても、寝たきりになっても、ご本人やご家族が自宅での生活を望む限り、さまざまなサポート（ご近所や介護、医療、福祉制度等）を活用して、最期まで不安なく暮らし続けることができることを区民や関係者等へ知りたいとするよう、毎年、区民セミナーや関係者向け勉強会を開催し、在宅療養の普及・啓発に努めています。



協議会監修の在宅療養に関するハンドブック

(お問い合わせ) 中原区役所 高齢・障害課  
電話：044-744-3217 FAX：044-744-3345

地域の身近な相談役です「民生委員児童委員」（施策番号3－3取組No.53）

民生委員児童委員は地域の推薦により選出され、無報酬のボランティアとして厚生労働大臣から委嘱された、非常勤特別職の公務員です。高齢者、障害者、子育て中の家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを抱えている方の地域の身近な相談役として、住民の暮らしをみまもり、安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。

民生委員児童委員は、相談内容に応じて区役所など関係機関の「つなぎ役」になるほか、気になる高齢者宅の訪問、登下校時のあいさつ運動、委員同士の定例会での話し合い、子育てサロンやふれあい会食会への参加、各種募金や調査への協力など、活動は多岐に渡ります。

中原区は市内で最も民生委員児童委員が多く、9地区に分かれて活動しています。



民生委員児童委員の定例会の様子

(お問い合わせ) 中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3252 FAX：044-744-3196

みんなでつくる「おたがいさまのまちづくり」（施策番号3－4取組No.66）

中原区社会福祉協議会（中原区社協）は、区内の地区社会福祉協議会（地区社協）、民生委員児童委員、福祉関係団体、ボランティアグループ、行政機関等と連携して、『「みんなが主役」で、「みんなにわかる」、そして、「みんなでつくる」、おたがいさまの心で満ちあふれるなかはらの福祉』を基本理念に掲げ、地域福祉推進のための事業に取り組んでいます。

**主な事業**

地区社協支援、ボランティア活動・福祉教育の推進、福祉の広報啓発・情報提供、生活福祉資金貸付事業、あんしんセンター事業、災害ボランティアセンターの運営、老人いこいの家管理運営、共同募金会中原区支会事務局、区民生委員児童委員協議会事務局 等



中原区社会福祉協議会  
ホームページ



中原区社協PR大使  
中原パルるん

(お問い合わせ) 中原区社会福祉協議会  
〒211-0067 川崎市中原区今井上町 1-34  
和田ビル 1 階 福祉パルなかもら内  
電話：044-722-5500 FAX：044-711-1260  
<http://www.nakaharaku-shakyo.jp>

## 基本目標4 地域参加の仕組みづくり

### ■取組名

基本施策1	活動・交流の場づくり
67 「なかはら子ども未来フェスタ」の開催を通した地域で子育てを行う風土の醸成	子育て世帯と子どもに関わる地域団体等の交流の機会を創出し、中原区全体で子育てを行う風土の醸成を推進することを目的とし、区民が主体的に作り上げる「なかはら子ども未来フェスタ」を開催します。
68 「なかはら福祉健康まつり」の開催を通した地域福祉の推進	お互いに理解し、支えあうふれあいの場である「なかはら福祉健康まつり」を通して、誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざすとともに、福祉や健康について考える機会を提供します。
69 ともに生きる地域社会へ「障害者社会参加学習活動ヤングジャンプセミナー」	地域での体験活動や交流等の学習機会を提供し、障がいのある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、ともに生きる地域社会の実現をめざします。参加者・ボランティアの垣根を超えた多世代交流や活動は話し合いで決定する過程など、自主的な取組を支援します（令和7年度からは指定管理者が事業を継続します。）。
70 気軽に集い、つながりをつくる「中原区民交流センターの運営」	区内の市民活動を推進する施設として、さまざまな活動をしている団体同士が気軽に情報交換し、区内の市民活動情報が集まる場所づくりをめざしています。さらに効果的な広報を行い、区民が気軽に集いつながりを作る場としての周知を図っていきます。
71 「中原市民活動の集い『なかはらっぽ祭り』の開催」で市民活動の活性化	市民活動の活性化による市民自治の確立に向けて、中原区民交流センター「なかはらっぽ」に登録している市民活動団体が企画から運営まで主体的に行うイベントを支援します。 イベントでは来場する区民との交流を図る機会も設け、団体の活動を広く周知するとともに、団体相互の交流を推進します。
新規 72 公園緑地の愛護活動を通した憩いの場づくり ⇒紹介コラムP.82	公園緑地の日常的な維持管理をしている、地域の方を中心に構成された公園緑地愛護会や管理運営協議会とともに、公園緑地がより身近で、地域の憩いの場となるよう、愛護活動の活性化を図ります。
新規 73 地域におけるゆるやかなつながりの場づくり ⇒紹介コラムP.86・P.87	ご近所さんぽやオンラインでの体操などを通して、さまざまな方が広く参加しやすい場づくりを行い、ゆるやかなつながりの創出を促進します。

## 基本施策2

## 地域マネジメントと地域コミュニティの推進

## 重点施策

## 74 地域包括ケアを推進する「地域マネジメントの推進」 ⇒紹介コラム P.92

地域情報を収集・分析・共有し、地域のさまざまな活動主体と連携した地域づくりを進めるとともに、庁内の分野横断での連携体制を一層強化していきます。また、把握・蓄積した地域活動のノウハウを区民の主体性を引き出す取組や活動に反映・還元していくことにより、誰もが住み慣れた地域や本人が望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。

地域ケア推進課  
企画課

## 75 「地域コミュニティの推進」で自分らしく暮らせる中原区へ ⇒紹介コラムP.83

地域主体の新たな活動や価値を生み出す基盤である「ソーシャルデザインセンター」の取組など、「これから のコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく支援をすることにより、地域住民がつながりを持ち、誰もが自分らしく暮らせるまちになるように取組を進めます。

企画課

## このまちのどこが好き～こんなまち・なから～ 取組紹介コラム

「管理運営協議会×小学校×保育園」で公園をもっと地域の憩いの場に

(施策番号4-1取組No.72)

中原区役所道路公園センターでは、緑化推進及び地域の魅力向上に向けた取組を進めており、令和5年度には、こすぎ公園（中原区小杉町2丁目295-3）で小学校と保育園による花壇づくりを行いました。

この取組は、「市制100周年をお祝いしたい」との市立小杉小学校の児童の想いから始まったもので、令和5年11月に児童が花植えを行った後、近隣の5つの保育園も加わり、同年12月に花壇が完成しました。

こうした取組をきっかけに、公園を管理する管理運営協議会を含めて地域の中でつながりが生まれ、公園がにぎわい、地域の交流の場・憩いの場となるように取組を進めていきます。



みんなで植えて完成した花壇



保育園児の皆さんが大切に育てています

(お問い合わせ) 中原区役所 道路公園センター  
電 話：044-788-2311 FAX：044-788-1106

「あなたのやりたい！でこのまちを元気にしよう！」  
中原区ソーシャルデザインセンター（SDC）が活動中！（施策番号4－2取組No.75）

中原区SDCとは、地域主体のつながりや新たな価値を生み出すために、知る、集う、つながる等の機能を実践するさまざまな取組を行っています。

月1回の定例の交流・共有・提案の場である、YORIAI（定例会）の開催とともにテーマ別のグループ活動として、里山保全や自然体験など、地域の課題にお試しでチャレンジする取組、地域の資源や魅力を発信する中原区の「宝の地図」の作成、対話を通してつながりをつくる交流会等、機能実践の取組を地域の方々が主体となって実施しています。

中原区SDCのつながりから、転入者向けに区内で活動している市民を紹介するイベントや企業と連携したコラボ企画など、たくさんの取組が実現しています。



YORIAI（定例会）は大盛況！



中原区ホームページ  
(SDCについて)

(お問い合わせ) 中原区役所 企画課  
電話：044-744-3149 FAX：044-744-3340

もっと！

## このまちのどこが好き～こんなまち・なかはら～ 取組紹介コラム

### 健康増進と多世代交流の場！ふれあい体操【大戸地区】

大戸地区では、上小田中南公園や大戸神社の境内で月1回地域住民が主体となり、ふれあい体操を行っています。

中原区運動普及推進員（ヘルスパートナー中原）の方と一緒に、ラジオ体操やミニケロはっぴいダンスなど、さまざまな体操を30分程行うこの活動は、予約不要で自由に参加できるため、地域のシニア世代だけでなく、公園や神社に散歩に来た保育園児や親子も気軽に参加でき、自然と多世代交流の場にもなっています。

【ご案内】※雨天時、祝日、8月はお休み

- 上小田中公園ふれあい体操  
第1木曜日 10時～10時30分
- 大戸神社ふれあい体操  
第2水曜日 10時～10時30分



大戸神社でのふれあい体操の様子

(お問い合わせ) 中原区役所 地域支援課

電話：044-744-3308 FAX：044-744-3196

### みんなのひろば♪ ポーラスターのラジオ体操【小杉地区】

ポーラスターは「誰もが自分の人生の主役として、住み慣れた場所で、最期までイキイキと心地よく暮らすことができる ゆるやかな つながりづくり」をコンセプトに、中原区役所の芝生広場でのラジオ体操やフレイル予防・認知症予防などの座談会や講座を開催しています。

活動にあたっては、「閉じこもりの防止や、外出のきっかけづくり」、「ゆるやかな関係づくりで孤立を防ぐ」「高齢になっても、病気になっても、交流の場で関わり続けることができる関係性づくり」を目標にしています。

【ご案内】ラジオ体操 ※予約不要・出入り自由

- 毎週 火曜日・金曜日 10時～
- 中原区役所芝生広場
- (祝日休日／雨天時／夏季／年末年始はお休み)



ラジオ体操をきっかけに、交流の輪が広がっています

(お問い合わせ) ポーラスター〈代表・うがじん〉

電話：080-7826-7519 メール：hello.polarstar258@gmail.com

## 大好き MARUCO 調査隊～新丸子こども文化センターの子どもたちが町を歩く～ 【丸子地区】

新丸子こども文化センターでは、令和4年から、子どもたちが地域に関わるきっかけを作るための取組を行っています。その名も「大好き MARUCO 調査隊」。子どもたちが「地域の大好きなお店や場所」について話し合い、その後実際に訪問してお話を伺います。

子どもの興味を地域に向けることが地域と関わる第一歩、と始まったこの取組では、令和4年度に伏見稻荷大社・NEC玉川事業場、令和5年度に和菓子屋・魚屋・フラメンコ教室を訪問しました。

中原区で行っている地域をゆるりと歩く「ご近所さんぽ」もこの調査に2年連続で同行しており、ご近所さんぽの皆さんと調査隊の子どもたちが一緒に歩くことで、多世代交流も生まれています。



地域を取材する MARUCO 調査隊とご近所さんぽのみなさん

(お問い合わせ) 新丸子こども文化センター  
電話：044-711-0368

## 「かふえ・上平間」ここへ来れば出会えます！【玉川地区】

地域住民やおひとり暮らしの方、どなたでもここへ来れば誰かと会える…そんな力フェをめざして、令和4年11月から活動を始めました。おしゃべりしながらお茶を囲み、時には笑いヨガを楽しんだり、よく来ている近所の方が得意のハーモニカを演奏してくれて、その演奏に合わせて自然に皆で歌い始めたり…集まった人が自由に過ごすことができます。

また、ここには地域に根付いた「生活支援コーディネーター」がいます。高齢者の生活の困りごとの相談や、介護予防にちなんだ取組も行っていて、どなたでも安心して参加できる「かふえ・上平間」です。

### 【ご案内】

日時：毎月第1～第3水曜日（月3回）14時～  
会場：なかはら看護小規模多機能ホーム



ハーモニカ演奏が始まると自然と手拍子や歌声が♪

(お問い合わせ) なかはら看護小規模多機能ホーム  
中原区上平間 1264 メディホープなかはらビル  
電話：044-744-3308 FAX：044-744-3196

## 楽しむことから新たな関係づくりへ～井田カネフラ【住吉地区】

「井田カネフラ」は、男性のフラダンス（カネフラ）を見た老人クラブメンバーの「やってみたい」の声から始まりました。

メンバーの奥様がフラを習っていたこともあって話が進み、先生の指導を受けるようになりました。最初は老人クラブ活動の一環でしたが、令和5年2月に老人クラブの枠を飛び出して、団体として活動しています。

今では、月1回のレッスン（+親睦会♪）を楽しみにしながら、専属のバンドメンバーとさまざまなイベントに参加して交流を深めています。令和5年はイベント出演9件のほか、市政だよりへの活動掲載や、かわさきFMの出演もありました。

新規会員を募集しています（令和6年1月時点）。見学にもどうぞお越しください。



さまざまなイベントに出演しています！



井田カネフラ  
ホームページへのリンク

(詳細はこちら) 井田カネフラ  
ホームページ：<http://www.nextftp.com/nagaty/>

## 「ご近所さんぽ」で、ゆるやかなつながりをつくっています

(施策番号4-2取組 No. 75)

《お住まいのご近所をお話ししながらゆっくり歩く》、それが、中原区が広めている「ご近所さんぽ」です。この取組は、令和4年4月に「コロナ禍でも外で気軽に集える場をつくりませんか？」という区役所からの呼びかけに応じてくれた、数人の「おさんぽ好き」が集まったところから始まりました。令和5年12月時点で中原区内の各地区を定期的に歩いているほか、地域のさまざまな施設や団体と連携して、中原区に「おさんぽ」を広めています。

### おすすめポイント！

- ✓ 歩くと健康に良い！
- ✓ 思い立った時に気軽に始められる！
- ✓ みんなで歩くと、自然と会話が弾む！
- ✓ 少しずつ、地域に顔見知りが増える！



地域の集いの場を知る機会にも！



中原区ホームページ  
（「ご近所さんぽ」について）

(お問い合わせ) 中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196

## 離れていても交流ができる「オンライン体操」

(施策番号4-2取組No.75)

その場に赴かなくても、自宅や外からでも交流できる機会をつくるため、中原区では令和3年度からオンライン体操に取り組んでいます。当初は、日本電気株式会社（NEC）が社内向けに実施していたオンラインの体操・交流プログラムでしたが、区役所や地域の方も参加するようになって、プログラムが発展してきました。

令和5年度は「ラジオ体操第1」をはじめ、参加者に振り付けアイデアを出してもうう「だれでもダンス」、地域活動の場に区職員が伺う「突撃！地域の場」の3つの構成で実施しました。区内の高齢者施設やこども文化センターなど、さまざまな場所からオンライン上に集まっています。

フレイル予防には、身体を動かすのはもちろん、交流による社会参加が大切と言われています。自宅にいても区内各地とつながれるというメリットを活かし、さまざまな団体や施設の方とも一緒に、交流の機会を作っていきます。



自宅からでも区内各地とつながれます



中原区ホームページ  
（「オンライン体操」について）

(お問い合わせ) 中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196

## 「なかはらYOKUSURU会議」で子どもから大人たちが気づきを得る

令和5年度から小学校などと連携し、子どもと地域の大人などが話し合いをする「YOKUSURU会議」を開催しています。この会議は、大人から子どもに対して知識などを教えるのではなく、子どもとの話し合いを通じて、大人が気づきを得ることを目的としています。

令和5年度には、中原小学校において「安全安心」のテーマで、行政、警察、消防、町会、企業の大人の方々と話し合いました。

また、上丸子小学校においては、中原区で活躍する大人の方を招いて、小学校の総合的な学習「なりたい自分になるために大切なことは何だろう」というテーマで話し合いを行いました。

今後も、子どもたちとの話し合いを通じて得た、大人たちの気づきを地域福祉の推進に活かしていきます。



上丸子小学校での様子（車座集会と合同実施）

(お問い合わせ) 中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196

## 「誰でも参加できるダンス」があるのを知っていますか？

### ダンスラボラトリー

「ダンスを通じて、障がいという垣根をなくす」という理念を基に、年齢・性別・国籍・障がいの有無を超えて参加者みんなで楽しめるインクルーシブダンスの教室を開催しています。自分のペースに合わせて参加できるので、初めての方やスキルを伸ばしたい方など、どなたでも参加することができます。また、川崎市や中原区で開催されているイベントに多く参加していますので、見かけたらぜひ声をかけてみてください。

(詳細はこちら) ダンスラボラトリー

<https://dancelaboratory-japan.com/>



みんなで楽しむインクルーシブダンス

ダンスラボラトリー  
ホームページへのリンク

### ダンサンブル

ヒップホップやバレエ、フラメンコなど、決まった型をいかに上手に踊ることができるかが重要なダンスとは違い、決まった型はなく、自分たちで踊りを創るコンテンポラリーダンスを行っています。そのため、ダンス経験歴や身体の違い、年齢など問わず、ダンスを楽しむことができ、中原区では「誰でも踊れるダンス広場」や各種イベントなどで体験することができます。

カラダを動かしたい方、一緒に踊ってみませんか？

(詳細はこちら) ダンサンブル

<https://www.dancensemble.com/>



テーマに合う動きを入れて自由にダンス！



ダンサンブル  
ホームページへのリンク

## 「識字学習活動」を通して、共に生きる地域社会をめざします

(施策番号 1－4 取組 No. 20)

識字学習活動（日本語学級）は、日本語の会話や習慣など、生活に必要な日本語の習得をめざす外国人市民等を対象として、市民ボランティアが学習を支援し、学習者と支援者の相互学習・交流を通して、共に生きる地域社会の実現をめざす取組です。

1～7名程度の学習段階別のグループをつくり、生活に必要な日本語学習と日本文化や社会習慣の理解を中心に、必要に応じてテキストなどの教材を用いた学習をしています。

中原市民館では、火曜日に午前コース（10時～11時30分）と夜間コース（18時30分～20時）の2コースで実施しています。



中原区ホームページ  
(日本語学級について)

(お問い合わせ) 中原市民館 中原区新丸子東3-1100-12  
電話：044-433-7773 メール：[88nakasi@city.kawasaki.jp](mailto:88nakasi@city.kawasaki.jp)

## 中原区保育・子育て総合支援センターはこんなところです

保育園と地域子育て支援センターの複合施設です。保育士、看護師、栄養士など子どもに関する専門職がいます。子育て家庭の支援など保育と子育てを総合的に支援しています。子育てに関する地域のコミュニティとしてボランティア育成も行っています。

### **中原保育園**

「園庭開放」や「体験保育」などを行っています。保育園児と交流しながら保育士と子どもの関わりなどを知ることができます。

### **一時預かり保育**

0歳児から就学前のお子様の一時保育を行います。

### **地域子育て支援センター**

子育てに関わる方が安心して遊べるスペースです。お子様の年齢、発達に応じた遊具で遊びながら、保護者の交流の場となっています。子育ての悩みや心配ごとも相談できます。



パパとあそぼう～親子で運動遊び～



中原区ホームページ  
(中原区保育・子育て  
総合支援センターにつ  
いて)

(お問い合わせ) 中原区保育・子育て総合支援センター  
中原区小杉陣屋町2-3-1 電 話：044-744-3288

## 「地域包括支援センター」は高齢者に寄り添う身近な相談窓口です

区内の6つの地域包括支援センターは、高齢者とご家族、地域の方の身近な相談窓口です。65歳以上の方やご家族、地域のみなさまが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、川崎市から委託を受けた法人が設置運営する公的相談機関です（介護保険財源により運営されています）。

主な業務内容は、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援等です。

高齢者の方々の生活や介護に関する相談をうかがい、解決方法と一緒に考えたり、必要な方に介護保険申請のお手伝いをしたり、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用支援、情報提供等を行い、さまざまな関係機関と連携して、地域の協力体制をつくっています。



高齢者の方の相談をお聞きするイメージ

(お問い合わせ) 中原区役所 高齢・障害課  
電 話：044-744-3217 F A X：044-744-3345

## つながりを生み・育む「こども食堂」

「こども食堂」は、子どもが一人でも行ける地域の食堂で、無料または低額で食事と居場所を提供しています。「こども食堂」と言っても子どもや親子に限らず、どなたでも受け入れている場所もあり、地域の中であたたかい食事を通した人々の交流が生まれています。

このコラムでは、令和元年9月から活動している「まきまきキッチン」をご紹介します。

### まきまきキッチン

「こども食堂」を立ち上げようと思っていた時に「どうしたら必要な人に届けられるのか」悩みました。でもよく考えたら「必要な人をどうやって探すのか？」分かりませんでした。

そして、もっと考えた時に「必要な人とそうでない人を分ける必要があるのか？」ということに気付くことができました。さまざまな「こども食堂」がありますが、「まきまきキッチン」は必要としている人は誰でも来られる場所にしました。

人にはそれぞれの事情があります。前日まで不調でへとへとな人、仕事と育児に追われている人、誰かと話したい人、一人暮らしの人、ゆっくりご飯を食べたい人、どなたでもいらしてください。もちろんお手伝いをしてくださるボランティアとしての参加もいつでもどうぞ！お料理以外にもできることはありますよ！

私たちがこうして暮らしている  
中原区が、子どもたち自慢の

「ふるさと」になるように地域でつながり、顔が見える関係を作る  
ことも「こども食堂」の役割の  
1つとして考え、これからも  
楽しい居場所を提供できるように  
活動していきます。



「まきまきキッチン」はみんなの楽しい居場所です

#### 【ご案内】

日時：毎月第3土曜日 10時～14時頃

会場：カトリック中原教会

（中原区今井南町17-3）

○詳細は、Facebook、  
LINE、Instagramで  
「まきまきキッチン」  
と検索してください。



まきまきキッチン  
ホームページへのリンク

#### （お問い合わせ）

まきまきキッチン〈代表・あんざい〉

電話：090-6036-4546

メール：anzaimakiko98@gmail.com

## 川崎若者就労・生活自立支援センター「ブリュッケ」は、懸け橋です

川崎若者就労・生活自立支援センター「ブリュッケ」は、川崎市から運営委託を受けた「認定NPO法人フリースペースたまりば」が、15～39歳で社会とのつながりに困難を抱える生活保護世帯等の若者たちの自立に向けた居場所・就労支援を行っています。

「ブリュッケ」は、ひとりでほっとできる場所が欲しい、仲間が欲しい、外に出るきっかけが欲しい、仕事のことを聞いてみたい、など自分らしく一步を踏み出すための居場所です。

※ブリュッケとは、ドイツ語で「懸け橋」という意味です。居場所での関わりによって人と人が繋がり、居場所から地域へ、そして就労へ、さまざまな繋がりを大切にして懸け橋となっていきたいという想いが込められています。



ブリュッケのイメージイラスト

(お問い合わせ) 川崎若者就労・生活自立支援センター「ブリュッケ」  
電話：044-789-9602 FAX：044-789-9606

## 増えるひとり暮らしの高齢者～住まいと住まい方の変化から地域づくりへ

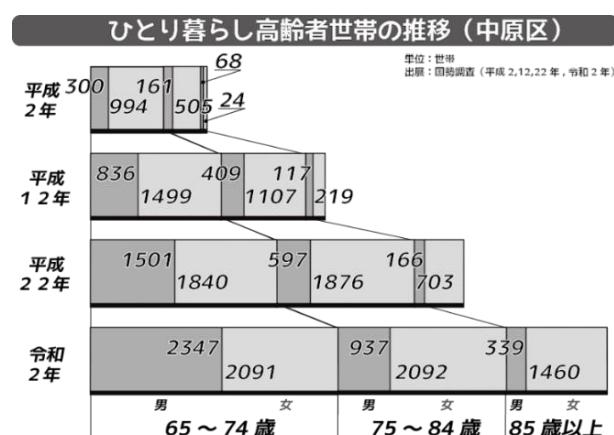
中原区でも高齢者のひとり暮らしは増えています。国勢調査の数値によると、85歳以上では、平成22年から令和2年の10年間で約2.1倍、平成2年から令和2年の30年間では19.6倍も増加しています。

また令和2年のデータを男女比で見たときに、85歳以上の男性の割合は18.8%、65～74歳では52.9%と、男性のひとり暮らしが増えていることが分かります。

ひとり暮らしの増加等、家族構成の変化等に伴って、住宅事情も変化しています。

「加齢で足腰が弱り、集合住宅の階段の上り下りができない」、「引っ越ししたいが保証会社が必要になり、費用がかさむ」といった個別の住宅問題から、空き家の増加やいわゆる買い物難民など、地域全体に関わる課題なども顕在化してきています。

「安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」に向けて、住宅関連施策を注視し、地域や企業等のさまざまな関係者との情報共有・連携を行いながら、地域づくりを進めます。

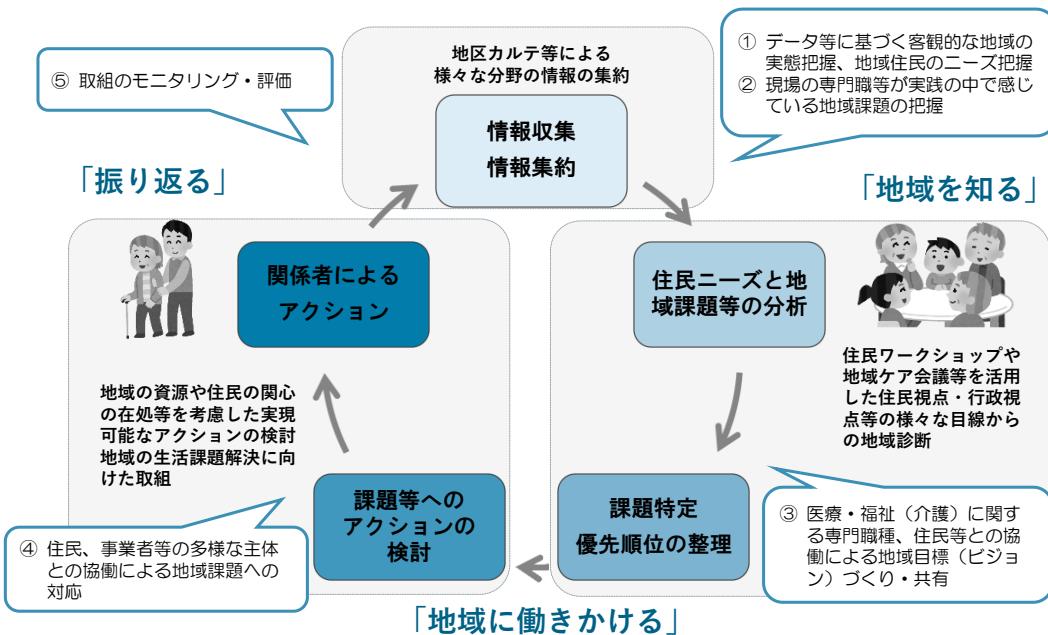


(お問い合わせ) 中原区役所 地域ケア推進課  
電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196

## 地域マネジメントで得られたノウハウをこれからに活かす！

(施策番号4-2取組No.74)

「地域マネジメント」は、地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを行うことです。限られた資源を最大限活用して、多様なケアニーズに対応することが求められる地域包括ケアシステム構築において、「地域マネジメント」は大変重要な取組と言えます。



行政サービスを含めた実際の支援の現場では、当事者の方に複数の困難があり、それぞれに応じた支援が必要であるにも関わらず、個別に対応している場合もまだまだあります。

多様な資源が一体的に提供される体制の実現、すなわち地域包括ケアシステムの構築をめざすためには、日頃から情報や課題の共有が行える「顔の見える関係」が重要であり、そのためには、まずは行政内における分野横断的な連携体制をより一層強化し、地域資源の共有や協働など、さまざまな形で連携を具体化していくことが必要です。さらに、地域におけるさまざまな関係機関や主体者とのつながり強化も一体的なケアの提供につながります。

今後は、その連携の具体化によって得られた取組のノウハウ（成功した事例だけではなく、うまく進められなかった反省なども含めて）を、地域の方々にもより分かりやすい形で反映・還元していくことで、地域マネジメントの循環を活性化させ、区民が「安心して暮らし続けられる」と思える中原区をめざします。

(お問い合わせ)

- ・中原区役所 地域ケア推進課 電話：044-744-3239 FAX：044-744-3196
- ・中原区役所 企画課 電話：044-744-3149 FAX：044-744-3340

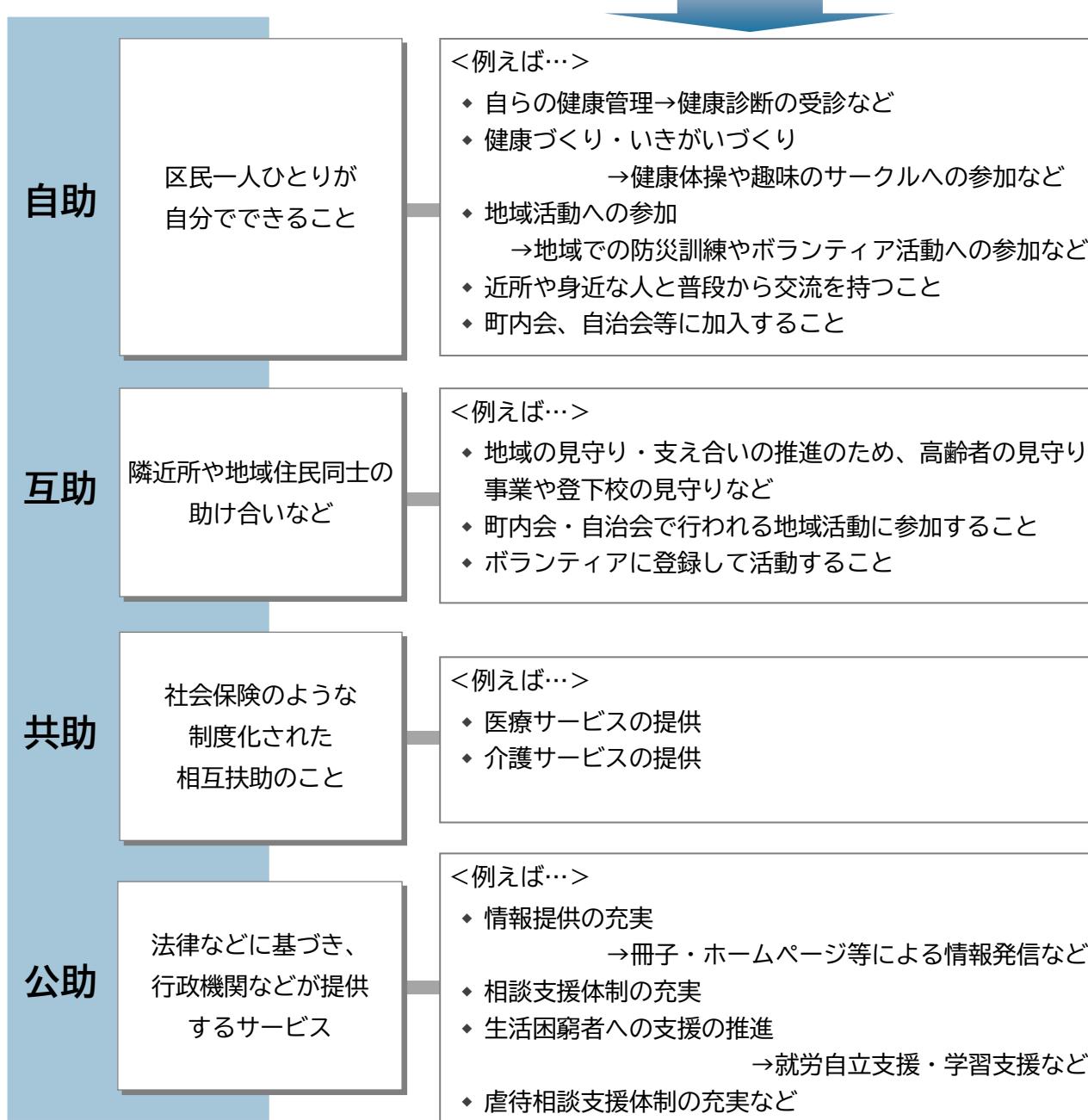
## 6 地域福祉計画の進め方

区民、地域の活動者・地域組織・福祉関係団体、事業者等、社会福祉協議会、行政（区）がそれぞれの役割を持って自助・互助・共助・公助をバランスよく機能させ、地域福祉計画を推進していきます。

### 【推進の仕組み】

それぞれの役割

具体的な行動や取組



## 7 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、区役所の地域包括ケアシステム及びコミュニティ施策の方針決定を行う「中原区地域包括ケアシステム・コミュニティ施策推進本部会議」にて、区の取組の進捗管理及び推進に係る検討を行います。

また、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「中原区地域福祉計画推進検討会議」において、区民の視点で計画の推進及び進行管理等の点検を行います。

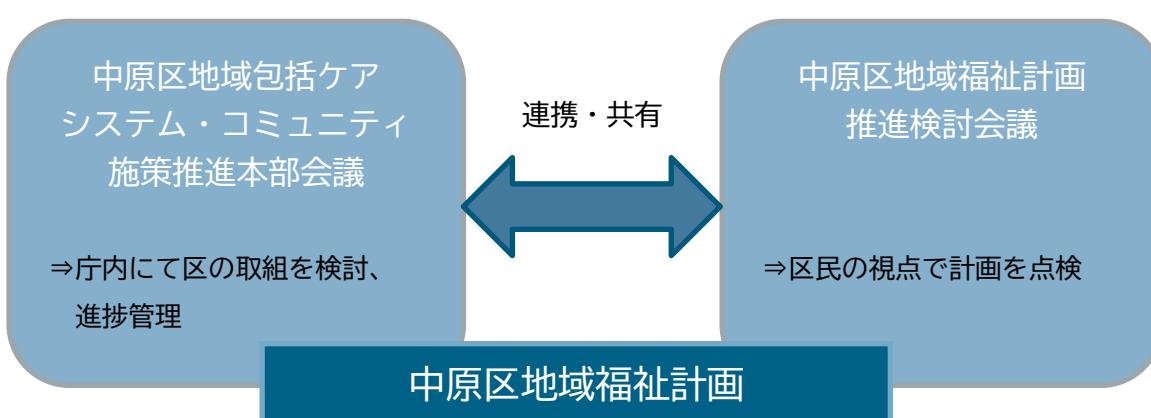
2つの会議は連携しながら、P D C A サイクルにより中原区地域福祉計画を推進していきます。

### 【計画の進行体制】

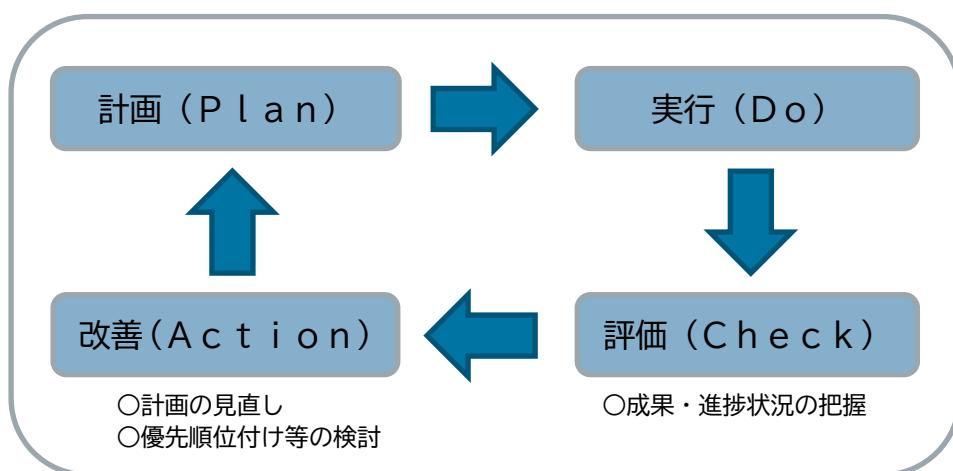
#### 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

【区の方針決定・進捗管理・役割分担】

【計画の推進・進行管理・点検・見直し】



### 【P D C A サイクル】



# 資料編



## (1) 第7期中原区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
令和4年 11～12月	第6回 川崎市地域福祉実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動やボランティア活動に関する調査</li> <li>・保健・福祉に関する調査など</li> </ul>
令和5年 6月12日	第1回 中原区地域福祉計画推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中原区地域福祉計画について</li> <li>・第6期中原区地域福祉計画進捗状況について</li> </ul>
8月1日	第2回 中原区地域福祉計画推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期川崎市地域福祉計画について</li> <li>・第7期中原区地域福祉計画の骨子【基本理念・目標・施策】(案)について</li> <li>・第7期中原区地域福祉計画における重点施策(案)</li> <li>・第7期中原区地域福祉計画の構成(案)と具体的な取組の記載イメージについて</li> </ul>
9月26日	第3回 中原区地域福祉計画推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期中原区地域福祉計画の素案(案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
12月1日～ 令和6年 1月22日	パブリックコメント	意見募集
1月14日	高齢・障害・地域福祉計画説明会  〔 当日の参加者：44名、 御意見：22件 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期かわさきいきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）</li> <li>・第5次かわさきノーマライゼーションプラン改訂版（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）</li> <li>・第7期川崎市・各区地域福祉計画</li> </ul>
2月16日	第4回 中原区地域福祉計画推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント及び説明会の結果報告</li> <li>・第7期中原区地域福祉計画案の確認</li> </ul>

### ■パブリックコメント（意見募集）について

本市では、自治基本条例の基本理念に基づいて、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ることを目的として、「川崎市パブリックコメント手続き条例」を制定しています。

「第7期中原区地域福祉計画」の策定においても、市民生活にとって重要な政策であるため、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求めるパブリックコメントを実施いたしました。

## (2) 中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中原区地域福祉計画推進検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

### (目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

### (委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) その他区長が特に認めた者

### (開催期間)

第4条 会議の開催期間は、地域福祉計画の計画期間とし、必要に応じて開催することとする。

### (関係者の出席)

第5条 会議は必要があると認めるときは関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱の廃止)
- 2 中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱は廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

## (3) 中原区地域福祉計画推進検討会議（任期：R3.4～R6.3）

氏名	所属団体	役職名
後藤 純	東海大学建築都市学部建築学科	特任准教授
松原 清一	中原区社会福祉協議会	副会長
内田 治彦 (R3.4～R5.3)	中原区町内会連絡協議会	会長
原 新次 (R5.4～)	中原区町内会連絡協議会	会長
山本 実千代	中原区民生委員児童委員協議会	常任理事
伊藤 義昭	なかはらボランティア連絡会	代表
石井 秀和	コミュニティカフェ新城テラス	オーナー
安西 卷子	こども食堂まきまきキッチン	主催者
田中 初枝	なかはらパンジー隊	リーダー
園部 由美	相談交流ひらま	地域生活指導員
新井 なおみ (H31.4～R4.3)	地域包括支援センターひらまの里	センター長
佐藤 文子 (R4.4～)	地域包括支援センターこだなか	センター長

(順不同 敬称略 役職名は在任中のもの)



## 第7期中原区地域福祉計画

【発行年月】 令和6（2024）年3月

【編集・発行】 川崎市中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）  
地域ケア推進課

〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245

T E L 044-744-3239

F A X 044-744-3196

E-mail 65keasui@city.kawasaki.jp

